

上越市こども計画 (案)

(令和 7 年度～令和 11 年度)

はじめに

作成中

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の法的根拠と位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
5 計画の策定に向けた検討体制	5
第2章 こども・子育て家庭を取り巻く現状	6
1 統計等からみる上越市の現状	7
2 アンケート調査や聴き取りから見える現状	13
3 「上越市子ども・子育て支援総合計画」の計画期間における主な取組と成果指標 ..	33
4 課題の整理と今後の施策検討の視点	41
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 基本理念	44
2 基本目標	46
3 施策の体系	47
4 計画における実施主体とその主な役割	48
5 取組の成果指標	50
第4章 施策の展開	51
基本目標 1 安心してこどもを産み、喜びと生きがいをもって子育てできる社会づくりの推進 ..	52
基本施策 1-1 子育て家庭の経済的負担の軽減	52
基本施策 1-2 母子保健の充実	54
基本施策 1-3 家庭と地域の子育て力の向上	56
基本施策 1-4 保育環境の充実	58
基本施策 1-5 多様な保育サービスの提供	60
基本目標 2 こどもが自分らしく、健やかに成長することができる環境の充実 ..	62
基本施策 2-1 こどもの権利の尊重・擁護と意見の反映	62
基本施策 2-2 多様な居場所や体験の場づくり	66
基本施策 2-3 障害などの理由により特別な配慮が必要なこどもへの支援の充実 ..	68
基本目標 3 地域や学校、企業等、社会全体でこどもと子育て家庭を支える体制の強化 ..	70
基本施策 3-1 学校教育環境の充実	70
基本施策 3-2 地域ぐるみのこどもの健全育成の推進	72
基本施策 3-3 相談支援体制の充実	74
基本施策 3-4 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進	76

基本目標 4 若者が、希望をかなえ、自分らしく活躍することができる支援の充実 ..	78
基本施策 4-1 若者が希望をかなえ、活躍できる環境づくり	78
基本施策 4-2 就労・起業の支援	80
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	82
第5章 「教育・保育」などの量の見込みと確保方策	85
1 量の見込みと確保方策について	86
2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域	87
3 教育・保育の量の見込み及び確保方策等	88
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策等	99
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容	123
第6章 計画の推進、評価	124
1 計画の推進	125
2 計画の評価	125
資料編	126
1 子どもの生活実態に関するアンケート調査結果の概要	127
2 こどもからの意見の聴き取り	149
3 策定経過	151
4 上越市子ども・子育て会議条例	152
5 上越市子ども・子育て会議委員名簿	154

第 1 章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

令和5年の人口動態統計では、全国における出生数及び合計特殊出生率が過去最低を更新し、ともに8年連続で前年を下回るなど、我が国の少子化は推計を上回るペースで進行しており、歯止めがかからない状況が続いています。

さらに、児童虐待の相談対応件数と不登校の件数が過去最多を更新したことを始め、こどもの貧困やヤングケアラーの問題、共働き世帯の増加に伴う仕事と子育ての両立の難しさなど、こどもや子育て家庭が抱える課題は多岐に渡り、深刻さが増えています。

こうした背景の下、国では令和5年4月の「こども家庭庁」の発足に合わせ、「こども基本法」を施行し、次代の社会を担う全てのこどもが、権利の擁護を図られながら、将来にわたって身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができ「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策を総合的に推進しています。

また、同年12月に閣議決定した「こども大綱」において、これまで別々に作成・推進してきた、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が明示されるとともに、こども基本法において、市町村は、こども大綱を勘案した「こども計画」の策定に努めることとされています。

一方、当市では、令和4年度に策定したまちづくりの最上位計画である「上越市第7次総合計画」（計画期間：令和5年度～令和12年度）の基本目標の一つに「次代を担うひとを育むまち」を位置付けるとともに、その実現に向け、こども政策の総合的な指針である「上越市子ども・子育て支援総合計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）において、具体的な目標を定め、各種施策について進捗管理を行いながら、安心してこどもを産み育て、こどもたちが健やかに育つ教育・社会の環境の整備を着実に推進してきました。

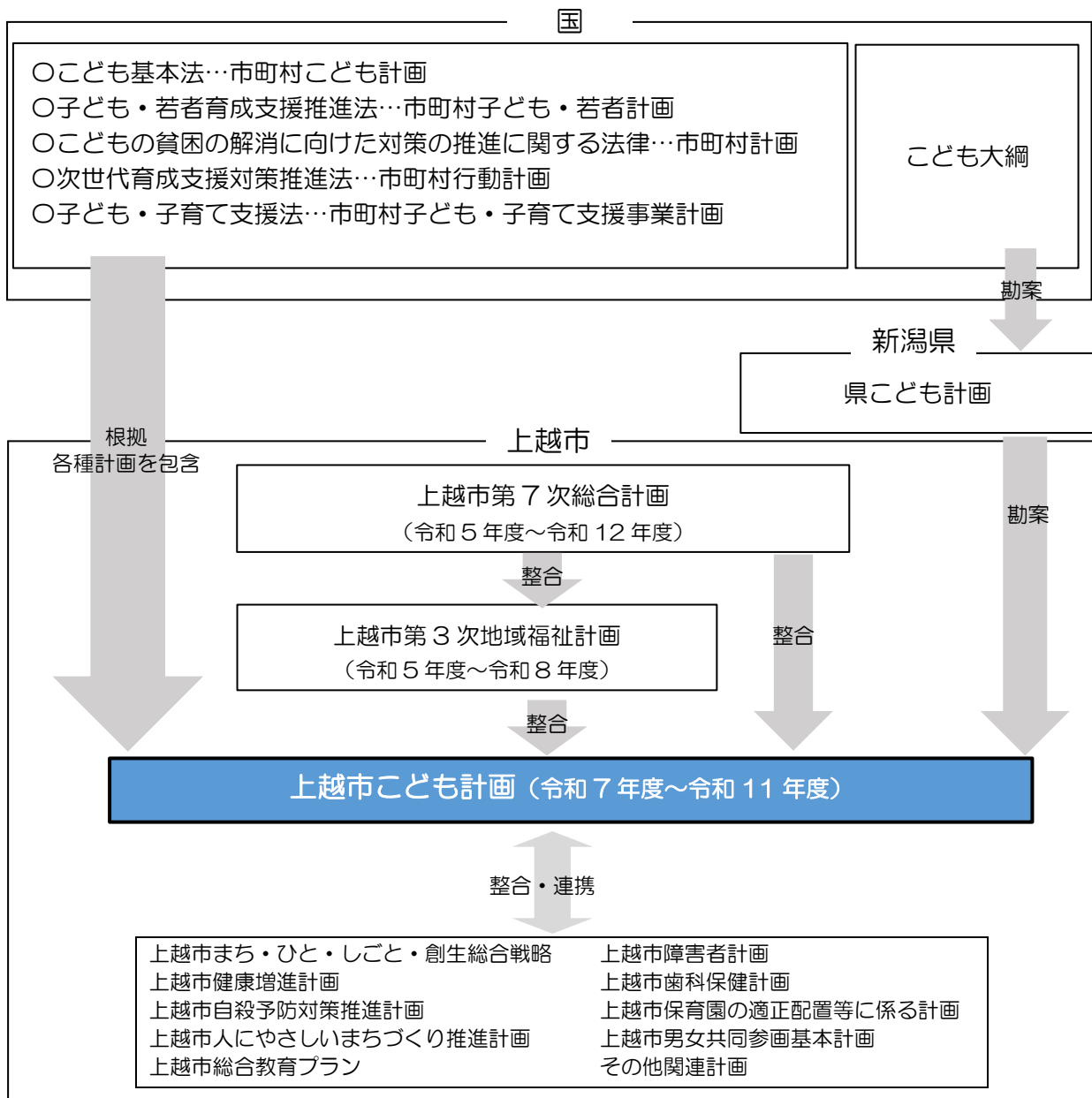
この度、「上越市子ども・子育て支援総合計画」の計画期間の終了に当たり、各種施策のより一層の推進を図るため、これまでの計画の基本理念や取組を継承しつつ、アンケート調査や意見の聴き取りで把握した子育て家庭の状況やこどもの意見を十分に勘案した上で、こども基本法やこども大綱に基づく新たな視点や取組を取り入れながら、こども、子育て施策の総合的な指針として「上越市こども計画」を策定しました。

2 計画の法的根拠と位置付け

本計画は、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」です。

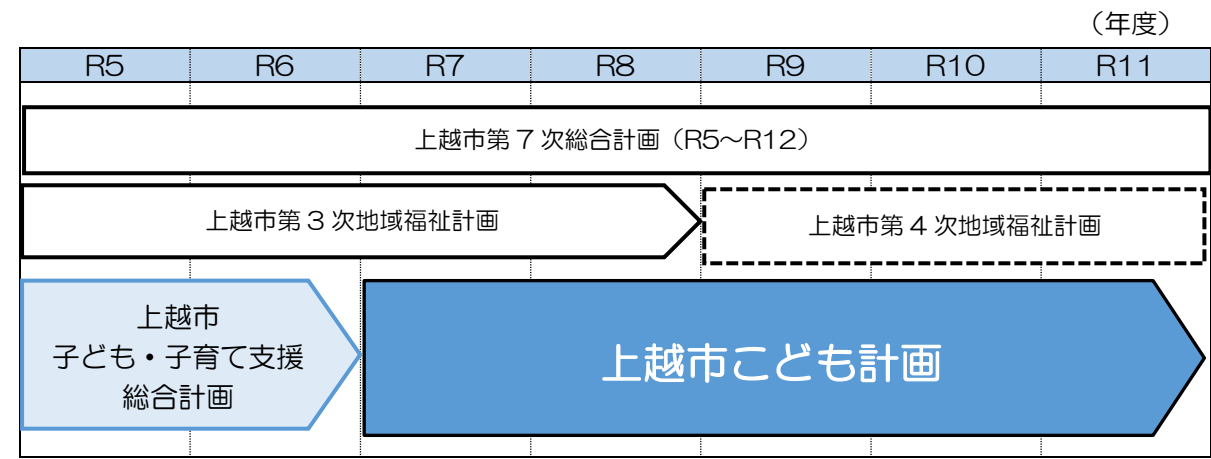
これまでの「上越市子ども・子育て支援総合計画」で包含していた「子ども・子育て支援法」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（旧：子どもの貧困対策の推進に関する法律）」、「次世代育成支援対策推進法」及び「上越市子どもの権利に関する条例」に基づく各種計画に加え、新たに「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含しています。

本計画の策定に当たっては、「上越市子ども・子育て支援総合計画」の基本的な考え方について、現状やこどもの意見、各種法律等に照らし再整理した上で継承するとともに、直近に策定された市の最上位計画である「上越市第 7 次総合計画」、福祉分野の上位計画である「上越市第 3 次地域福祉計画」及びその他関連計画との整合を図っています。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間です。
計画期間内において、「上越市総合計画」、「上越市地域福祉計画」及び関連計画と整合を図るなど、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の対象

「子ども・子育て支援法」では「子ども」を 18 歳未満と定義しており、同法に基づき策定した「上越市子ども・子育て支援総合計画」においては主に 18 歳未満のこども及び子育て家庭を計画の対象とし、様々な施策を推進してきました。

こども基本法における「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とされ、年齢で必要なサポートが途切れないよう、それぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことが示されています。

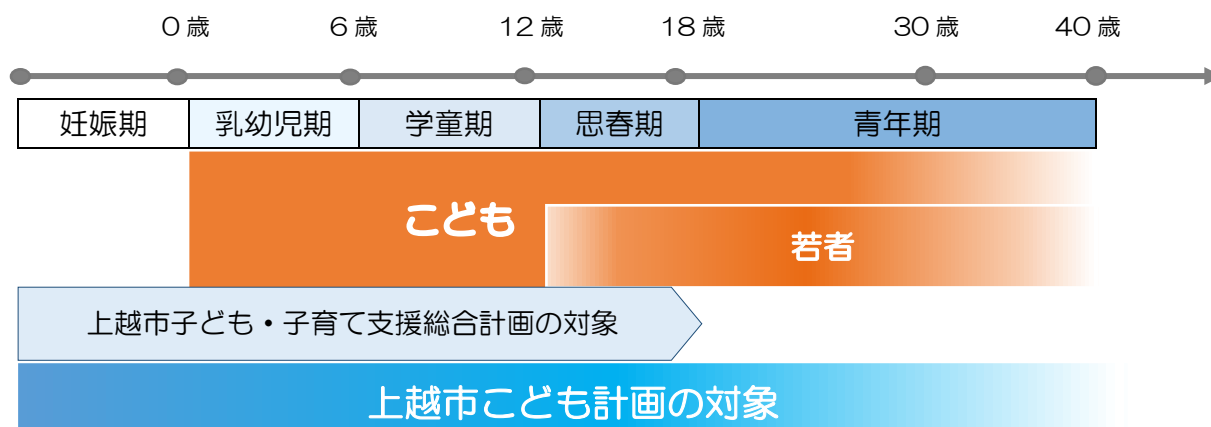
本計画では出生から青年期までを含む幅広い世代を「こども」と表記し、そのうち、おおむね思春期から 40 歳未満までを「若者」としています。

また、こども基本法の理念に基づき、全てのこども・子育て家庭を始め、地域、教育・保育機関、企業、行政など、子育てに関わる全ての市民や団体を対象とします。

なお、「こども」の表記について、以下のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

- ①法令に根拠がある語を用いる場合
- ②固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名等）
- ③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

【上越市こども計画におけるこども・若者のイメージ】



5 計画の策定に向けた検討体制

(1) 上越市子ども・子育て会議

本計画の策定に当たり、子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する保護者のほか、事業者、労働者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者及び公募に応じた市民からなる「上越市子ども・子育て会議」において審議を行いました。

(2) 子どもの生活実態に関するアンケート調査

本計画策定に当たっての基礎資料とするため、市内のこどものいる世帯の生活実態等を把握するとともに、こども・子育て世帯を取り巻く現状や、抱えている課題を整理することを目的に実施し、その結果から今後の支援に向けた施策の方向性等に反映しました。（アンケート調査結果の概要は「資料編」を参照）

(3) こどもの意見の聴き取り

こども基本法において、全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として掲げられるとともに、国や地方自治体がこども施策にこどもなどの意見を反映する措置を講ずることが義務付けられました。

本計画の策定に当たり、学校や地域のイベント等に出向き、多様な意見を聴取しました。また、施策の当事者である市内の高等学校の生徒が、放課後等の居場所について自らが考え、積極的に意見を表明する好事例も生まれています。これらの貴重な意見を十分に勘案し、今後の支援に向けた施策の方向性等に反映しました。

(4) パブリックコメントの実施（令和6年12月25日から令和7年1月23日まで実施）

計画案作成段階において、市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させるためにパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

第 2 章

こども・子育て家庭を取り巻く現状

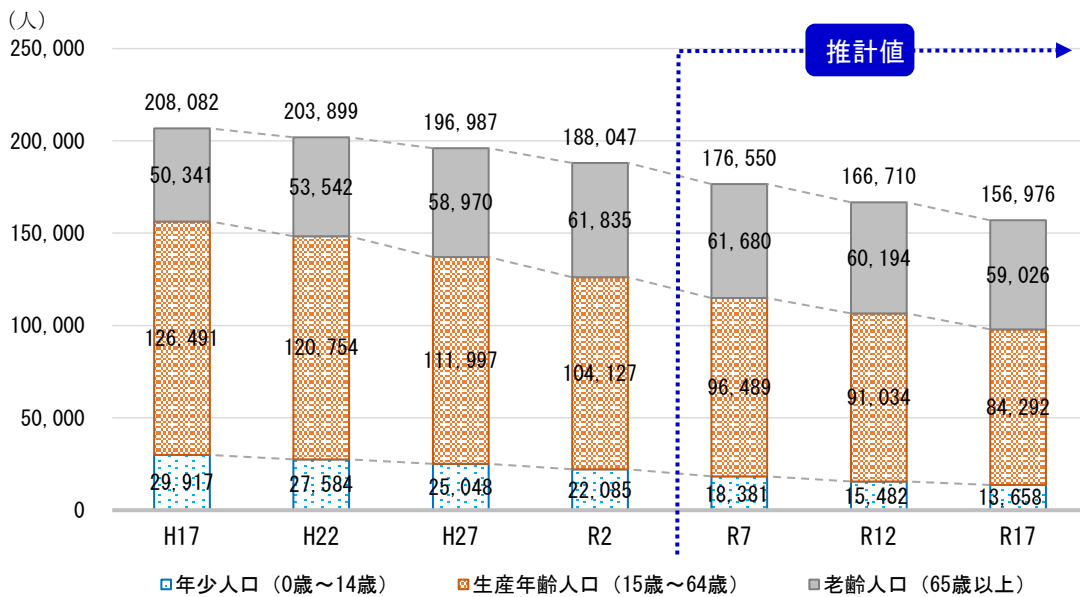
1 統計等からみる上越市の現状

人口・世帯の状況

(1) 人口の状況

- 当市の人口は、令和2年に188,047人でしたが、令和17年には156,976人まで減少すると推計されています。

■年齢3区分別人口の将来推計

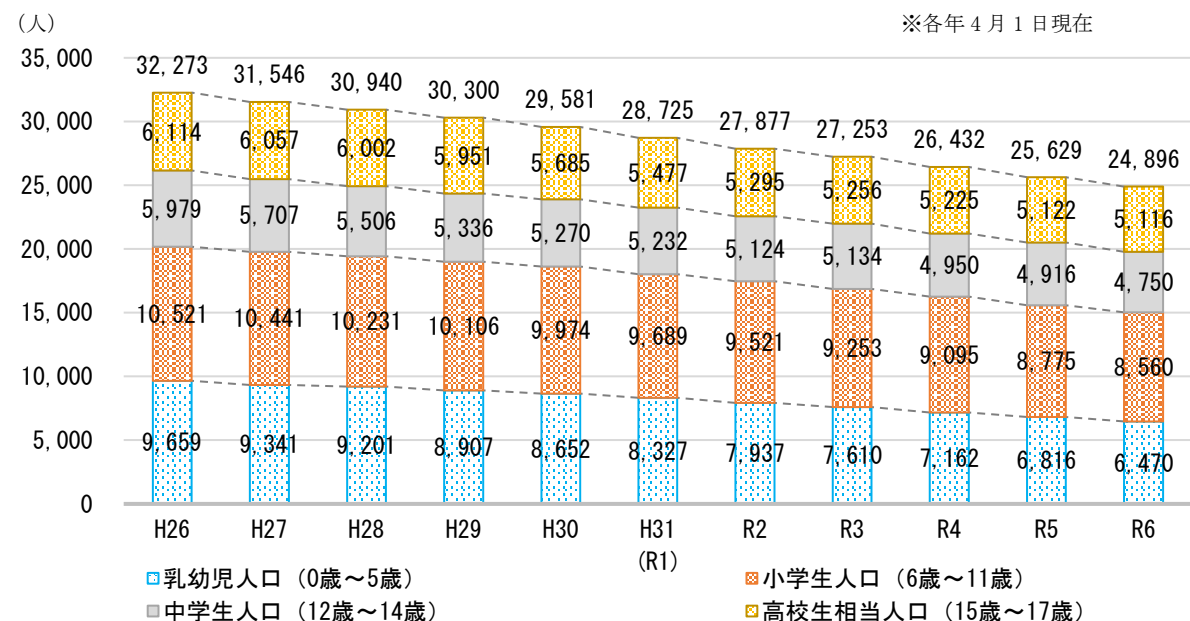


出所：R2までは国勢調査

R7以降は、国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

- 未成年人口は、令和6年4月1日現在24,896人で、10年前に比べ22.9%、7,377人減少しています。

■未成年（0歳～17歳）人口の推移



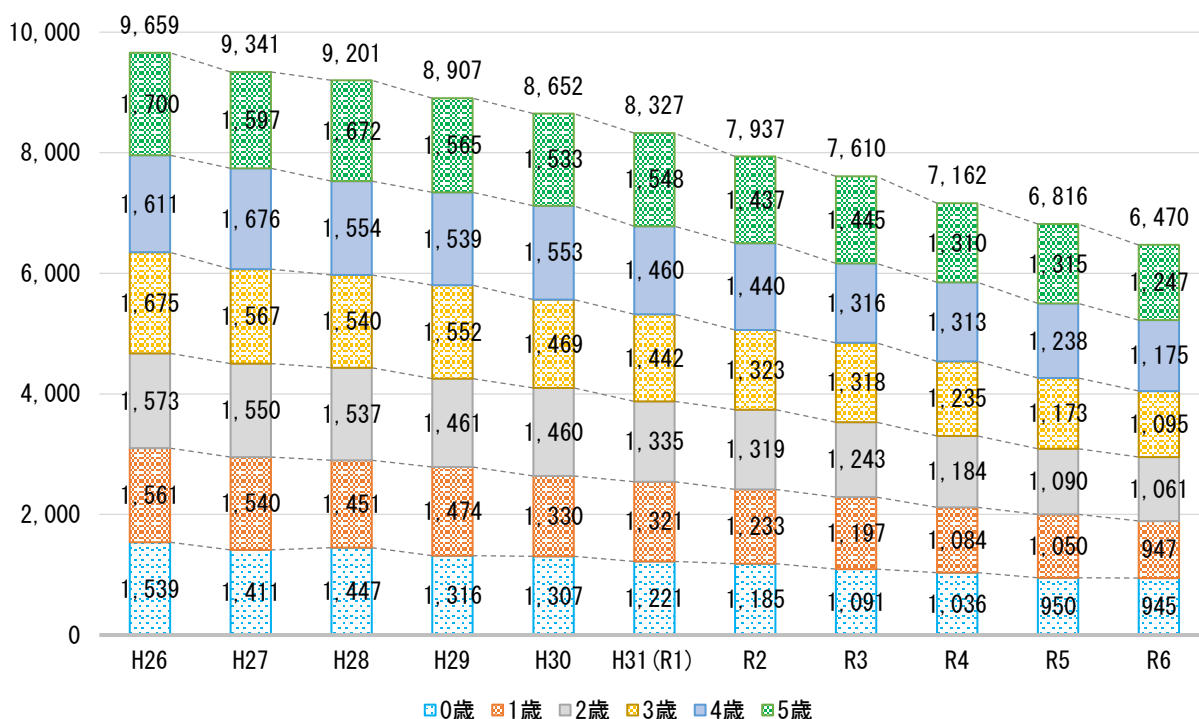
出所：上越市市民課「年齢別人口集計表」

○ 乳幼児人口が10年前と比べ33.0%、3,189人減少するなど少子化が加速しています。

■乳幼児人口（0歳～5歳）の推移

(人)

※各年4月1日現在

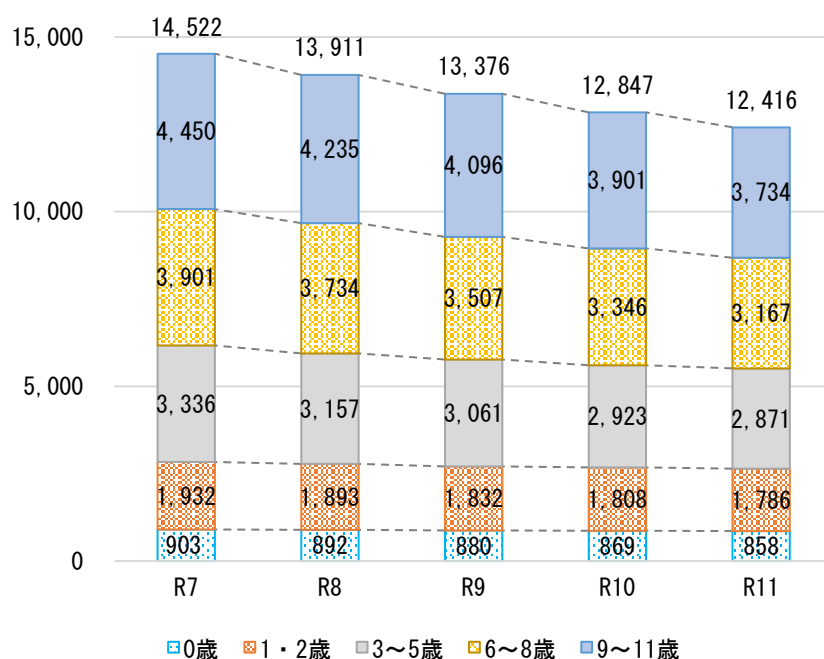


出所：上越市市民課「年齢別人口集計表」

■乳幼児人口及び小学生人口の推計

(人)

※各年4月1日現在

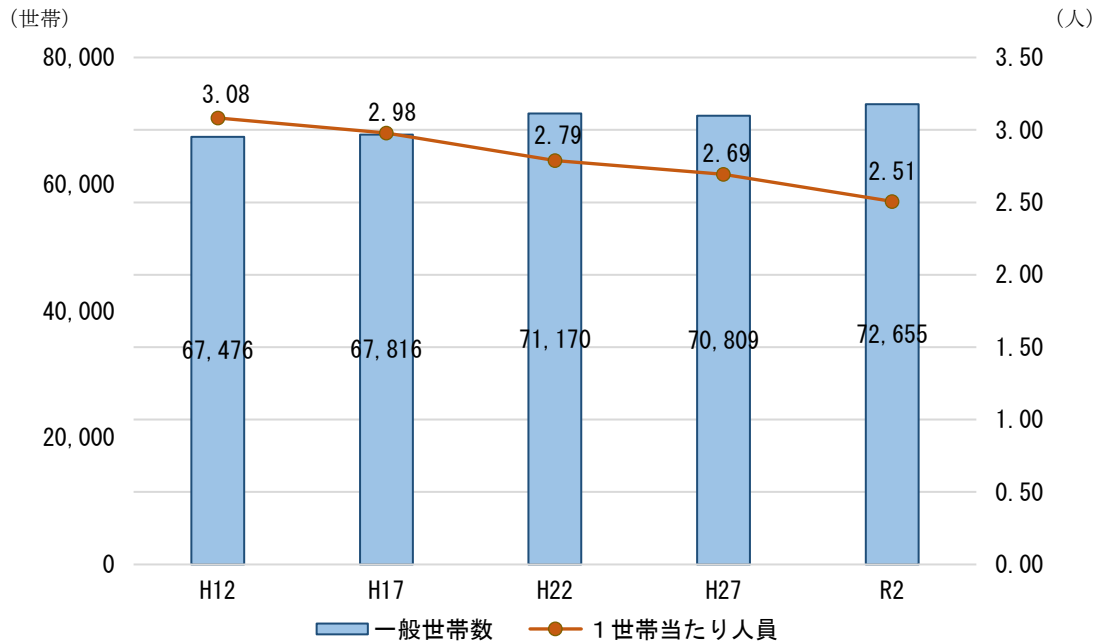


出所：上越市幼児保育課「児童数推計値（令和6年4月1日）」

(2) 世帯の状況

- 世帯数は、平成12年から令和2年までの20年間に於いて5,179世帯増加する一方で、1世帯当たり人員は減少が続き、平成12年には3.08人、令和2年には2.51人となっています。

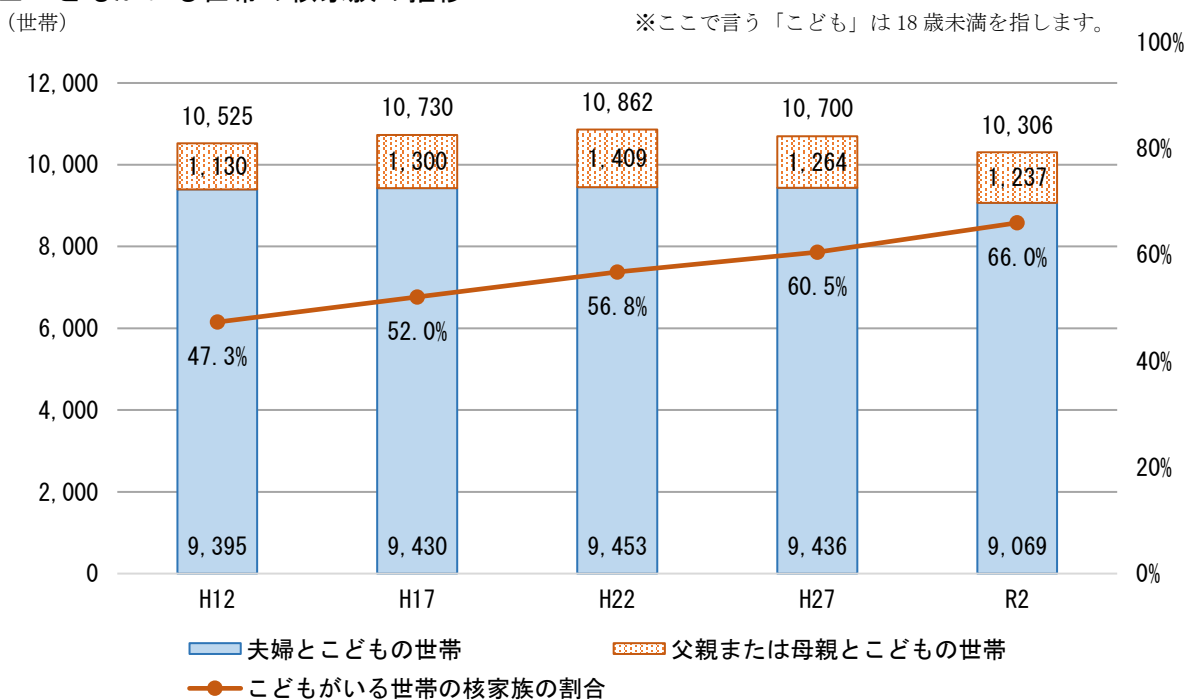
■一般世帯数と1世帯当たりの人員の推移



出所：国勢調査

- こどもがいる世帯の核家族の割合は、平成12年から令和2年までの20年間に於いて、18.7ポイント増加し、核家族化が加速しています。

■こどもがいる世帯の核家族の推移



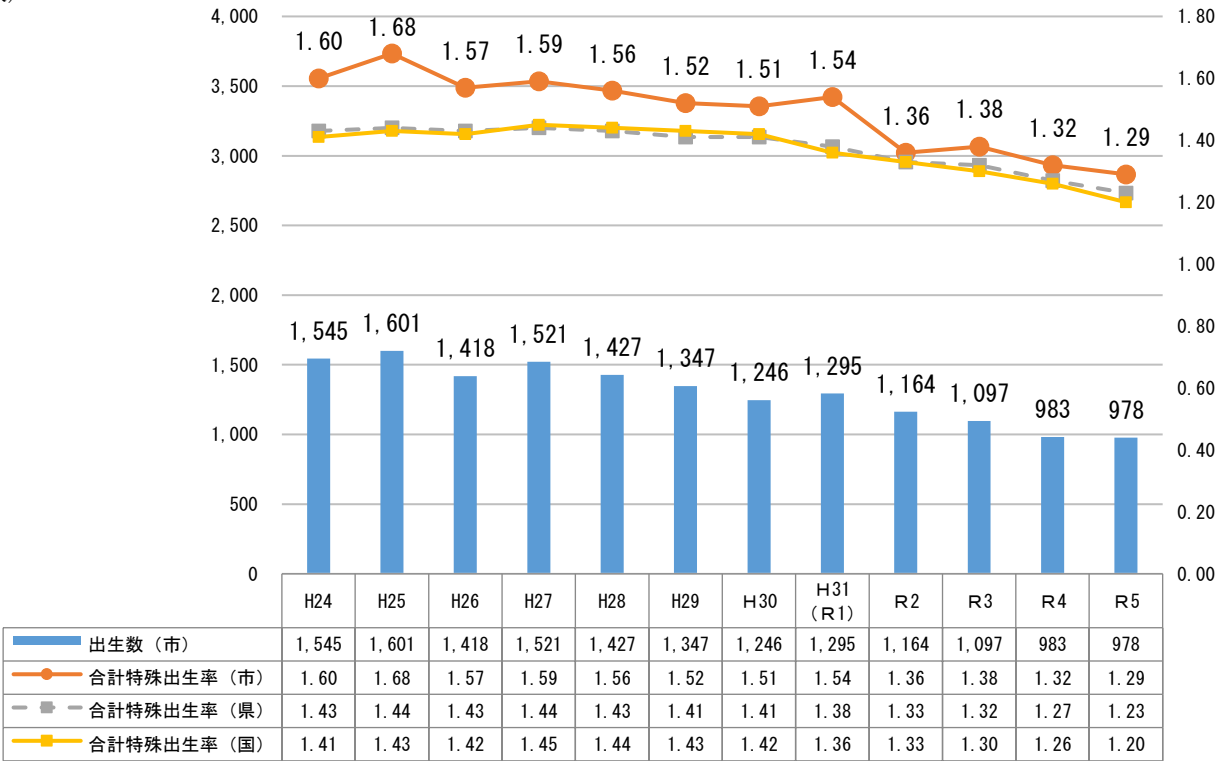
出所：国勢調査

出生数・婚姻等の状況

(1) 出生数と合計特殊出生率の推移

- 近年の出生数は、平成 25 年の 1,601 人をピークに減少傾向で推移し、令和 5 年には 978 人まで減少しています。
- 合計特殊出生率は、1.51～1.68 の間で推移し、新潟県や全国に比べて高い水準が続いていましたが、令和 2 年に 1.36 となり、その差が縮まってきています。

■出生数と合計特殊出生率の推移
(人)



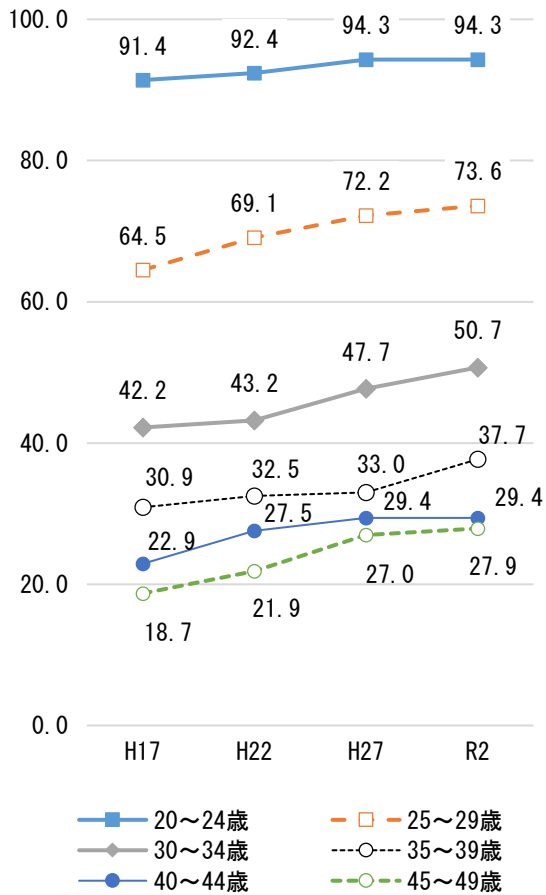
出所：新潟県人口移動調査

(2) 婚姻等の状況

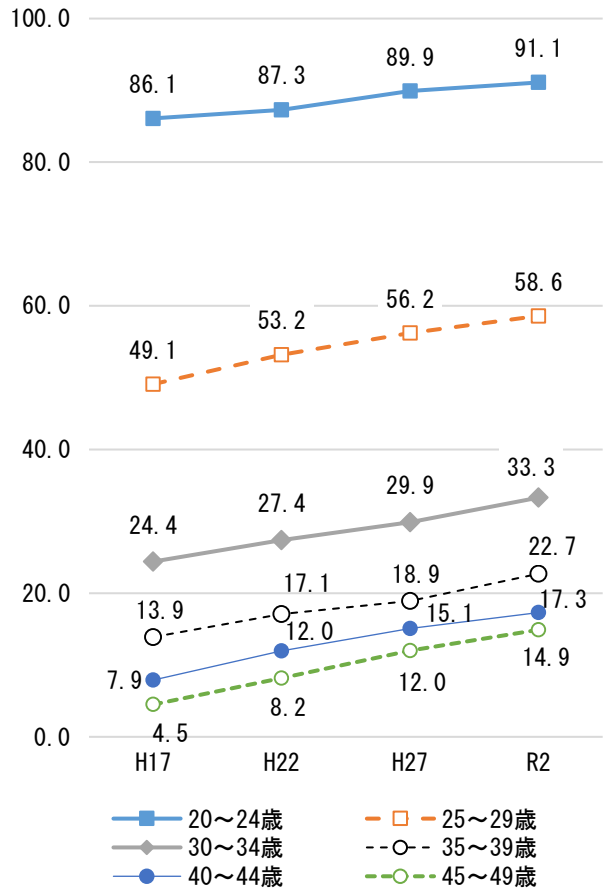
○ 未婚率は全ての年齢層で女性よりも男性が高く、また男女ともに未婚化が進んでいます。

■未婚率の推移

【男性】



【女性】

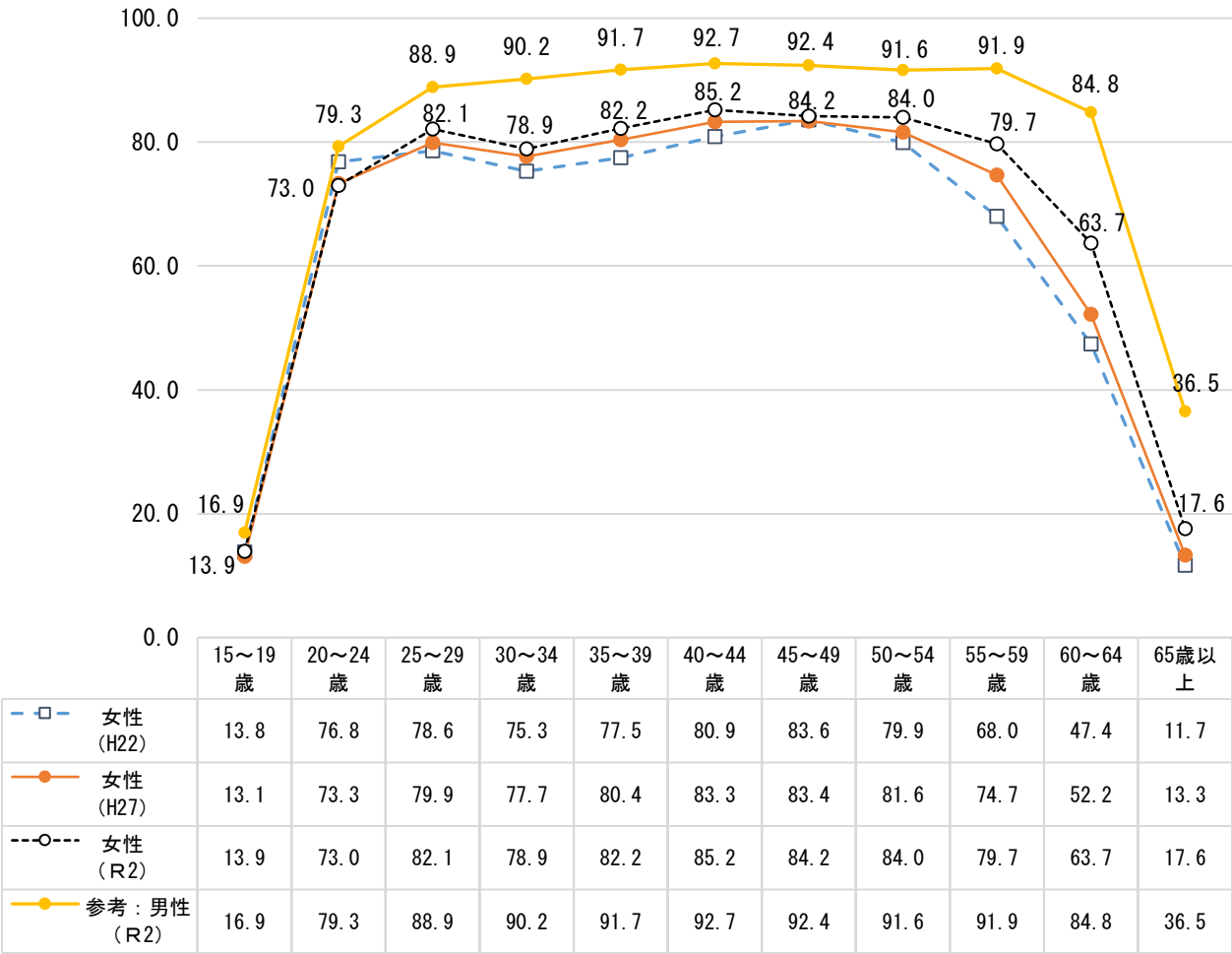


出所：国勢調査

(3) 女性の労働力率の状況

- 女性の年齢階級別労働力率※について、平成22年から令和2年までの変化を見ると、20歳から24歳までの年齢層を除いた全ての年齢層において、労働力率が上昇しています。

■女性の年齢階級別労働力率の推移



出所：国勢調査

※ 労働力率：15歳以上の人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

2 アンケート調査や聴き取りから見える現状

アンケート調査から見える現状

「上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査」及び「上越市若者世代・子育て世代の市民アンケート調査」から見えた現状は、以下のとおりです。

（アンケートの調査結果については、市のホームページからご覧いただけます。）

※比率は百分率（％）で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

※複数回答の場合、回答の合計が100.0%となりません。

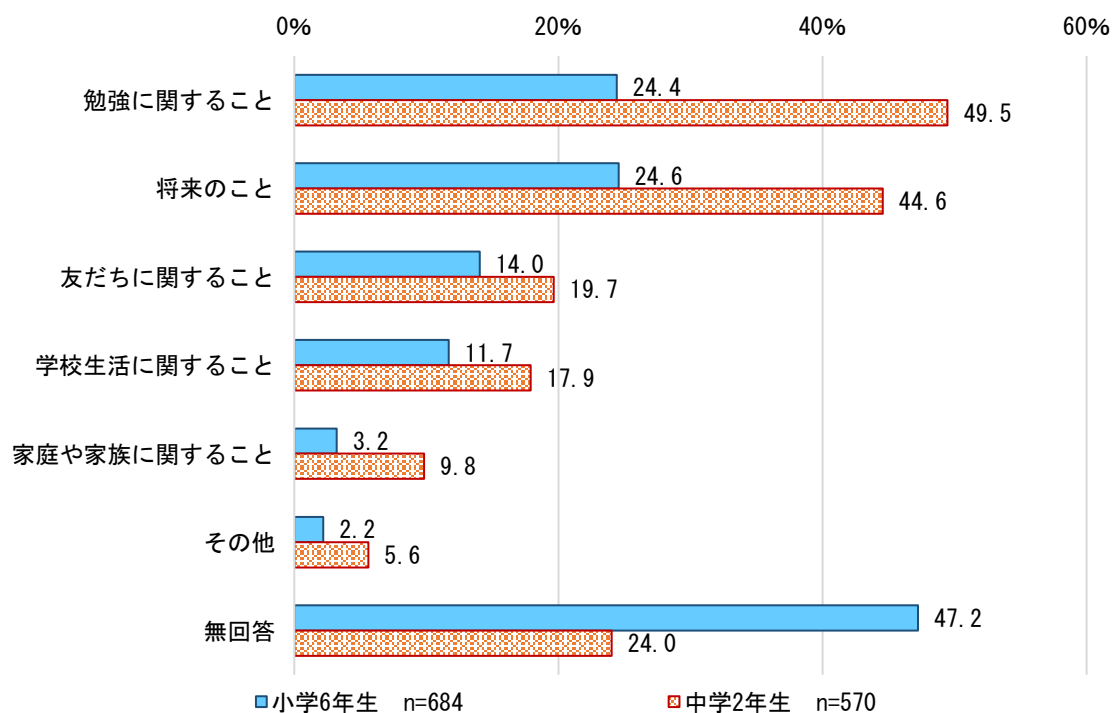
こどもの状況

(1) 悩みと相談相手について

- 現在悩んでいること等について、いずれの学年においても「勉強に関すること」「将来のこと」が多い結果となりました。

■悩んでいること、心配なことや困っていること（複数回答）

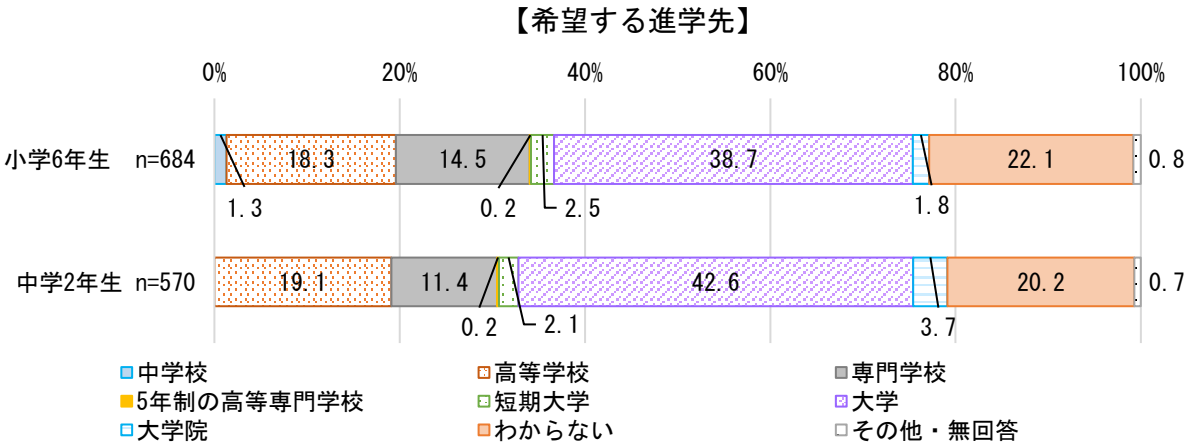
《回答者：こども（小6・中2）》



出所：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査報告書（令和6年3月）

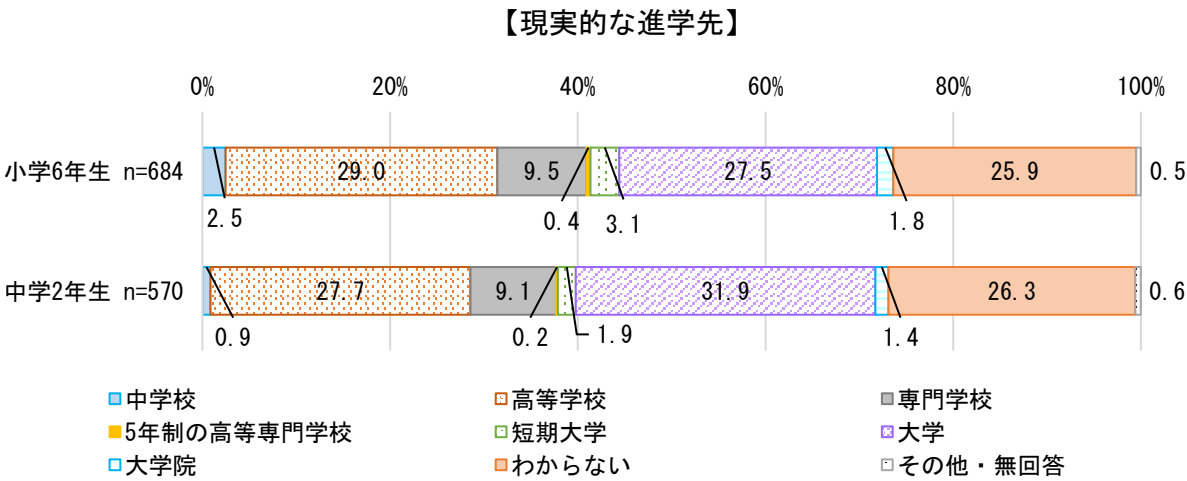
- こどもが希望する進学先について、いずれの学年においても「大学」が最も多く、「高等学校」は2割程度でした。

■こどもが希望する進学先と現実的な進学先 《回答者：こども（小6・中2）》



出所：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査報告書（令和6年3月）

- 現実的な進学先は、希望する進学先と比べていずれの学年においても「大学」の割合が約10ポイント下がり、「高等学校」の割合が約10ポイント上がりました。

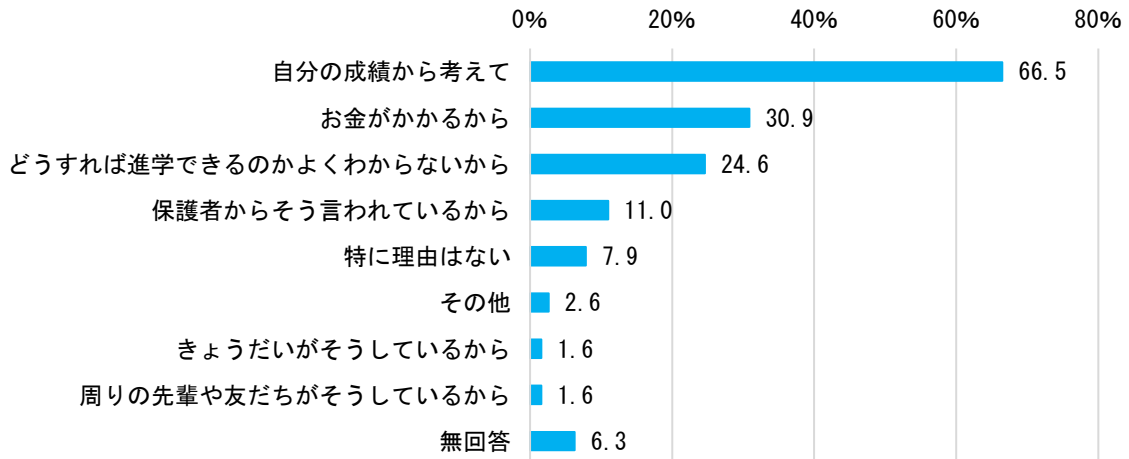


出所：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査報告書（令和6年3月）

- 希望の進学先と現実的な進学先が異なる理由としては、「自分の成績から考えて」が66.5%で最も多く、次いで「お金がかかるから」が30.9%という結果となりました。

■希望の進学先と現実的な進学先が異なる理由（複数回答）

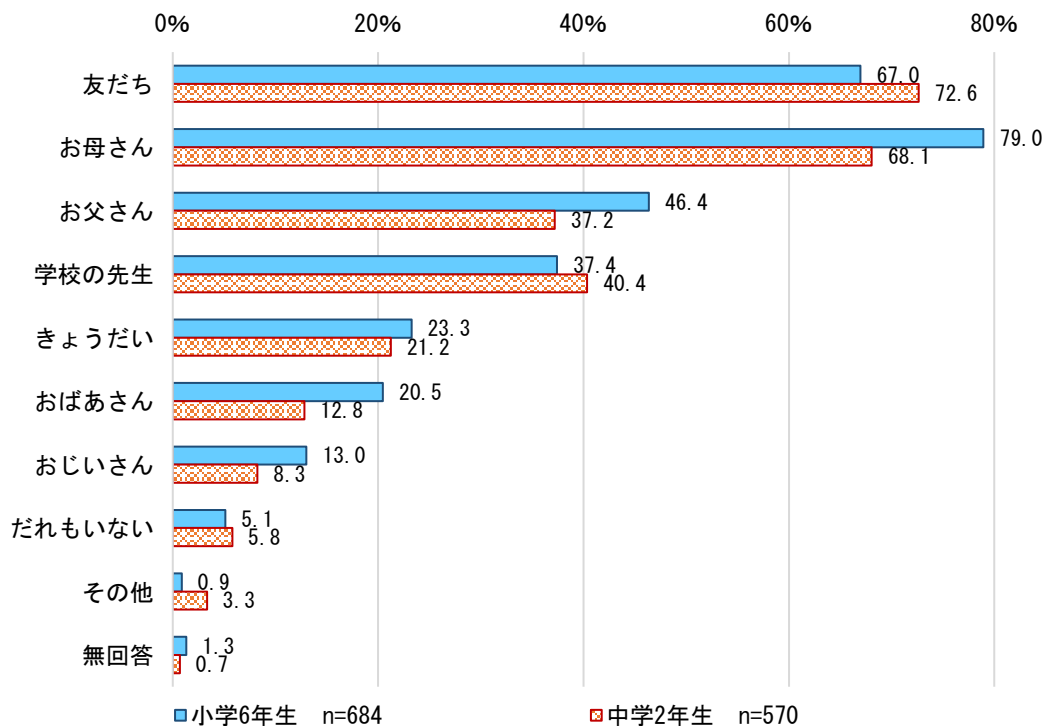
《回答者：希望と現実的な進学先が異なると回答したこども（小6・中2）》 n=191



出所：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査報告書（令和6年3月）

- 悩みや心配なことがあるときの相談相手は、いずれの学年においても「友だち」「お母さん」の割合が高くなりました。また、小学6年生に比べて中学2年生では、「お母さん」「お父さん」に相談する割合が低くなり、「友だち」「学校の先生」に相談する割合が高くなりました。

■悩みや心配なことがあるときの相談相手（複数回答） 《回答者：こども（小6・中2）》

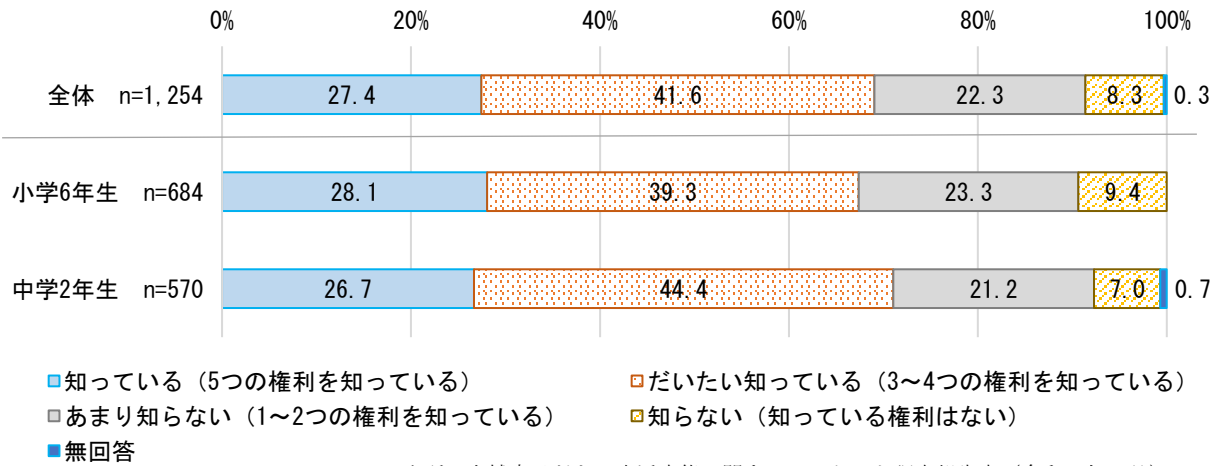


出所：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査報告書（令和6年3月）

(2) こどもの権利について

○ こどもの権利の認知度について、「知っている」「だいたい知っている」と答えたこどもは全体の約7割でした。

■こどもの権利の認知度《回答者：こども（小6・中2）》

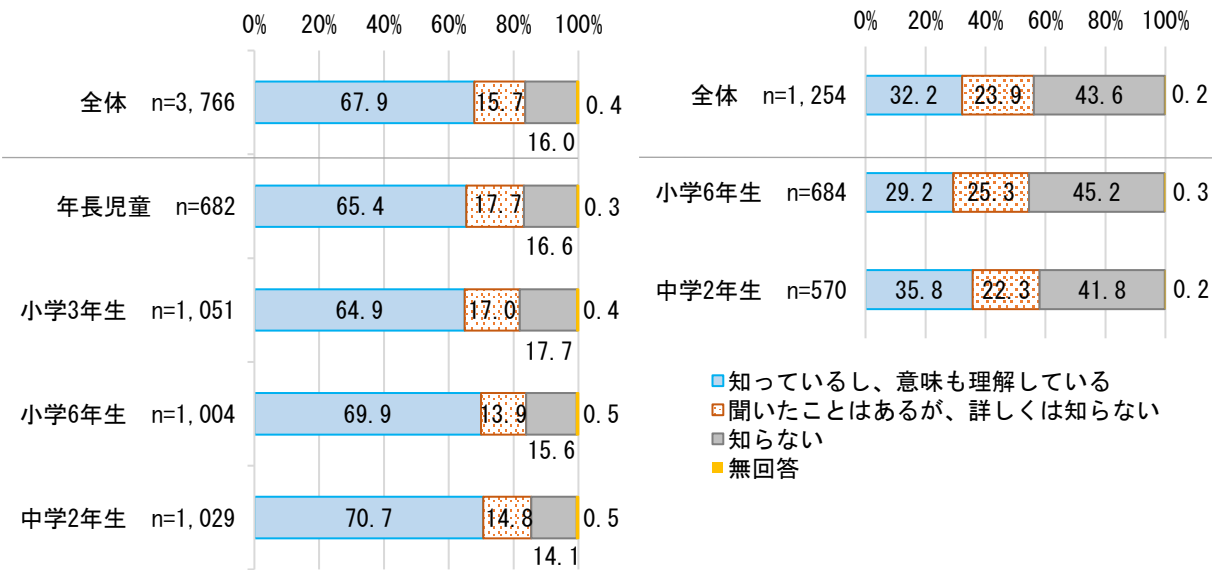


○ ヤングケアラーの認知度について、保護者の67.9%が「知っているし、意味も理解している」と回答したのに対し、こどもは32.2%という結果となりました。

■ヤングケアラーの認知度

《回答者：保護者》

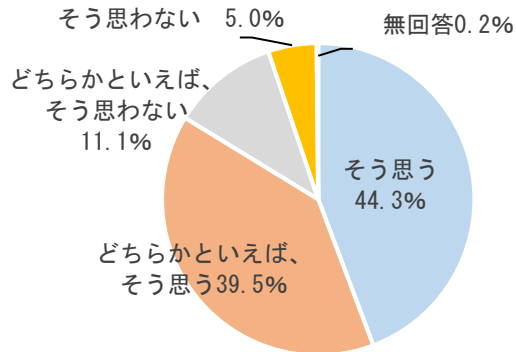
《回答者：こども（小6・中2）》



(3) 現在の気持ちについて

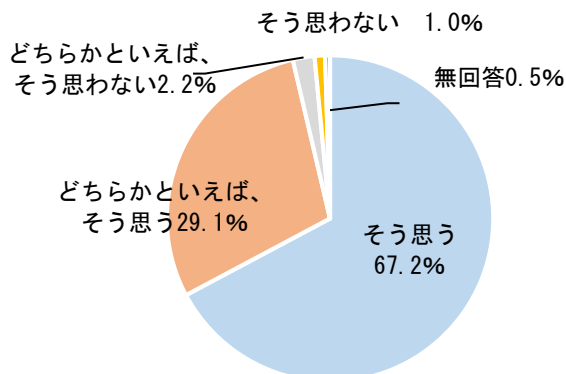
- 自分にはよいところがあると思うかについて、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答したこどもは83.8%でした。

■自分にはよいところがあると思うか 《回答者：こども（小6・中2）》 n=1,254



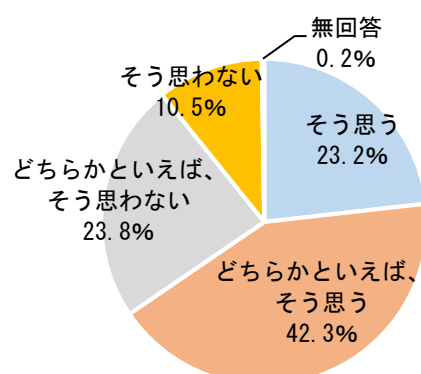
- 自分は幸せだと思うかについて、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答したこどもは96.3%でした。

■自分は幸せだと思うか 《回答者：こども（小6・中2）》 n=1,254



- 自分に自信があるかについて、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答したこどもは65.5%でした。

■自分に自信があるか 《回答者：こども（小6・中2）》 n=1,254



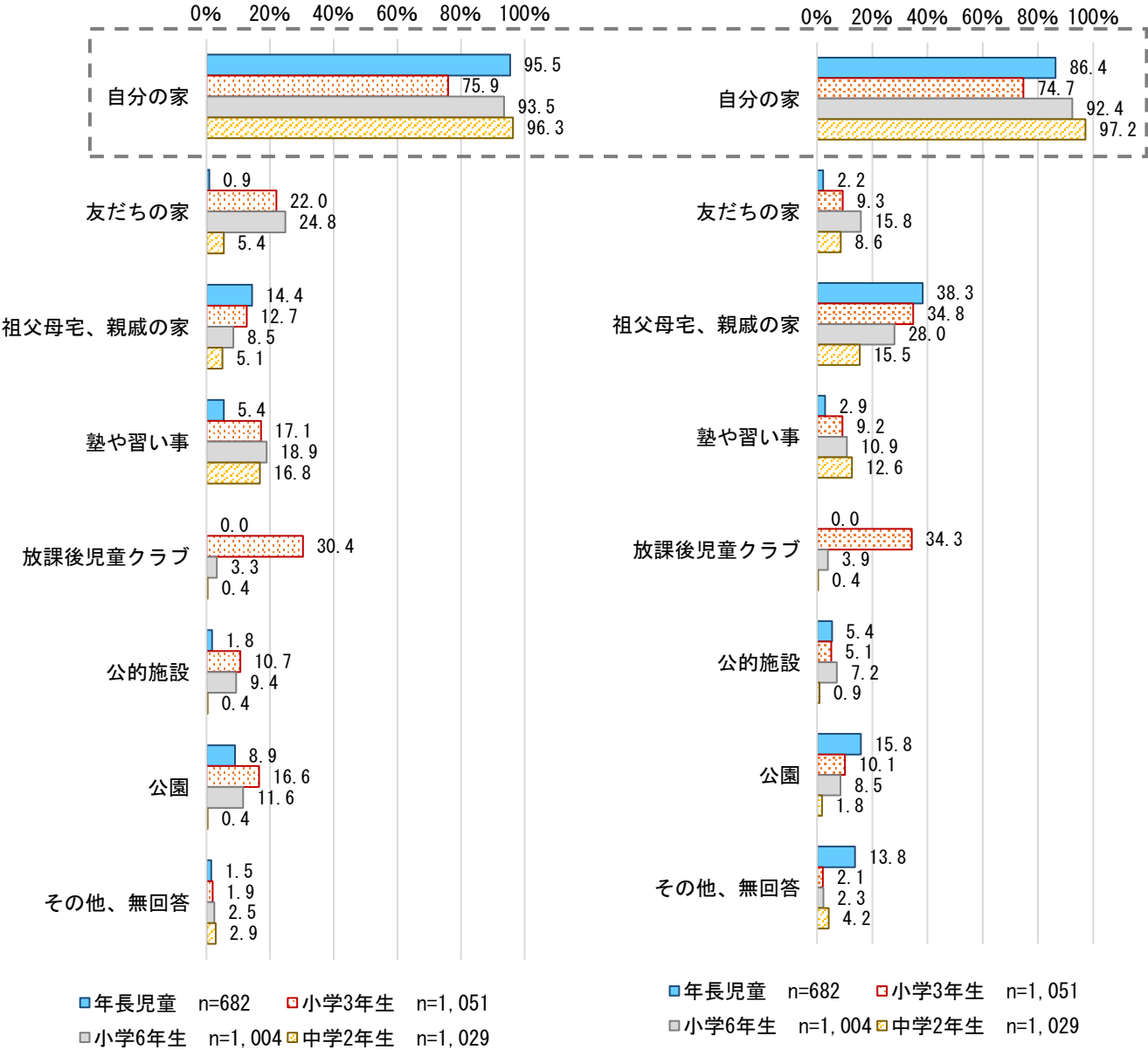
出所：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査報告書（令和6年3月）

(4) 普段の生活について

○ 降園後・放課後に過ごす場所について、いずれの学年においても「自分の家」が最も多く、夏休みや春休みなど長期休暇においても同様の結果となりました。

■降園後・放課後に過ごす場所（複数回答）
《回答者：保護者》

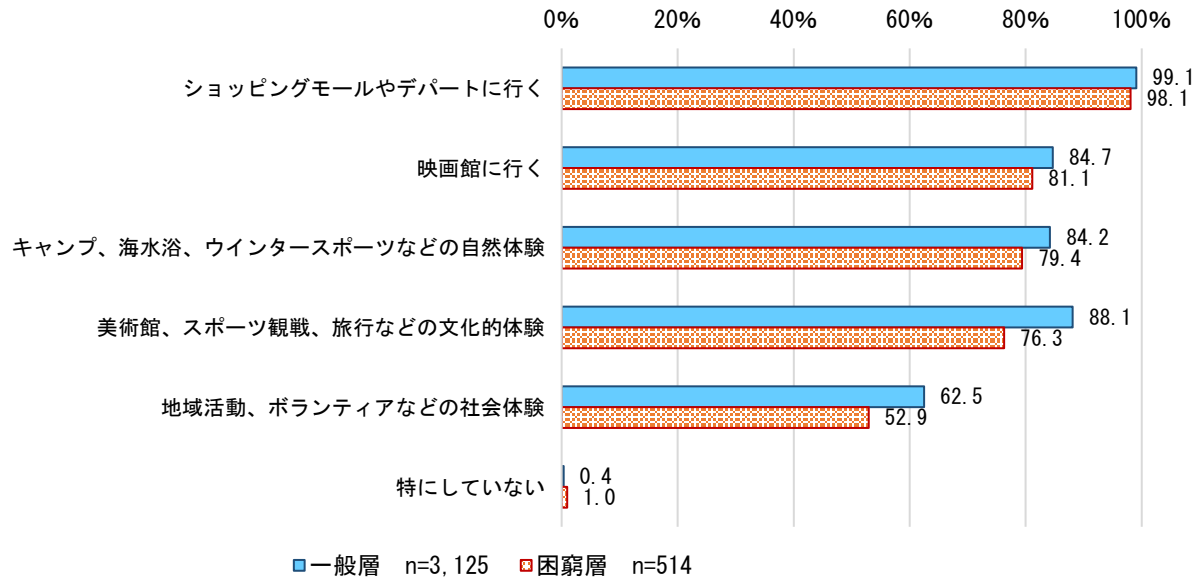
■長期休暇（夏休みや春休みなど）の日中過ごす場所（複数回答）
《回答者：保護者》



出所：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査報告書（令和6年3月）

- こどもの体験機会について、一般層に比べて困窮層は各種の体験機会において割合が低くなりました。

■こどもの体験機会 《回答者：保護者》



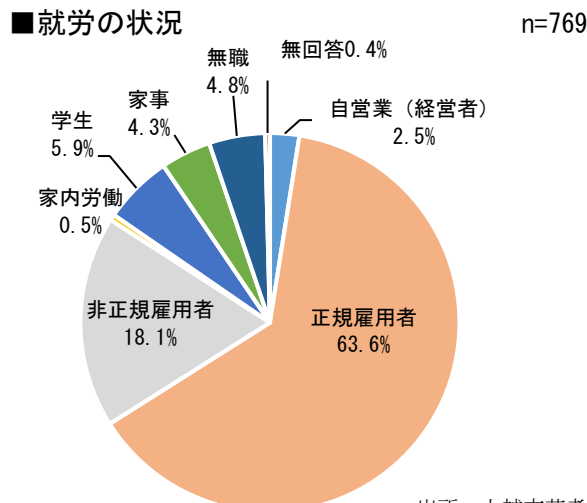
出所：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査報告書（令和6年3月）

若者の状況

※ここでのいう若者は、18歳～39歳を指します。

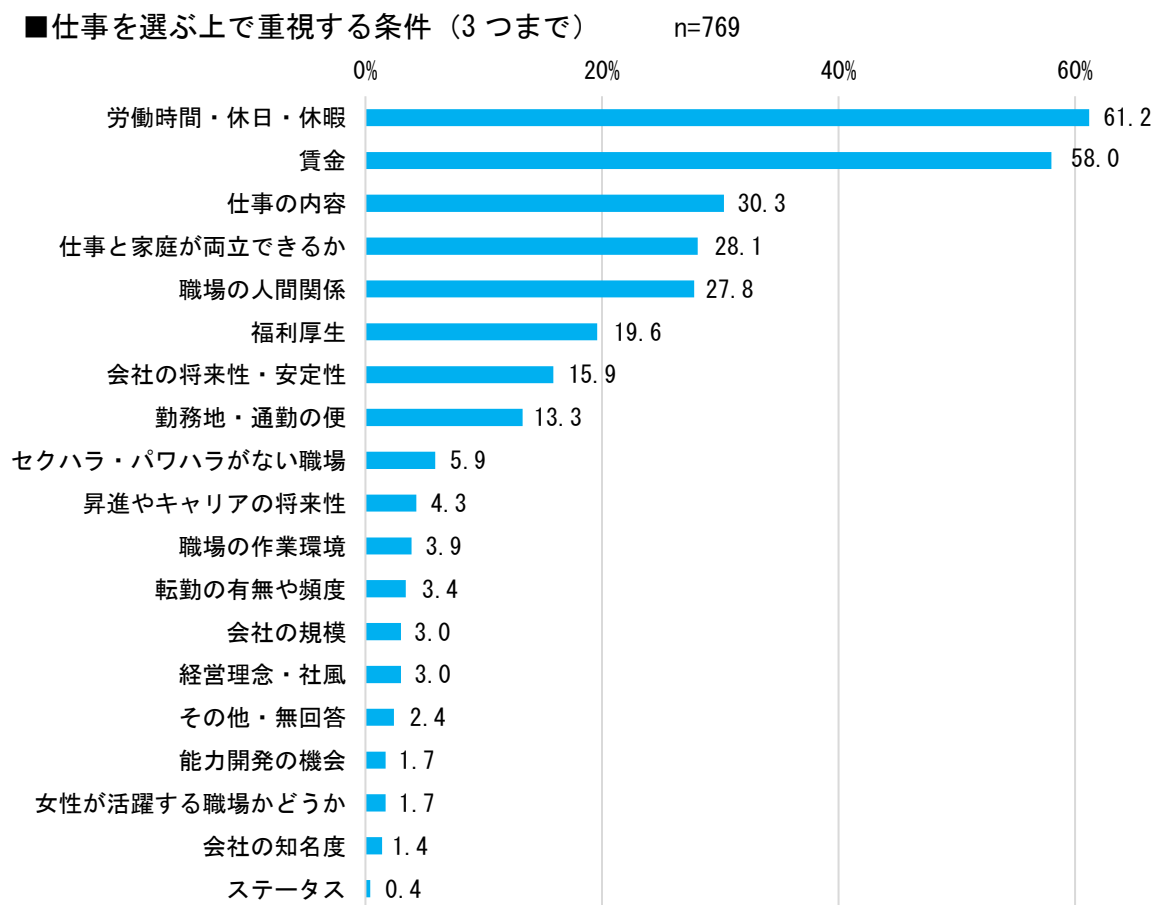
(1) 仕事について

- 若者の就労状況について、「正規雇用者」が63.6%と最も多く、次いで、「非正規雇用者」が18.1%でした。



出所：上越市若者世代・子育て世代の市民アンケート調査報告書（令和6年9月）

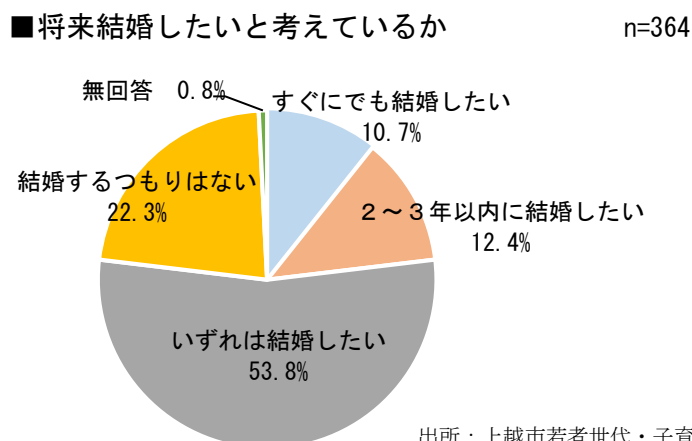
- 仕事を選ぶ上で重視する条件は、「労働時間・休日・休暇」が61.2%と最も多く、「賃金」と続きました。



出所：上越市若者世代・子育て世代の市民アンケート調査報告書（令和6年9月）

（2）結婚について

- 将来の結婚願望について、「いずれは結婚したい」が53.8%で最も多く、次いで「結婚するつもりはない」が22.3%でした。

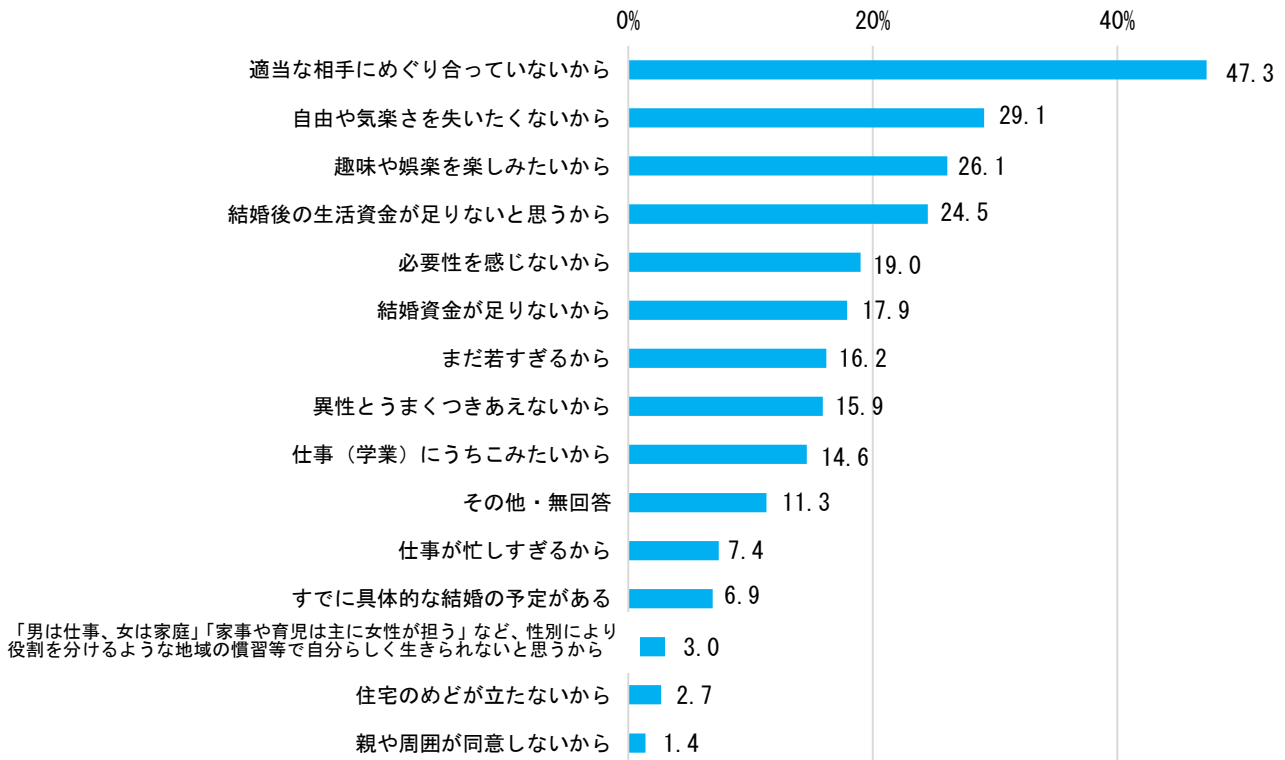


出所：上越市若者世代・子育て世代の市民アンケート調査報告書（令和6年9月）

- 結婚していない理由は、「適当な相手にめぐり合っていないから」が47.3%で最も多く、次いで「自由や気楽さを失いたくないから」が29.1%でした。

■現在結婚していない理由（複数回答）

n=364

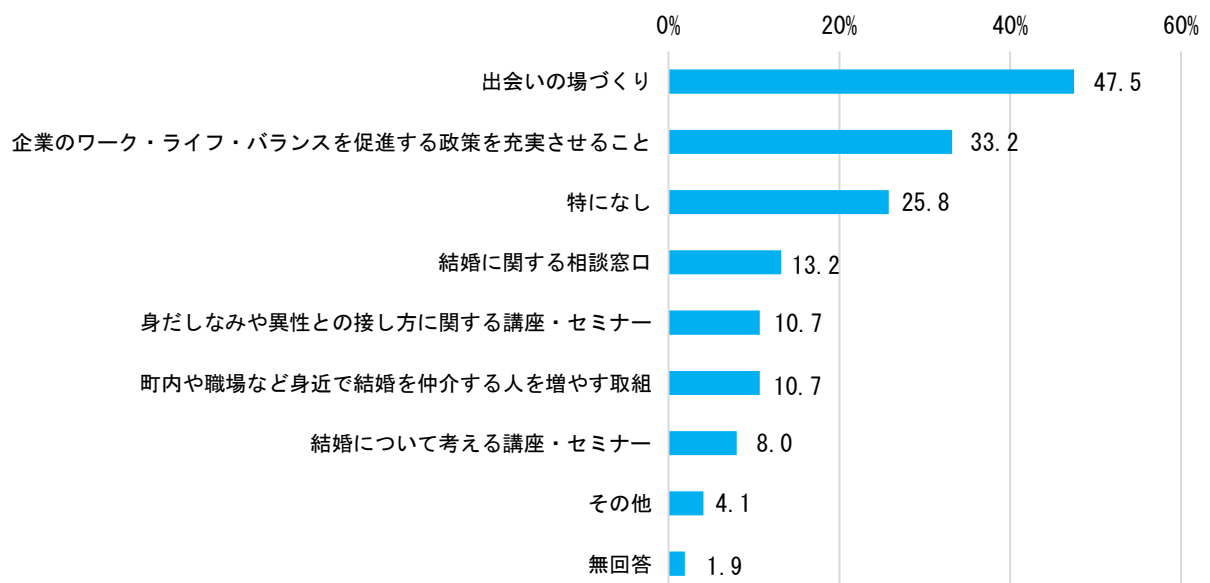


出所：上越市若者世代・子育て世代の市民アンケート調査報告書（令和6年9月）

- 結婚したい人に対する支援について、「出会いの場づくり」が47.5%と最も多く、次いで「企業のワーク・ライフ・バランスを促進する政策を充実させること」が33.2%となりました。

■結婚したい人に対する支援（複数回答）

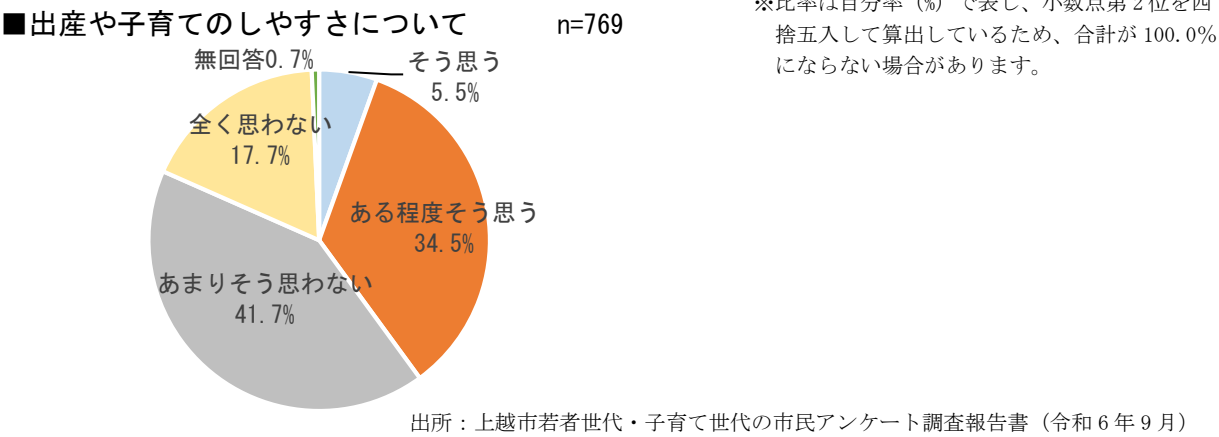
n=364



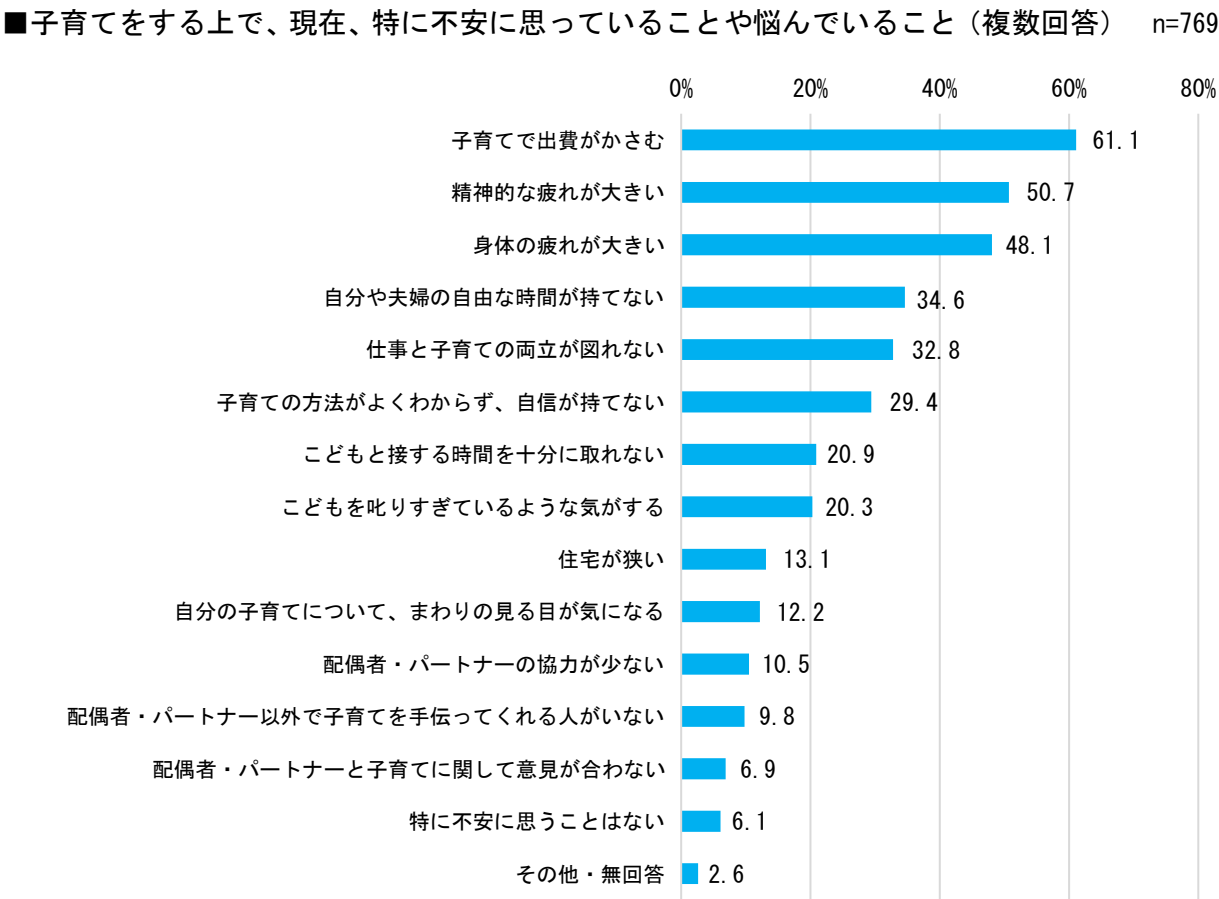
出所：上越市若者世代・子育て世代の市民アンケート調査報告書（令和6年9月）

(3) 出産・子育てについて

○ 出産や子育てがしやすいと感じる 18 歳から 39 歳の市民の割合は、「そう思う」が 5.5%、「ある程度そう思う」が 34.5%で、合計 39.9%※となっています。



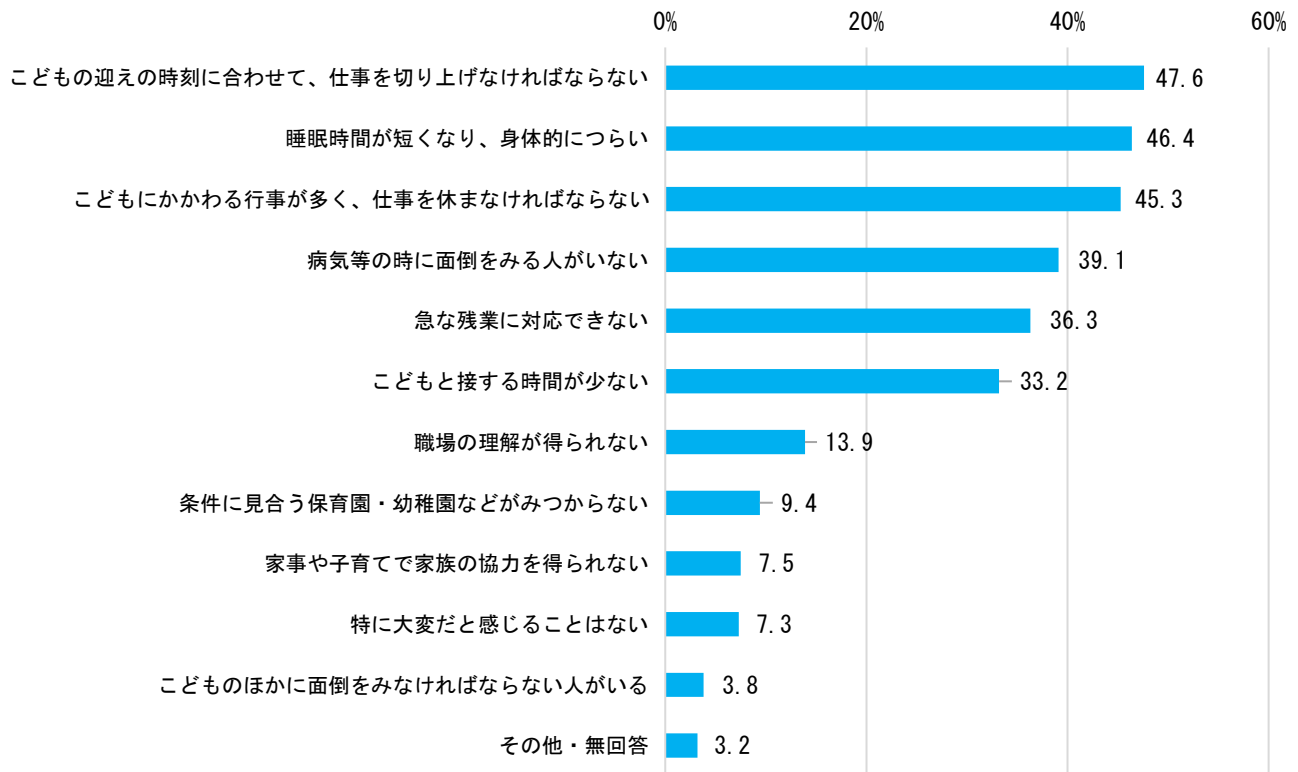
○ 子育てをする上で、現在、特に不安に思っていることや悩んでいることについて、「子育てで出費がかさむ」が 61.1%であり、次いで「精神的な疲れが大きい」が 50.7%、「身体の疲れが大きい」が 48.1%でした。



出所：上越市若者世代・子育て世代の市民アンケート調査報告書（令和6年9月）

- 仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることは「こどもの迎えの時刻に合わせて、仕事を切り上げなければならない」が47.6%で最も多く、次いで「睡眠時間が短くなり、身体的につらい」が46.4%、「こどもにかかわる行事が多く、仕事を休まなければならない」が45.3%でした。

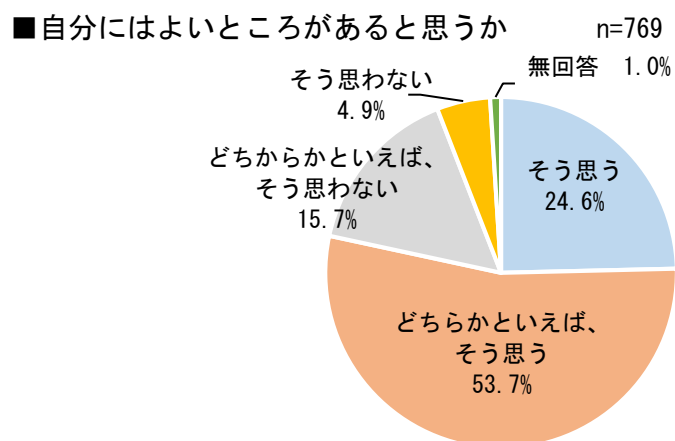
■仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること（複数回答） n=769



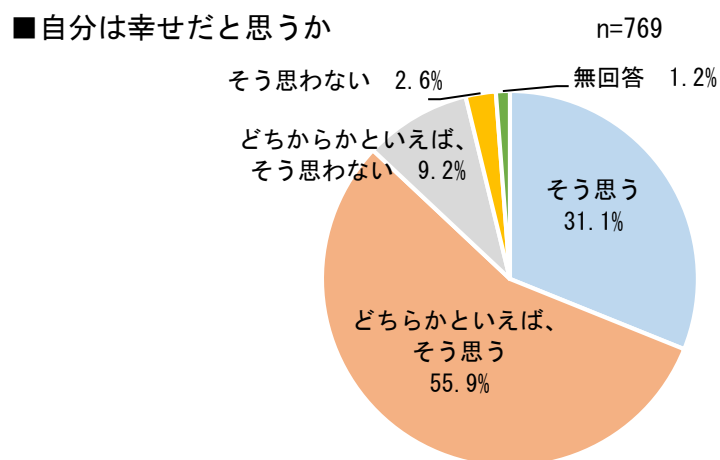
出所：上越市若者世代・子育て世代の市民アンケート調査報告書（令和6年9月）

(4) 現在の気持ちについて

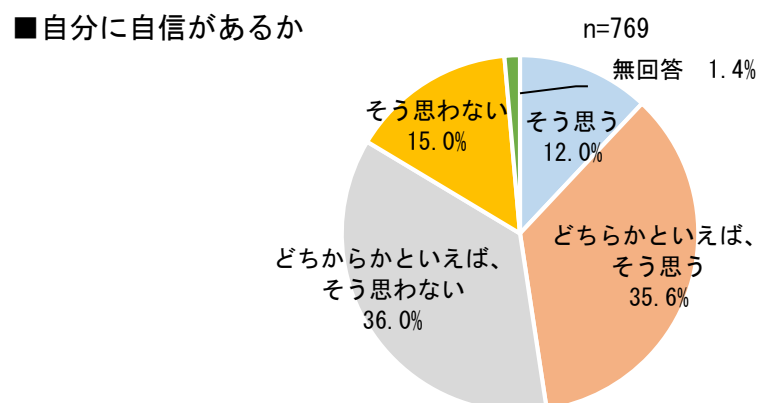
- 自分にはよいところがあると思うかについて、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した若者は78.3%でした。



- 自分は幸せだと思うかについて、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した若者は87.0%でした。



- 自分に自信があるかについて、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した若者は47.6%でした。

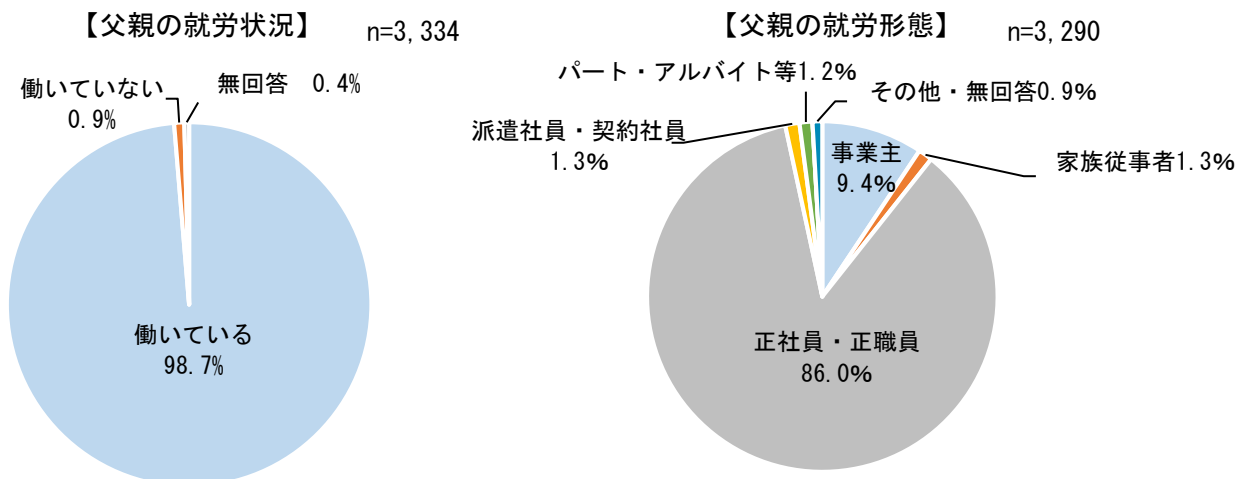


保護者の状況

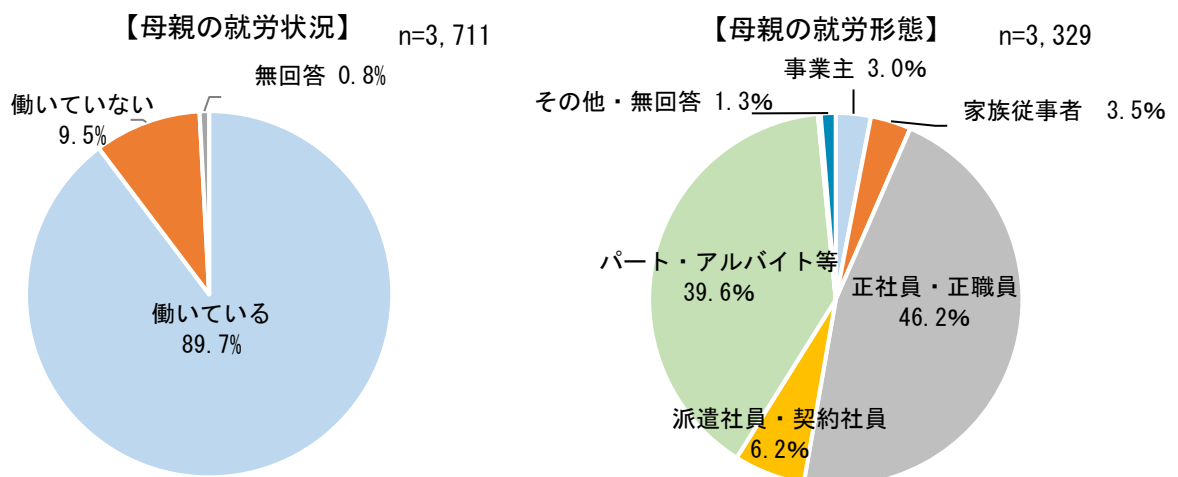
(1) 就労状況について

- 父親の就労状況について、「働いている」が98.7%、就労形態は「正社員・正職員」が86.0%で最も多く、次いで「事業主」が9.4%でした。

■保護者の就労状況



- 母親は「働いている」が89.7%、就労形態は「正社員・正職員」が46.2%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等」が39.6%でした。



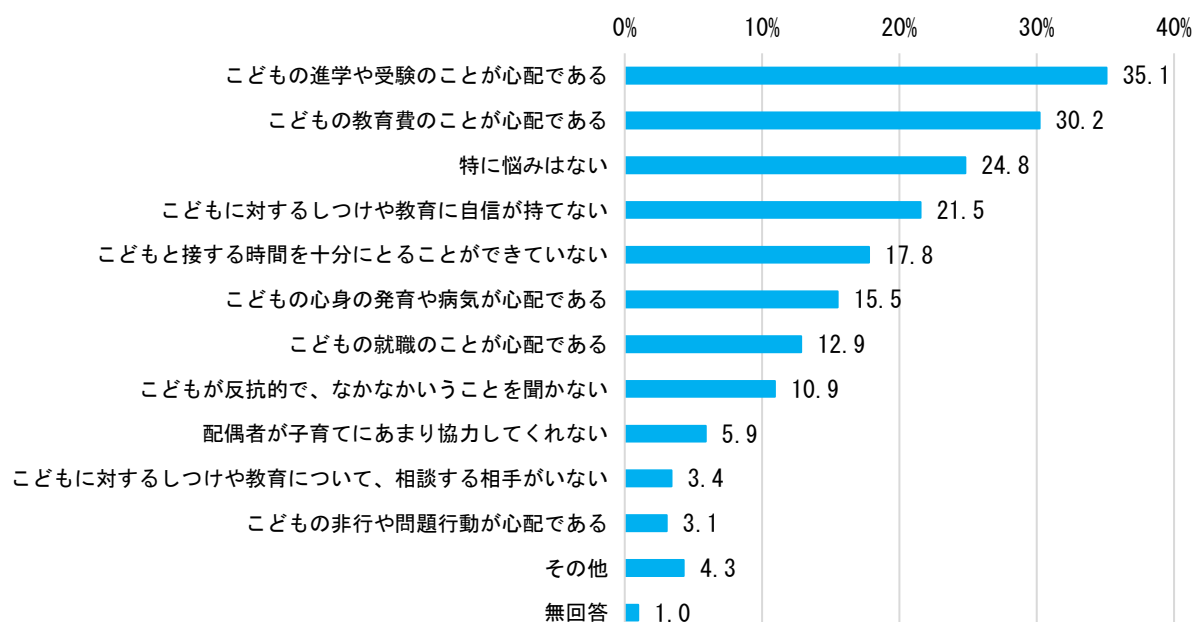
出所：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査報告書（令和6年3月）

(2) 悩みと相談相手について

- こどものことで現在悩んでいることについて、「こどもの進学や受験のことが心配である」が35.1%で最も多く、次いで「こどもの教育費のことが心配である」が30.2%で、こどもの進学や教育費に関して悩んでいる割合が高い結果となりました。

■現在悩んでいること（複数回答）

n=3,766

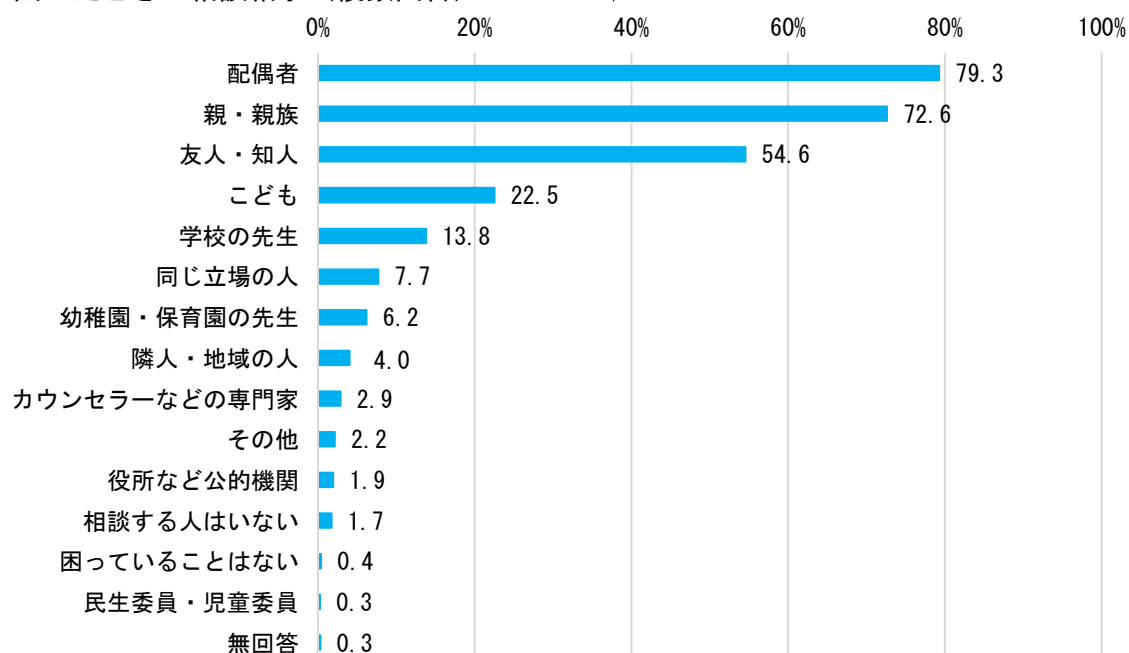


出所：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査報告書（令和6年3月）

- 困ったときの相談相手は、「配偶者」が79.3%で最も多く、次いで「親・親族」が72.6%でした。

■困ったときの相談相手（複数回答）

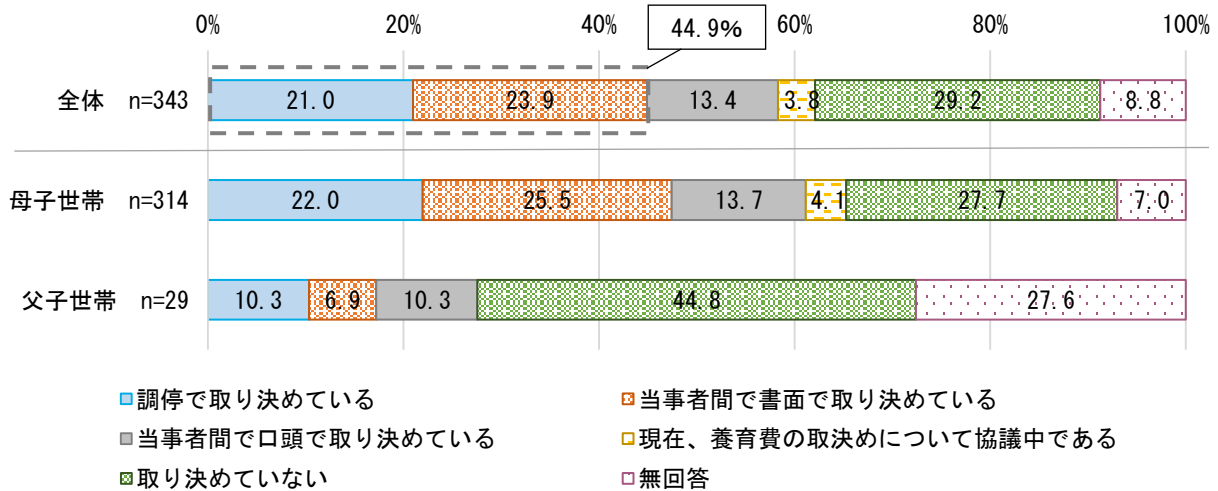
n=3,766



出所：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査報告書（令和6年3月）

- 養育費の取決めの有無（ひとり親家庭のみ）について、調停や書面で取り決めている割合は 44.9%に留まっています。

■養育費の取決めの有無について



出所：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査報告書（令和6年3月）

（3）経済的状況について

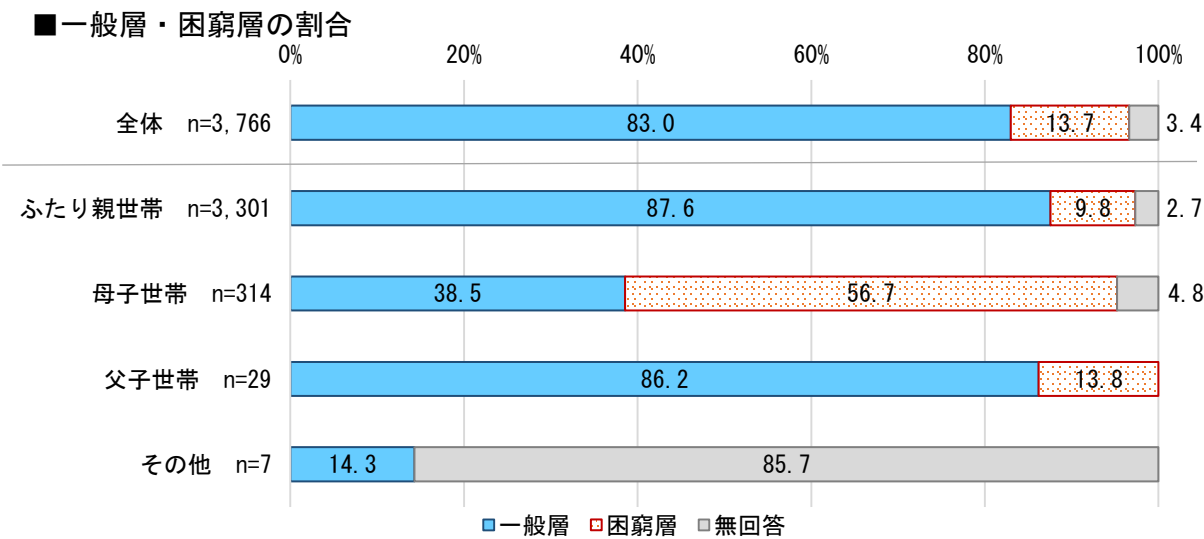
一般層・困窮層の区分について

- 国が公表している「令和4年国民生活基礎調査」における「相対的貧困層の算出方法（考え方）」及び「1世帯当たり平均所得金額」を参考とし、世帯人数ごとの「困窮層該当年収」の基準を定めました。
- 令和5年11月に実施した「子どもの生活実態に関するアンケート調査」において、こどもと現在同居している人、同居しているきょうだいの人数から、世帯人員数が推定できない場合、又は令和4年中の世帯年収に回答していない場合を「無回答」としました。

【世帯人数ごとの困窮層区分】

世帯人数	困窮層該当年収	世帯人数	困窮層該当年収
2人	200万円未満	6人	400万円未満
3人	250万円未満	7人	
4人	300万円未満	8人	
5人	350万円未満	9人	
		10人以上	550万円未満

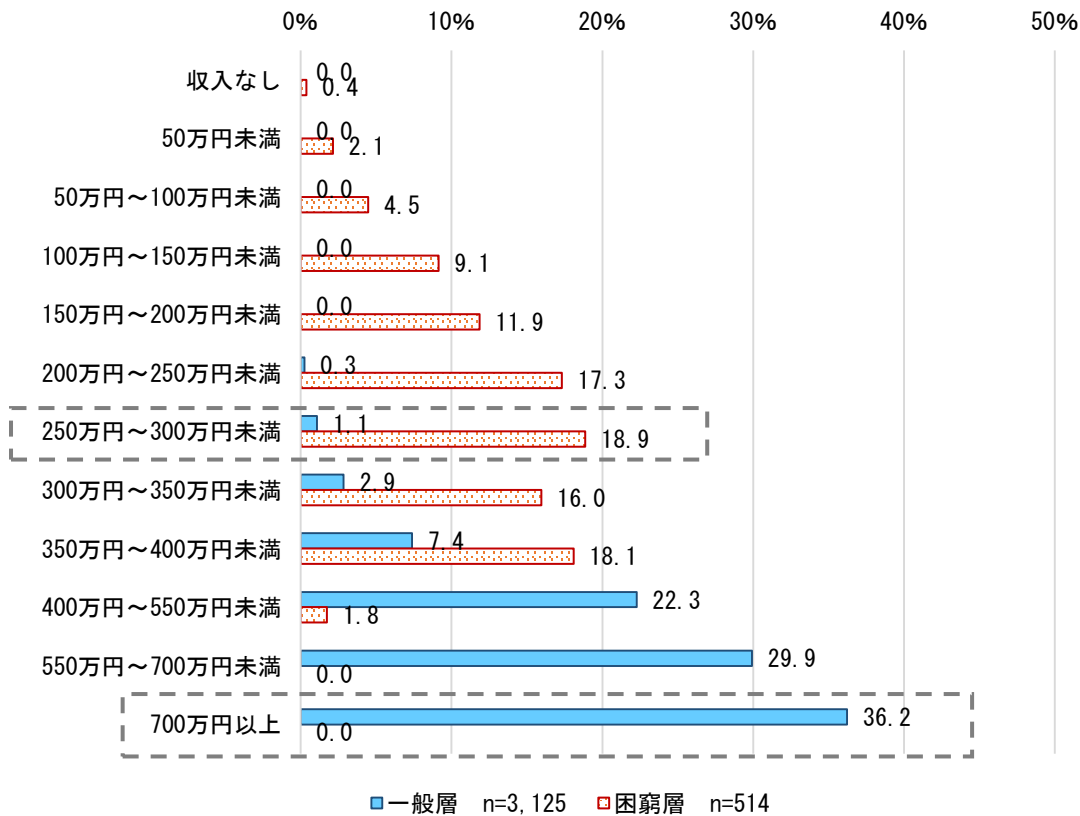
- 世帯人数ごとに定めた「困窮層該当年収」の基準から、全体の83.0%が「一般層」に、また13.7%が「困窮層」に区分されました。「無回答」は3.4%でした。



出所：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査報告書（令和6年3月）

- それぞれの層における直近1年間の生活世帯収入を見ると、困窮層では「年収250万円～300万円未満」が18.9%で最も多く、全体の64.2%が「300万円未満」の世帯となっています。一般層では、「年収700万円以上」の層が36.2%で最も多く、全体の66.1%の世帯が「年収550万円以上」でした。

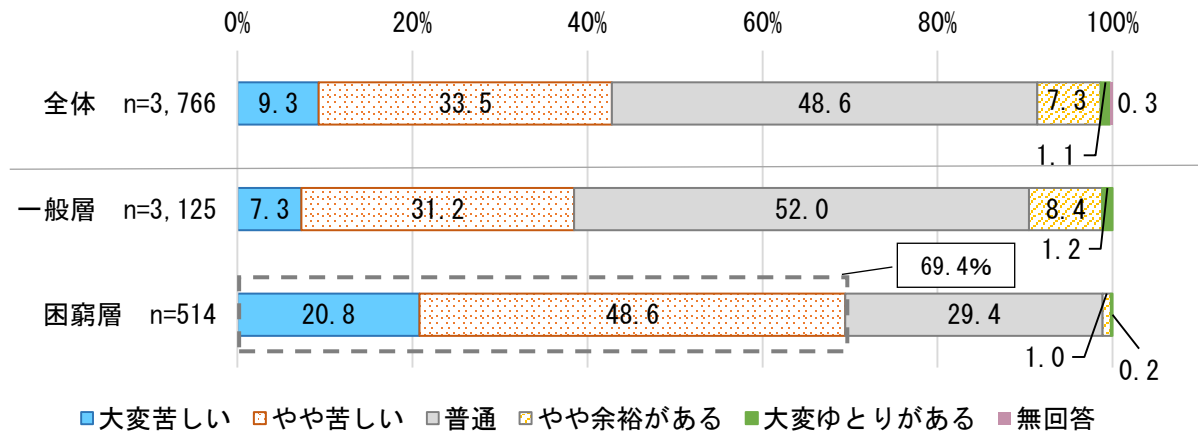
■令和4年中における世帯当たりの構成員全員の年収について



出所：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査報告書（令和6年3月）

- 現在の暮らしの状況において「大変苦しい」「やや苦しい」の合算値は、一般層が38.5%であるのに対して、困窮層は69.4%と30.9ポイント高くなっています。収入層の区分にかかわらず、日常生活における経済的負担を感じている世帯の存在が認められます。

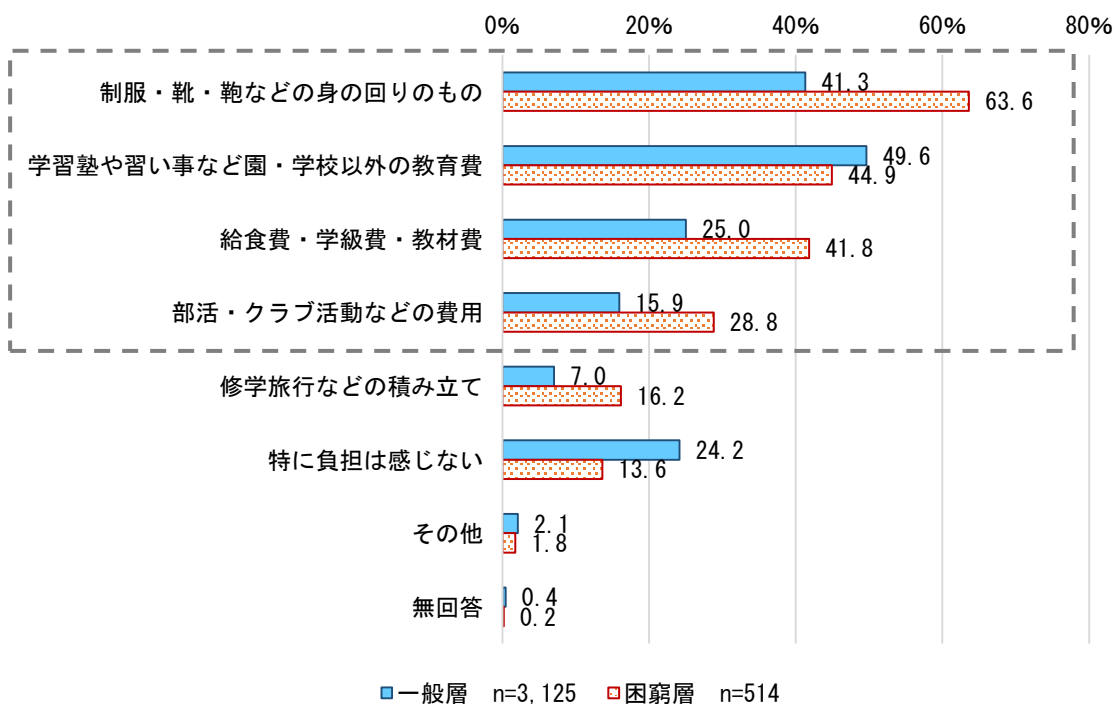
■世帯の現在の暮らしの状況



出所：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査報告書（令和6年3月）

- こどもの教育費で負担に感じるものについて、困窮層において「制服・靴・鞆などの身の回りのもの」、「学習塾や習い事など園・学校以外の教育費」、「給食費・学級費・教材費」や「部活・クラブ活動などの費用」の割合が高くなりました。

■こどもの教育費で負担に感じるもの（複数回答）



出所：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査報告書（令和6年3月）

こどもの意見の聴き取りから見える現状

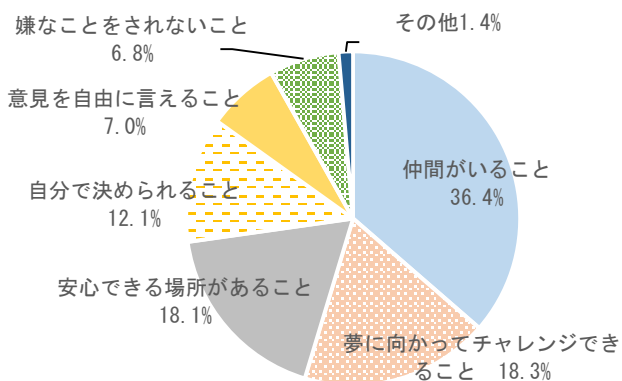
本計画策定に当たり、市では各種イベントへの参加や高等学校・大学への訪問等を通じて、こどもの意見の聴き取りを行いました。

イベント等での聴き取り

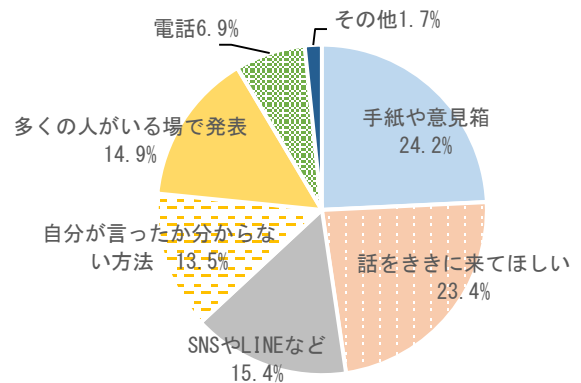
主に小学生と中学生を対象とした各種イベントに訪問し、「自分らしく生きるために大切なことは？」「どうやって意見をきいてほしい？」をテーマにシール投票を実施し、約300人のこどもたちが参加してくれました。

- 自分らしく生きるために大切なこととして、「仲間がいること」が36.4%で最も多く、次いで、「夢に向かってチャレンジできること」が18.3%となりました。
- 意見を聴く方法として、「手紙や意見箱」が24.2%で最も多く、次いで「話をききにきてほしい」が23.4%でした。

■自分らしく生きるために大切なことは？



■どうやって意見をきいてほしい？



▲名立児童館



▲上越市小中学校PTA
連絡協議会イベント



▲中郷区さとまる学校

シールをはってね！

いけん
みんなの意見をきかせてください！

自分らしく生きるために大切なことは？

どうやって意見をきいてほしい？

▲シール投票用紙

高校生との意見交換

高田北城高等学校と上越高等学校において、地域における課題解決や住みやすいまちづくりに向けた探究活動を行った際に、市が講義をしたつながりから、授業の中で学生の皆さんが考えていることについて、アンケートや意見交換を行いました。

また、関根学園高等学校の生徒会の皆さんは、高校生にとって魅力的なまちにするために何が必要かを話し合い、放課後の居場所について市長に提案を行いました。

このように、当市の未来を担う高校生の皆さんが、まちづくりについて自らが考え、積極的に意見を表明する好事例が生まれています。

【主な意見】

○ 居場所に関すること

- ・学校帰りに寄れる、高校生の居場所がほしい。
- ・テスト前や受験前など、家以外で勉強ができる施設を増やしてほしい。
- ・学校以外でも居場所だと思えるところがほしい。
- ・様々な世代の人と関わることができたり、色々な体験活動ができる場所があると良い。

○ 意見を聴いてもらいたいこと

- ・将来について悩んでいるので一緒に考え、助言してほしい。
- ・進学に向けて集中できる環境を整えてほしい。
- ・仕事をしている人にその仕事をしてよかったことやこうしたらよかったと思うことを聞きたい。
- ・学校の部活動が減り活気がなくなっているので、活気を取り戻してほしい。
- ・自分のやりたいことや好きなことを他人から理解してほしい。



▲高田北城高等学校での意見交換



▲上越高等学校での意見交換



▲関根学園高等学校生徒会による市長への提案

大学生との意見交換

上越教育大学と新潟県立看護大学を訪問し、若者が自分らしく活躍するために必要なことや結婚を希望する人への支援、市の情報発信等についてフリートークを行い、様々な意見をいただきました。

【主な意見】

- 若者が希望をかなえ、自分らしく活躍することができるために必要なこと
 - ・多様な考えを受け入れる環境が必要だと思う。
 - ・若者に対しての支援を強化し、それについてもっと広報していくべきだと思う。
 - ・大学進学に向けての経済的支援があると良い。
- 結婚を希望する人への支援について
 - ・経済面や知識面で知らないことが多いので、様々な政策を知る機会があると良い。
 - ・出会いの場を増やす。
- 市の情報発信について
 - ・SNSは手軽に必要な情報を入手できることがメリットだと思う。
 - ・デジタルも大事だが、紙などのアナログの媒体も効果的だと思う。



▲上越教育大学での意見交換



▲新潟県立看護大学での意見交換

3 「上越市子ども・子育て支援総合計画」の計画期間における主な取組と成果指標

当市は令和2年度を始期とする「上越市子ども・子育て支援総合計画」を策定し、基本目標等を掲げる中で、多様な施策を推進してきました。それぞれの主な取組と、計画期間内における成果指標等は以下のとおりとなっています。

■上越市子ども・子育て支援総合計画の基本目標等

基本目標1 こどもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備

- 【基本施策 1-1】 こどもの権利の普及・啓発
- 【基本施策 1-2】 こどもの居場所づくり
- 【基本施策 1-3】 障害などの理由により特別な配慮が必要なこどもへの支援の充実

基本目標2 安心してこどもを産み、喜びと生きがいをもって子育てできる社会の構築

- 【基本施策 2-1】 子育て家庭への経済的負担の軽減
- 【基本施策 2-2】 家庭と地域の子育て力の向上
- 【基本施策 2-3】 保育環境の充実
- 【基本施策 2-4】 多様な保育サービスの提供
- 【基本施策 2-5】 母子保健の充実

基本目標3 地域や学校等でこどもの成長を見守る体制の強化

- 【基本施策 3-1】 学校教育環境の充実
- 【基本施策 3-2】 地域ぐるみのこどもの健全育成の推進

基本目標4 社会全体でこどもと子育て家庭を支える体制の強化

- 【基本施策 4-1】 こどもの権利侵害の予防と早期救済
- 【基本施策 4-2】 相談支援体制の充実
- 【基本施策 4-3】 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進
- 【基本施策 4-4】 こどもの貧困対策の推進

■計画期間（令和2年度～令和6年度）における主な取組と成果指標

◇基本目標1

こどもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備

【基本施策1-1】 こどもの権利の普及・啓発

こどもの権利の普及・啓発のため、市立小・中学校において、こどもの権利学習テキスト「えがお」を使用した授業を継続して実施し、令和5年度からは、新たに小学4年生以上の「えがお」にヤングケアラーに関するイラストや説明、相談窓口等を掲載したほか、授業を通じて周知・啓発を図ることで、こども自身の気づきを促しました。

また、地域住民やこどもとの関わりを持つ組織・団体に対して、こどもの権利講座を開催し、こどもの権利に関する啓発を行いました。

【基本施策1-2】 こどもの居場所づくり

こどもの居場所づくりとして、夏休み☆子どもつどいのひろばの開催など、こどもたちが健やかに成長できる環境づくりを進めました。

また、こども食堂等を運営する団体に対して、各種の情報提供や市施設の使用料の減免など必要な支援を行ったほか、こどもの家や公民館、児童遊園などの適切な管理・運営を通じて、こどもの居場所の確保を図りました。

このほか、様々な困難を抱える義務教育終了後の15歳から30歳未満の若者の居場所「Fit」を教育プラザ内に常設し、相談支援や保護者支援を行うとともに、関係支援機関と連携し活動を行いました。

【基本施策1-3】 障害などの理由により特別な配慮が必要なこどもへの支援の充実

障害等のある児童が集団生活に適応する環境を整えるため、令和3年度からこども発達支援センターの職員が保育園等を訪問し、保育士等に児童の特性に応じた支援方法や環境設定について助言等を行う保育所等訪問支援に取り組みました。令和5年度には、言葉の遅れや発音の改善に向けて、こども発達支援センターの職員が外部の言語聴覚士から専門的な指導を受けられる体制を整え、療育技術の維持向上を図りました。

また、個々の障害特性やニーズ等に合わせた事業所及びサービスの選択ができるよう、児童発達支援事業や放課後等デイサービスについて整備を進めたほか、令和3年度から市と事業所が連携し、重症心身障害のある児童や医療的ケアが必要な児童に対応した児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を福祉交流プラザ内に開設しました。

さらに、令和5年度から、医療的ケアが必要な児童等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を支援するため、日中一時支援事業を拡充しました。

このほか、相談窓口や支援制度をまとめた「医療的ケアが必要なお子さんと家族のための在宅生活支援ハンドブック」を作成しました。

◎取組の成果指標

指標項目	目標値	現状値※
こどもの権利を理解するこどもの割合 (こどもの権利に関するアンケート調査)	50.0%	69.0% (R5)
・こどもの権利の認知について、「知っている」27.4%（前回 8.9%）、「だいたい知っている」41.6%（前回 38.5%）と前回の調査を上回りました。		

※上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査結果によるもの

◇基本目標 2

安心してこどもを産み、喜びと生きがいをもって子育てできる社会の構築

【基本施策 2-1】 子育て家庭への経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子ども医療費助成について、令和 2 年度に市民税非課税世帯の小学生を無料化し、さらに令和 5 年度には、無料化の対象を市民税非課税世帯の高校卒業相当年齢まで拡充したほか、ファミリーサポートセンター事業について、令和 2 年度に所得の少ない世帯に対する利用料金の助成を始め、令和 5 年度には助成対象を児童扶養手当の受給世帯まで拡充しました。

また、保育料については、令和 4 年度から 2 歳児における軽減措置の対象を拡充したほか、全ての妊婦と子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と「出産・子育て応援ギフト」による経済的支援を一体的に実施しています。

教育の分野では、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対する就学援助において、令和 2 年度に国庫補助単価の改正に合わせて増額したほか、対象経費に令和 4 年度にはオンライン学習通信費を、また、令和 5 年度には通学用品費及び校外活動費をそれぞれ新たに追加しました。

あわせて、令和 5 年度及び 6 年度にフリースクール等を利用する児童生徒の保護者に対する学習費等の支援について、所得要件を緩和し、対象世帯の拡充を図るとともに、これまでの間、私立高等学校に在学する生徒の保護者に対し、所得に応じて学費の助成額を引き上げ、経済的負担の軽減を図りました。

さらに、新潟県立特別支援学校に通学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、令和 5 年度に「福祉有償運送」や「ファミリーサポートセンター事業」を利用する際に支払う料金の一部の助成を開始しました。

このほか、令和 6 年度からひとり親家庭の生活の安定を図るため、養育費の取決めに要する費用の一部の助成を開始したほか、若者奨学金返還支援助成金の交付を開始しました。

【基本施策 2-2 家庭と地域の子育て力の向上】

育児負担が大きい多胎児の家庭に対し、令和 6 年度から産前・産後ヘルパー派遣事業の利用上限時間を拡充するとともに、多胎児の妊娠、出産、育児に関する冊子を配布し、多胎児育児の不安の軽減を図りました。

また、ファミリーサポートセンター事業では、令和 3 年度から支援対象年齢の上限を 12 歳から 18 歳に拡大するとともに、令和 5 年度から提供会員が受け取る報酬を引き上げ、市が引上げ相当額を負担することで、提供会員の安定的な確保につなげ、利用しやすい環境づくりを推進しました。

さらに、令和 5 年度には、幼い頃から本に親しみ、読み聞かせを通じた親子のふれあいを生む取組として、新生児に 1 人 1 冊の絵本を贈呈するはじめて絵本事業を開始したほか、令和 6 年度には、妊娠 8 か月時の相談支援窓口をこれまでの市役所及び総合事務所に加え、オーレンプラザこどもセンターに開設し、出産、子育てに関する相談がしやすい環境を整えました。

【基本施策 2-3 保育環境の充実】

この間、「上越市保育園の再配置等に係る計画（第 1 期～第 3 期）」に基づき、公立保育園の統合・再編や民間移管に向けた取組を行うとともに、令和 5 年度には、安心して子育てができ、持続可能な保育環境を整えるため、「上越市保育園の適正配置等に係る計画（第 4 期）」を策定し、その取組に着手しました。

また、公立保育園において、令和 5 年度から計画的に児童の登降園の管理機能や保護者との連絡機能等が活用できる保育業務支援システムの導入を進め、保護者の利便性の向上と事務負担の軽減を図りました。

さらに、令和 6 年度には、私立保育園や認定こども園における特別な配慮が必要な児童の受入体制を整備し、受入れの促進を図りました。

【基本施策 2-4 多様な保育サービスの提供】

令和 4 年度に保育園等で体調不良となった児童を保護者に代わって迎えに行き、かかりつけの医療機関等での受診後に病児保育室で一時保育を行う制度を開始するとともに、ファミリーサポートセンター事業の対象業務に病児の預かりを追加するなど、仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境づくりを進めました。

また、全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保護者の就

労要件等を問わず、時間単位で柔軟に保育園等を利用できる「こども誰でも通園制度」を令和6年度から試行的に開始しました。

さらに、放課後児童クラブにおいては、令和6年度に児童の出欠の連絡や管理のほか、緊急連絡の配信などができるよう、保護者連絡用アプリを導入したほか、市内3か所において、日曜日・祝日の試行開設を実施しました。また、長期休業期間における利用時の昼食の配食サービスを導入するとともに、支援が必要な家庭への昼食代支援制度を開始しました。

【基本施策 2-5 母子保健の充実】

妊婦一般健診費用を公費負担し、健診結果に応じて妊娠中及び産後に保健指導を実施するとともに、乳幼児に対する健診では、疾病や異常の早期発見に努めました。令和5年度には、聴覚障害の早期発見を図るため、新生児に対する聴覚検査に係る費用の助成を行うとともに、経済的な理由による妊娠初期の医療機関への受診控えを防ぐため、所得の少ない世帯の妊婦に対する初回産科受診料の助成を行いました。

また、産科医療機関における産後の健康診査を助成するとともに、産後に心身の不調等がある人に対して、これまでの来所型の産後ケアに加え、令和4年度には助産師による訪問型産後ケアを、また、令和6年度には医療機関等における宿泊型産後ケアを順次開始し、母親自身がセルフケアできる力をつけるための支援を行うとともに、産後うつや虐待の予防等を図りました。

あわせて、妊娠初期・中期・後期にすくすく赤ちゃんセミナーを開催し、妊娠・出産に関する情報提供及び生活習慣病に関する保健指導を行いました。

さらに、妊娠期から子育て期における支援環境の充実を図るため、子育て支援 AI チャットボットサービスを導入し、スマホやパソコンから時間や場所によらず問合せ・応答ができる体制を構築しました。

このほか、不妊不育治療に対する助成について、令和5年度に体外受精や男性不妊等の治療の実態に合わせて支援を拡充し、こどもを持ちたいと願う人の経済的負担の軽減を図りました。

◎取組の成果指標

指標項目	目標値	現状値※
出産や子育てがしやすいと感じる 20～30 代の市民の割合（人口減少に関する市民アンケート調査）	70.0%	39.9% (R6)
・「そう思う」「ある程度そう思う」の合計が 39.9%と目標を大幅に下回りました。 ・妊娠・出産に伴う費用の補助や勤務先の産前・産後休暇の充実を求める声が多くありました。		

※上越市若者世代・子育て世代の市民アンケート調査結果によるもの

◇基本目標 3

地域や学校等でこどもの成長を見守る体制の強化

【基本施策 3-1 学校教育環境の充実】

GIGA スクール構想により整備した児童生徒 1 人 1 台の情報端末等の ICT 環境を有効活用し、児童生徒の情報活用の基礎的な能力を育成するとともに、小・中学校の特別教室等において無線 LAN 環境を整備しました。

また、スクールロイヤーへの相談体制の構築や、部活動指導員及び学校運営支援員の増員を通じて教職員の負担軽減と教育の質の向上を図るとともに、こどもの能力や特性に合わせた指導と支援に当たる教育補助員や介護員を増員したほか、外国人等の日本語支援を必要とする児童生徒に対して日本語の習得や学校生活の支援を行うなど、学習環境の充実に取り組みました。

さらに、インクルーシブ教育の理念に基づく教育補助員や介護員の増員及びLD通級指導教室の開設、日本語の習得に支援が必要な児童生徒を指導する講師の派遣など、教育環境の充実に向けた取組を推進しました。

学校以外の取組では、様々な理由で学校に行けない・行かないこどものために、教育支援室「子ども未来サポート CoCoMo」において、学校復帰を始めとした社会的自立ができるよう支援を行いました。

このほか、複式学級の存在する学校等において、学校の統合等を含め、その解消に向けた方策、進め方の検討を保護者・地域とともに行いました。

【基本施策 3-2 地域ぐるみのこどもの健全育成の推進】

こどもの健全な育成を図るため、学校運営協議会や地域青少年育成会議を通じて、学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの教育を推進しました。

また、市内全ての保育園・幼稚園・小学校で防犯教室の実施を働きかけたほか、防犯に関する教材の貸出しを行い、園や学校への防犯意識の醸成を図りました。

さらに、中学校における部活動改革と協調し、こどもたちが将来にわたり継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる仕組みや制度作りに取り組みました。

◎取組の成果指標

指標項目	目標値	現状値※
地域が安全で安心して暮らせると感じるこどもの割合 (こどもの権利に関するアンケート調査)	70.0%以上	69.7% (R5)
・「地域で安心してのびのびと暮らしている」と答えたこどもの割合は、69.7%と目標値をわずかに下回りましたが、「どちらかといえば安心して暮らしている」とあわせると、98.6%となり、前回調査(96.8%)を上回りました。		

※上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査結果によるもの

◇基本目標 4

社会全体でこどもと子育て家庭を支える体制の強化

【基本施策 4-1 こどもの権利侵害の予防と早期救済】

令和 6 年 4 月にこども家庭センターを設置し、こどもや子育て家庭に対する相談、支援を一元的かつ包括的に推進する体制を整備しました。

町内会、保育園・学校等の保護者、民生委員・児童委員等を対象に「子どもの虐待予防出前講座」を開催したほか、児童虐待防止推進月間である 11 月に広報上越に記事を掲載し、啓発を行いました。

また、令和 5 年度には、母子生活支援施設に入所する母子の自立に向けた安定した支援体制を維持するため、施設に対する運営費の助成を拡充したほか、若竹寮の職員体制を強化し、入所する児童一人一人の生活状況に対応した養育と自立支援の充実を図りました。

【基本施策 4-2 相談支援体制の充実】

こども家庭センターが中心となり、関係機関と連携し、切れ目のない相談や支援に取り組みました。

児童虐待やこどもの育ちに関する相談に対して、保健師、社会福祉士、臨床心理士、家庭児童相談員等の専門職がこどもの特性や家庭環境に応じた支援を行うとともに、児童虐待の防止に向け、関係機関と連携しながら相談支援体制の強化を行いました。

また、男女共同参画推進センター内に女性相談を設置し、配偶者からの暴力や、家庭・職場・人間関係など、様々な不安や悩みを抱える人たちからの相談に対し女性相談員が適切な指導・助言を行い、関係機関や庁内関係課と連携し、相談者が安心して生活できるよう支援に取り組みました。

このほか、外国人市民が増加する中、相談や行政手続等に円滑に対応できるよう、令和 2 年度においてオンラインによる外国人相談窓口を開設したほか、令和 4 年度において、三者間通訳サービスの活用を開始しました。

【基本施策 4-3 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進】

「上越市男女共同参画基本計画」に基づき、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進、性別による固定的役割分担意識の解消など、市民や事業者に向けた各種講座の開催や情報紙の発行などを通じて、男女が互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野で平等に参画できるまちづくりを実現していくための周知・意識啓発に取り組みました。また、働き方の改善につながる国の認定取得を支援する制度を創設したほか、ワーク・ライフ・バランスの啓発パンフレットを作成するなど、事業者に対しその意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供しました。

【基本施策 4-4 こどもの貧困対策の推進】

ファミリーヘルプ保育園の運営、ファミリーサポートセンター事業の実施など就労しやすい環境の整備や、各種の助成や給付による経済的な支援の実施など重層的に貧困対策に取り組みました。

また、令和 6 年度には、所得の少ない世帯のこどもに対し、学習支援や基本的な生活習慣の習得支援などの取組を開始したほか、放課後児童クラブにおいては、長期休業期間における利用時の昼食の配食サービスを導入するとともに、支援が必要な家庭への昼食代支援制度を開始しました。

◎取組の成果指標

指標項目	目標値	現状値
市内企業におけるハッピー・パートナー企業登録制度※ の登録数	73 件	85 件 (R6.12 末現在)
・市では、ハッピー・パートナー登録企業が新商品や新サービスの開発など新たに行う革 新的な事業の実施に要する費用の一部補助や、金融機関から資金を借り入れた際の借入利 子の一部補助を行い、働きやすい職場環境づくりやワーク・ライフ・バランスの推進を図 りました。その結果、市内企業においても、登録企業・団体が増えており、ワーク・ライ フ・バランスの推進や男女がともに働きやすい環境の整備に対する理解が広がっていま す。		

※ハッピー・パートナー企業登録制度は、新潟県が実施している事業で、男女がともに働きやすく、仕事と家庭
生活等が両立できるよう職場環境を整えるほか、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業・団体
を登録し、その取組を支援する制度です。

4 課題の整理と今後の施策検討の視点

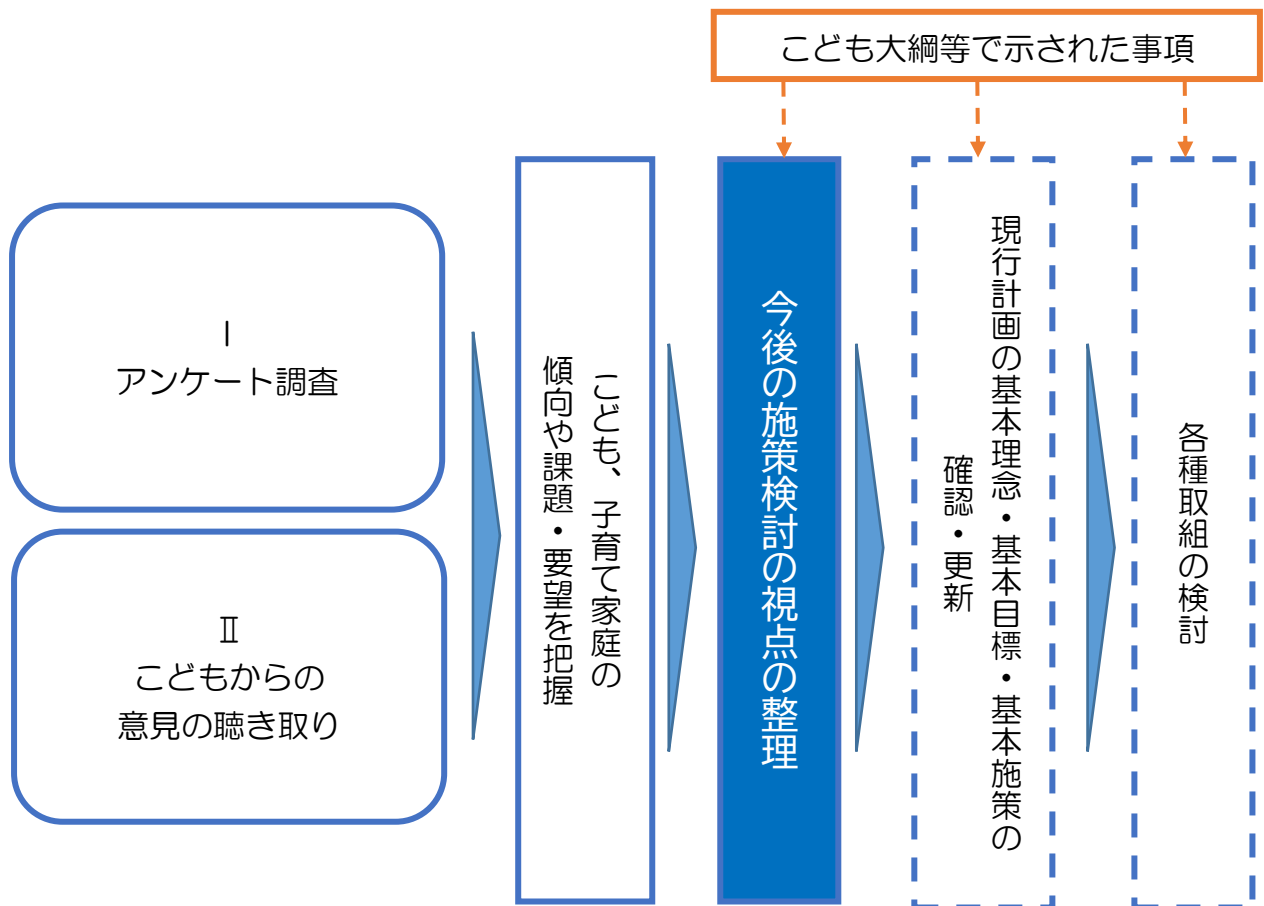
本計画の策定に当たり実施した「上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査」や「上越市若者世代・子育て世代の市民アンケート調査」の分析に加え、各種イベントの機会や高等学校・大学への訪問等を通じて、こどもの意見の聴き取りを行うことで、本市における子育て家庭が抱える課題や要望等を把握してきました。

また、この間、「上越市子ども・子育て支援総合計画」に基づき、各種施策を進めてきた中でも新たに取り組むべき課題が見えてきたところです。

これまで把握した課題や聴き取った意見等を集約し、今後の施策を検討する際に意識すべき視点として整理します（下記〈上越市こども計画の検討イメージ〉参照）。

本計画の策定に当たっては、この視点とともに、これまでの取組から見えた課題やこども大綱等で示された事項も踏まえながら、「上越市子ども・子育て支援総合計画」における基本理念や基本目標、基本施策を確認・更新の上、こども・子育て支援に向けた各種取組を検討し、着実に推進していきます。

〈上越市こども計画の検討イメージ〉



I アンケート調査から見た傾向や課題

傾向や課題	施策検討の視点
ひとり親家庭において生活に困っている割合が高い	ひとり親家庭への経済的支援
養育費について書面や調停で取り決めている割合は、44.9%に留まっている	
こどもにおいて、学力や経済的な理由から、大学等への進学希望と現実の乖離を感じている人がいる	進学に向けた支援
こどもの進学や教育費に関して悩んでいる割合が高い	
困窮層において、制服等の身の回りのもの、給食費や教材費、部活動等の費用に対する負担感が高い	困窮層に向けた経済的支援
こどものヤングケアラーの認知度が低い	ヤングケアラーへの支援（こどもの権利教育の推進等）
一般層に比べて困窮層のこどもの体験機会の割合が低い	こどもの体験の場の確保
親の就労割合が高い（父 98.7%、母 89.7%）	共働き・共育ての推進
結婚支援として出会いの場づくりを希望する割合が高い（47.5%）	出会いの場づくり

II こどもからの意見・要望

意見・要望	施策検討の視点
進学に向けて集中しやすい環境を整えてほしい	進学に向けた支援
SNS や紙媒体等、多様な手段による情報発信をしてほしい	情報発信の強化
多様な考えを受け入れる環境が必要	こどもの意見聴取・反映
学校以外でも居場所だと思えるところがほしい	こどもの居場所づくり
勉強に集中できる施設を増やしてほしい	
学校の部活動に活気を取り戻してほしい	スポーツ・文化芸術活動の環境整備
結婚支援の色々な政策を知る機会があると良い	結婚を希望する人への支援
将来の就労について一緒に考え、助言してほしい	若者の就労や起業、自立支援
実際にその仕事に就いて感じたことを聞きたい	

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

これまでの間、「上越市子ども・子育て支援総合計画」に掲げた「みんなで育むこどもの笑顔・輝く未来」の基本理念の下、地域社会の中心にこどもを据えた上で、全てのこどもの安全・安心が守られ、こどもが笑顔で自分らしく健やかに成長できる環境づくりに取り組んできました。

この基本理念には、地域社会のつながりが希薄化し、核家族化が進展する中であって、次代を担うこども一人一人が、地域社会の支え合いや助け合いの下、優しく、あたたかく見守られ、そして育まれることの大切さを示すとともに、その権利が守られ、安全・安心な環境の中で笑顔と希望があふれる生活を送り、輝かしい未来を歩んでほしいという普遍的な願いが込められています。

また、「上越市第7次総合計画」や関連計画の基本理念のほか、こども基本法やこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の考え方、さらには、本計画の策定に当たり実施したアンケート調査やこどもの意見等から見た今後の施策の方向性とも整合が図られることから、本計画においても「上越市子ども・子育て支援総合計画」の基本理念を引き継ぐこととします。

みんなで育むこどもの笑顔・輝く未来

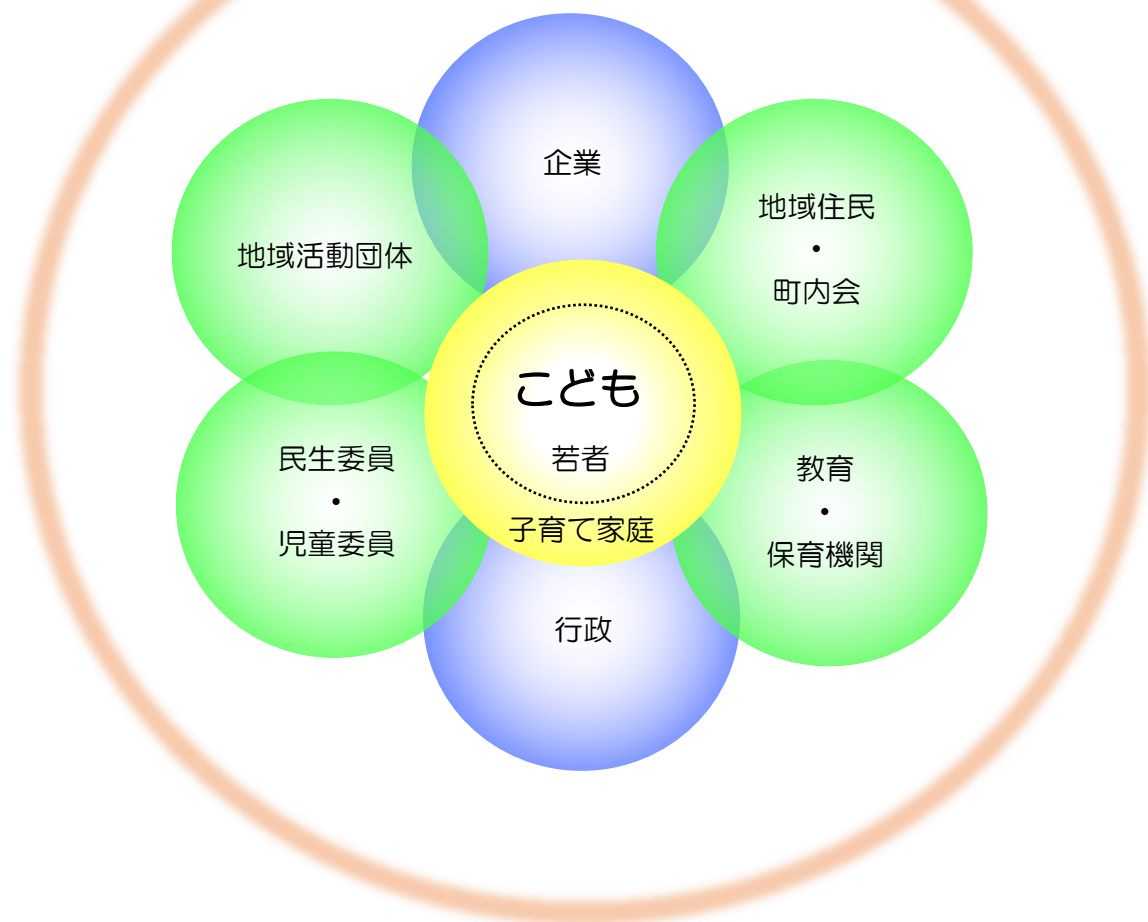
■上越市こども計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）

【基本理念の考え方】

基本理念	考え方
みんなで育む	全てのこどもが安全・安心な環境の中で、自分らしく成長していくためには、子育て家庭だけではなく、町内会、学校、企業、行政等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力し、身近な地域の中で周囲の人たちが、こどもを優しくあたたかく見守り、その声を聴き、支えていくことが大切です。 そして、地域の中で、こどもや子育て家庭を気にかけて、応援する人を増やすとともに、子育て家庭にあっても地域の支えあいの担い手として、共に助け合う関係性を育みながら、地域の子育て力を高めていくことが重要であると考えます。
こどもの笑顔 ・ 輝く未来	全てのこどもが、明るくいいきとした笑顔で、自分の未来に希望をもって健やかに成長することは、保護者だけでなく、上越市に暮らすみんなの願いです。 それは、未来を担うこどもが自分の可能性を信じ、たくましく成長し、やがて地域を支え、輝かしい未来を創造する人材となってほしいという想いでもあります。

イメージ図

みんなで育むこどもの笑顔・輝く未来



それぞれの主体は、こどもの性別、家庭の経済状況、障害の有無、ルーツなどにかかわらず、全てのこどもの人権を尊重し、見守り、支え、相互に協力してこどもを育む。

2 基本目標

本計画では基本理念を実現するため、4つの基本目標を設定しました。

基本目標1	
安心してこどもを産み、喜びと生きがいをもって子育てできる社会づくりの推進	
	こどもを安心して産み育てられるように、子育てや教育等に係る経済的な負担を軽減し、妊娠や出産、子育てに不安や悩みを抱えた子育て家庭が孤立することがないよう、分かりやすい情報の発信をするとともに、安心して子育てに向き合うことができるよう、妊娠期から切れ目のない継続的な支援の充実を図ります。また、こどもの障害の有無やルーツにかかわらず、全てのこどもたちの健やかな育ちを支援するため、インクルージョン※を推進するとともに、引き続き保護者が安心してこどもを預けられる環境を整備します。
基本目標2	
こどもが自分らしく、健やかに成長することができる環境の充実	
	全てのこどもが権利の主体として尊重され、自分らしく自信をもって生きていくために、引き続きこどもの権利について知識の普及や意識の啓発のほか、ヤングケアラーなどを含む児童虐待を未然に防ぐ予防啓発活動を推進します。また、地域や団体、関係機関等と連携し、こどもが意見を表明し、施策に反映する取組の検討のほか、自由に活動できる多様な居場所や体験の場づくりを推進するとともに、医療的ケアが必要なこどもや障害特性のあるこどもなど、特別な対応が必要となるこどもと保護者が安心して暮らせる環境の整備を推進します。
基本目標3	
地域や学校、企業等、社会全体でこどもと子育て家庭を支える体制の強化	
	地域や学校、企業等が連携・協働して子育て家庭を支えるとともに、全てのこどもが支障なく学ぶことができる環境を整備します。また、学校における部活動改革と地域におけるこどもたちのスポーツ・文化芸術活動の環境整備の取組を進め、こどもたちが将来にわたり継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境を整えます。 男女共同参画の理念の浸透と意識の向上を図るため、広報・啓発活動を継続的にを行い、共働き・共育てを推進し、男性の家事や子育てへの参画を促進します。
基本目標4	
若者が、希望をかなえ、自分らしく活躍することができる支援の充実	
	次代を担う若者が、将来に夢や希望を抱いて自ら主体的に就労や結婚など、ライフイベントに係る選択をし、挑戦・活躍できるまちを目指します。 若者同士の交流を活性化するとともに、地域への愛着を持ち、まちの活性化やにぎわい創出等に主体的に関わる若者を育みます。 また、将来の就労を早期にイメージできるよう、多様な団体と連携・協力しながらキャリア教育を推進するとともに、就労や起業に向けた意識の醸成や知識の習得、理解の促進を図ります。

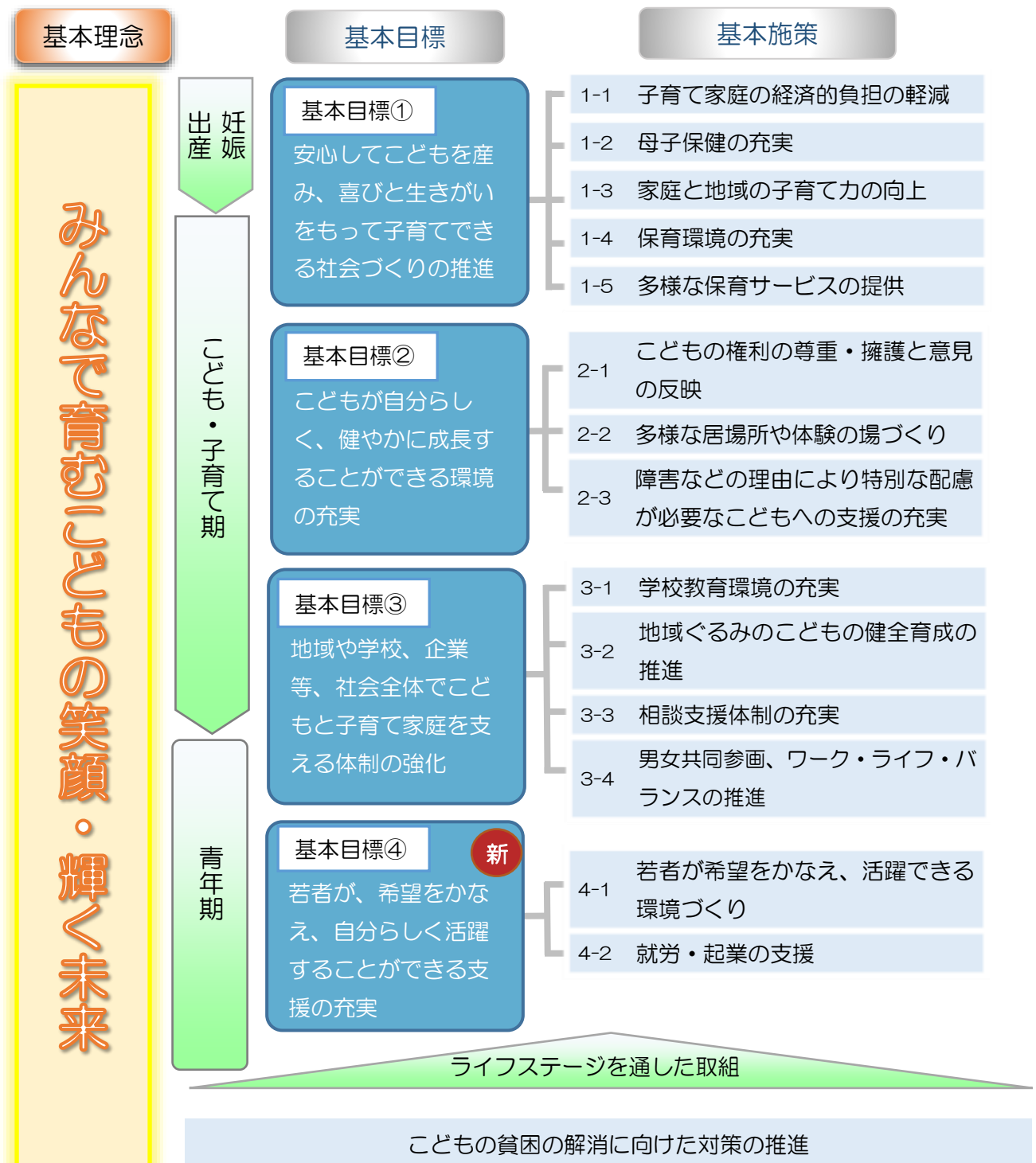
※こどもを権利の主体として捉え、その権利を尊重、保障し、ありのままを受容すること

3 施策の体系

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標ごとの基本施策を以下のとおり位置付け、多様な施策を展開します。

基本目標はこどもの視点に立ち、分かりやすく示すため、ライフステージごとに整理するとともに、新たに青年期である若者に関する目標を加えました。

また、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進」は、ライフステージを通して縦断的に実施する施策として位置付けました。



4 計画における実施主体とその主な役割

将来を担うこどもたちには、自分や他者を大切に思う心を養い、たくましく成長してほしいと考えます。子育てについての第一義的責任が保護者にあるとしても、こどもたちは次代の社会を担う宝であり、地域全体で大切に守られ、育てられなければなりません。そのためには、誰もがこどもや子育て家庭を大切にする心を共にし、地域社会全体で応援していくことが必要です。

本計画の各取組の主体となる子育て家庭、地域、企業等及び行政は、「上越市子どもの権利に関する条例」に定める「子どもの権利」を尊重し、保障するよう努め、それぞれの立場における役割を果たし、相互に協力しながら、こども・子育て支援の充実に向けて取り組みます。

【取組の主体と主な役割】

主 体		主 な 役 割
子 育 て 家 庭		○ 保護者は愛情をもって、こどもと接すること ○ 家族で協力して、子育てに取り組むこと ○ 保護者同士や地域の人たちとつながりを持つよう努めること
地 域 (町内会・学校等)		○ 町内会、民生委員・児童委員、保育園・認定こども園、学校、地域活動団体（NPO 含む）など、地域における様々な活動主体が協力して、こどもの活動を支え、見守り、育むこと ○ 保育園・認定こども園、学校などは大切なこどもを預かり、必要な保育、教育を行うこと ○ 学校はこどもが相談しやすい環境を整えること
社 会	企 業 等	○ 子育て中の労働者を雇用する事業主は、男女を問わず、仕事と子育てを両立しやすい環境を整えること ○ 関係機関等と連携し、若者の就労に向けた取組を支援すること
	行 政	○ こども・子育て支援を総合的に実施し、地域の実情に応じた取組を関係機関等と連携しながら実施すること ○ 関係機関等と連携し、こどもを虐待やいじめによる危険から守ること

■上越市子どもの権利に関する条例の概要

条例の目的、基本理念等 (第1章関係)	基本理念
目的 ①子どもの権利の内容を明らかにすること ②子どもの心身の健やかな成長を地域社会が支援し、子どもが安心して自信を持って生きることができる地域社会の実現に寄与すること	①子どもは次代を担う地域社会の宝として、あらゆる場面で、この条例や憲法などで定められた権利が尊重され、保障されます。 ②子どもの権利の尊重と保障は、次の事項を基本として行われます。 - 子どもの最善の利益が考慮され、心身の健やかな成長が促進されること - 地域社会で守られ、育てられること - いかなる差別もされないこと - 虐待やいじめによる危険から守られること - 意見が最大限に尊重されること - 自分の可能性を信じ、自身の成長のために努力しようとする意識を持てるようにすること - 自分の権利を自覚するとともに、他の人のことも思いやり、尊重できるようにすること
子どもの権利（第2章関係）	みんなの責務（第3章関係）
● 安心して生きる権利 - 命を大切にされ、愛情を受けてはぐくまれること - 虐待、いじめ、有害な情報等から守られること - 心身を守るために支援を求めること ● 自信を持って生きる権利 - 個性や可能性が大切にされること - 教育や学習の機会が大切にされること - 遊びやスポーツ等に親しむこと - 意見を表明すること - 思想や良心等が大切にされ、差別されないこと - 意見や行動が不当に妨げられないこと ● 地域社会に参加する権利 - 地域活動等に参加する機会が大切にされること - 地域活動等の場で意見が適切に反映されること ● 特別な社会的支援を要する子どもの権利 ● 少数の立場に属する子どもの権利 - 誰もが等しく権利を大切にされること ● 知らされる権利 - 自らの権利を理解できるように知らされること	市の責務 - あらゆる施策を通じて子どもの権利の尊重と保障に努めること - 国等と連携し、子どもの権利に関する施策を実施すること 保護者等の責務 子どもの成長について第一義的な責任を負うべき存在であることを自覚し、子どもの権利の尊重と保障に努めることなど 地域社会を構成する者の責務 それぞれの活動の場で子どもの権利の尊重と保障に努めることなど 学校等の設置者及び管理者の責務 子どもや保護者等が子どもの権利を正しく理解するように教育等を行うことなど 教育関係者等の責務 職務の遂行に当たり、虐待やいじめの早期発見と早期救済に努めることなど

5 取組の成果指標

基本理念の実現に向け、4つの基本目標に基づきこども・子育て支援施策を推進する上で、取組の成果を客観的な指標で把握できるようにするため、令和11年度における目標値を設定します。

基本目標 1		
安心してこどもを産み、喜びと生きがいをもって子育てできる社会づくりの推進		
指 標	現状値	新目標値
出産や子育てがしやすいと感じる 18 歳～39 歳の市民の割合 (若者世代・子育て世代の市民アンケート調査)	39.9% (R6)	70.0%以上 (R11)

基本目標 2		
こどもが自分らしく、健やかに成長することができる環境の充実		
指 標	現状値	新目標値
自分の将来に、明るい希望を持っていると感じるこどもの割合 (子どもの生活実態に関するアンケート調査)	75.4% (R5)	80.0%以上 (R11)

基本目標 3		
地域や学校、企業等、社会全体でこどもと子育て家庭を支える体制の強化		
指 標	現状値	新目標値
地域が安全で安心して暮らせると感じるこどもの割合 (子どもの生活実態に関するアンケート調査)	69.7% (R5)	75.0%以上 (R11)

基本目標 4		
若者が、希望をかなえ、自分らしく活躍することができる支援の充実		
指 標	現状値	新目標値
自分は幸せだと感じる 18 歳～39 歳の市民の割合 (若者世代・子育て世代の市民アンケート調査)	87.0% (R6)	90.0%以上 (R11)

第 4 章

施策の展開

基本目標 1 安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てできる社会づくりの推進

基本施策 1-1 子育て家庭の経済的負担の軽減

現状と課題

【現状】

- 市では、社会経済情勢や子育て環境の変化に対応し、所得の少ない世帯を中心に子育て家庭の経済的な負担軽減を図る支援の取組を推進しています。
- 「子どもの生活実態に関するアンケート調査」の結果では、ひとり親家庭はふたり親家庭に比べ、経済的に苦しいと感じている割合が高い傾向にあります。
- ひとり親家庭における養育費について、「子どもの生活実態に関するアンケート調査」の結果では、調停や書面で取り決めている割合は44.9%となっています。
- こどもの意見や「子どもの生活実態に関するアンケート調査」において、経済的な理由等から大学等への進学について心配している状況が見られます。

【課題】

- 社会経済情勢や子育て環境の変化に伴うニーズを敏感に捉え、子育て支援策を総合的・計画的に実施するとともに、世帯の経済状況に応じた経済的支援を行う必要があります。

施策検討の視点

- 困窮層に向けた経済的支援
- ひとり親家庭への経済的支援
- 進学に向けた支援

施策の方向性

- 所得の少ない世帯やひとり親家庭など、家庭の状況に応じた各種手当や医療、教育・保育等に係る費用に対する助成や減免等の経済的支援の実施により、安定した生活基盤の確保を図ります。
- ひとり親家庭の個々の状況に応じた就労相談支援を行うとともに、養育費の取決めに要する費用を助成し、ひとり親家庭の生活の安定を支援します。
- 保育料及び保育園給食費においては、国が定める基準による軽減に加え、市独自の支援として多子家庭やひとり親家庭等に対する軽減を継続し、子育て家庭に係る経済的負担の軽減を図ります。
- 経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に必要な援助を行うことにより、教育機会の均等を図ります。

主な取組

事業名等	事業概要	取組主体
妊産婦・子ども医療費助成事業	疾病の早期発見と早期治療につなげるため、妊産婦と子どもの医療費を助成します。 【妊産婦医療費助成】 妊産婦に係る医療費の自己負担金を助成します。 【子ども医療費助成】 ・入院、通院ともに0歳から高校卒業相当（18歳）のこどもの医療費に対し、自己負担金から一部負担金等を控除した額を助成します。 ・小学校就学前児童及び市民税非課税世帯の高校卒業相当のこどもに係る医療費については、完全無料化とします。	こども家庭センター
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等に対し医療費の助成を行い、疾病の早期発見と早期治療を促すとともに、経済的負担の軽減を図ります。	こども家庭センター
ひとり親家庭等の自立支援	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給し、就職に有利な資格等の取得を支援します。また、就労に向けて、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の個々の状況に応じた相談等を行います。	こども家庭センター
養育費の取決め支援	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、養育費の取決めに必要な費用の一部を助成します。	こども家庭センター
保育料及び保育園給食費の軽減	子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整えるため、保育料及び保育園給食費の軽減制度を実施します。	幼児保育課
通学援助費	遠距離通学する児童生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図ります。	学校教育課
就学援助費（要保護児童及び準要保護児童生徒援助費）	経済的に困窮する世帯の教育費の一部負担軽減を図るため、学用品費や給食費などの支援を行います。	学校教育課
特別支援学校の児童生徒に対する通学支援	県立特別支援学校に通学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、福祉有償運送やファミリーサポートセンター事業を利用する際に支払う料金を助成します。	福祉課
高校の制服等リユース事業の試行	高等学校への就学を支援するため、所得の少ない家庭等を対象とした制服等のリユース事業を試行します。	こども家庭センター
私立高等学校学費助成補助金	保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校に在学している生徒の保護者のうち市民税所得割の合計が一定額に満たない世帯に対し、学費を助成します。	教育総務課
高校生等通学定期券購入費補助金	高校生等の通学に係る経済的負担を軽減するとともに、市内公共交通の利用促進と活性化を図るため、通学定期券の購入費の一部を支援します。	交通政策課
子育てジョイカード事業	18歳未満のこどもが3人以上いる世帯に「子育てジョイカード」を交付し、企業の協力を得て、商品の割引や特典などのサービスを提供し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	こども家庭センター

基本施策 1-2 母子保健の充実

現状と課題

【現状】

- 母子ともに健康で安心して生活していけるよう、「上越市第2次健康増進計画」に基づき、妊婦健診や乳幼児健診、予防接種、産前産後の支援を実施するなど母子保健の充実に取り組んでいます。
- 母子健康手帳アプリの活用や子育て支援AIチャットボットサービスの導入等を通じて、適時適切な情報発信とともに、妊産婦の利便性の向上を図っています。
- 不妊不育治療に対する助成を通じて、こどもを産み育てたい人の支援に取り組んでいます。

【課題】

- 生涯を通じた健康づくりの入口となる妊娠期及び離乳期において、保護者が生活習慣病予防及びこどものより良い生活習慣の形成に対する意識を持つことができるよう、すくすく赤ちゃんセミナー及び離乳食相談会の参加率の向上に努めていく必要があります。
- 乳幼児期の虐待予防につなげるため、妊産婦・新生児訪問指導事業や乳幼児健康診査、産後ケアなど各種母子保健事業における相談体制の強化を図り、妊娠期から切れ目のない支援を提供していく必要があります。
- 乳幼児健診や予防接種等において、保護者による予約手続や書類作成等に負担感があり、利便性の向上を図る必要があります。

施策検討の視点

- 生涯を通じた健康づくり
- 妊産婦への支援
- 母子保健等におけるデジタル技術の活用

施策の方向性

- 子育て中の親が心身ともに健康で、安心して子育てに向き合うことができるよう妊娠期から継続した支援を行います。
- 妊娠期において、妊婦及び家族が妊婦一般健康診査の意義や妊娠中の体の変化を理解し、産まれてくるこどもの発育・発達、家族の健康づくりについて意識して取り組めるようすくすく赤ちゃんセミナーでの健康教育や訪問等で支援します。
- 産後1年以内の母親がセルフケアをできる力をつけ、産後も安心して育児ができるよう、心身のケアや育児のサポートを推進します。
- 乳幼児期は、心身の発育・発達が最も著しい時期であり、この時期に適切な食習慣と生活リズムを身につけていくことが重要です。乳幼児健診や園での保護者に対する健康教育や保健指導において、保護者がこどもの発育・発達に合った生活習慣の確立等を実践し、乳幼児が健やかに成長できるよう支援します。

- 「上越市第2次健康増進計画」に基づき、保護者が乳幼児期からの生活習慣病予防に対する意識を持つことができるよう、健康教育の充実を図ります。特に保護者自身がこどもの身体の発育を確認できるよう、成長曲線を活用し、肥満度の高い幼児への個別支援に加え、肥満予防に対する保健指導を充実していきます。
- 乳幼児健診や予防接種等における利便性の向上を図るため、母子保健情報のデジタル化を進めます。
- 不妊不育治療への支援について、医療技術の動向を注視しながら継続して実施します。

主な取組

事業名等	事業概要	取組主体
妊婦一般健康診査	妊婦一般健康診査費用を公費負担にすることにより、積極的な受診を勧奨し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援します。	こども家庭センター
すくすく赤ちゃんセミナー	中期・後期に教室を開催し、助産師、保健師、栄養士等が受講者の相談に応じ、妊娠・出産に関する不安の解消を図るとともに、生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防に関する保健指導を行います。	こども家庭センター
産前・産後ヘルパー派遣事業	産前・産後の体調不良等のために家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣します。	こども家庭センター
妊産婦新生児訪問指導事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭等を訪問し、子育て支援や発育発達・栄養に関する情報提供や、養育環境等の把握や保健指導を行います。	こども家庭センター
産後ケア事業	産後1年以内の母親がセルフケアできる力をつけ、産後も安心して育児できるよう、心身のケアや育児のサポートを行います。	こども家庭センター
離乳食相談会	乳児の保護者が身体計測や食生活や生活リズム等の生活習慣の振り返りを通して、こどもの発育・発達を確認し、発育・発達に応じた関わりができるよう支援します。	こども家庭センター
保育園健康教育講座	こどもの健やかな発育を図るため、園児の保護者を対象に、保健師や栄養士が生活習慣や食事量などについて啓発します。	幼児保育課 健康づくり推進課 各総合事務所
不妊不育治療費助成事業	こどもを産み育てたいと願う人が行う不妊治療又は不育治療に係る治療費の一部を助成します。	こども家庭センター
母子保健等におけるデジタル技術の活用	子育て支援 AI チャットボットサービスによる出産や子育てに関する問合せに常時対応できる体制を整えるとともに、母子健康手帳アプリの活用による子育て家庭の利便性の向上を図ります。	こども家庭センター

基本施策 1-3 家庭と地域の子育て力の向上

現状と課題

【現状】

- 少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加など子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化し、子育てへの不安や負担、孤立感を抱える保護者が増加する傾向にあります。
- 当市では、2か所のこどもセンターを核に、各地区に子育てひろばを設置して、こどもの遊び場や保護者同士の交流の場を提供するとともに、子育て相談や情報の提供、講座等を実施して、子育て支援を行っています。
- 近年、外国人市民の増加に伴い、日本語が不慣れな外国人の子育て家庭が増加しています。

【課題】

- 「子どもの生活実態に関するアンケート調査」の結果では、「しつけや教育に自信が持てない」とする保護者が2割を超えており、子育てや家庭教育に関する悩みや不安の軽減と、家庭の子育て力を高めるための取組が必要です。
- 地域の中で、気軽に相談できる環境を整えるほか、こどもや子育て家庭を見守り、子育てを応援してくれる人を増やすなど、地域の子育て力を高めていくことが重要です。
- 必要な人に必要な支援が届くよう、情報発信を強化する必要があります。
- 子育て中の外国人市民の中には、日本語が不慣れな人や、日本の生活習慣に慣れていない人、各種の支援制度を理解していない人がいます。

施策検討の視点

- 地域における相談支援の強化
- 情報発信の強化
- 外国人等の子育て家庭への支援

施策の方向性

- 妊娠期や出産期におけるアドバイスや産後うつ病等の支援が必要な産婦に対し、保健師や助産師等が相談支援等を行います。
- こどもセンターや子育てひろばにおいて、こどもの遊び場や保護者同士の交流、ネットワークづくりの場を提供するほか、地域子育て相談機関では、個々のニーズに応じた子育て支援情報の提供や相談支援など子育て支援機能の充実を図ります。
- 家庭教育が果たす役割の重要性について啓発するため、教育機関等と連携しながら保護者や地域の大人を対象とした家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。
- 地域における子育ての援助活動であるファミリーサポートセンターにおいて、様々なニーズに応じた支援ができるよう、育児を応援してくれる「提供会員」の安定的な確保に努め、仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境づくりを推進します。
- こどもセンターにおける利用者支援事業（子育てinfo）のほか、ホームページやSNS、母子健康手帳アプリ、リーフレット等を活用しながら情報発信の強化を図ります。

- 日本語が不慣れな外国人等の子育て家庭が、市の窓口や医療機関、子育て支援施設等を円滑に利用できるよう、多言語で対応できる環境を整えます。
- 地域における子育て支援の担い手である各種民間団体と連携・協力しながら、子育て家庭への支援を行うとともに、団体が自立し、主体的に活動できるよう、必要なサポートを行います。

主な取組

事業名等	事業概要	取組主体
利用者支援事業	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整等を行います。	こども家庭センター NPO 法人
こどもセンター	児童とその保護者が相互の交流を行う場所を提供するとともに、楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を開催します。	こども家庭センター NPO 法人
子育てひろば	乳幼児とその保護者の遊びの場、交流の場として開設し、子育て支援情報の提供や親子向けのイベント等を開催します。	こども家庭センター 関係保育園
地域子育て相談機関	SNS を活用し、個々のニーズに応じた情報提供や、チャット形式の相談対応を行います。	こども家庭センター NPO 法人 関係保育園
ファミリーサポートセンター	地域の子育ての相互援助活動を支援するため、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。また、仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境づくりを推進するため、所得の少ない世帯や児童扶養手当受給世帯等に対し、ファミリーサポートセンターの利用料を助成します。	こども家庭センター NPO 法人 地域住民
家庭教育支援講座	保護者を対象に、家庭教育に関わる講座を行い、家庭の教育力の向上を図ります。	社会教育課
地域の子育て支援団体との連携・協力	地域の子育て支援団体と連携・協力しながら、子育て家庭への支援を行うとともに、団体が自立し、主体的に活動できるよう、活動時の施設利用料の減免など、必要な支援を行います。	こども家庭センター
子育て支援情報の提供	市の各種子育て制度やイベント情報等について、子育て支援情報サイト「上越市子育て応援ステーション」への掲載のほか、SNSや母子健康手帳アプリによるプッシュ型の情報発信、子育て info（冊子）やリーフレット等の紙媒体による周知など様々なツールを活用しながら、適時適切な情報の提供を行います。さらに、子育て支援 AI チャットボットサービスにより、出産や子育てに関する問合せに常時対応できる体制を整えます。	こども家庭センター
外国人市民等へのコミュニケーション支援	子育てを行っている日本語が不慣れな外国人市民等に対し、関係課や関係団体においてコミュニケーションを図り、適切な支援ができるよう、やさしい日本語による会話や多言語アプリの活用などの取組を推進していきます。	市民課 こども家庭センター 多文化共生課
医療通訳ボランティア事業	日本語が不慣れな外国人市民等が病気等により医療、保健指導、健康診査その他の保健医療の措置を必要とする場合に、通訳を行うボランティアを派遣するほか、医療機関における外国人受入体制整備に向けた出前講座を行い、医療機関等を円滑に利用できるよう環境を整えます。	地域医療推進課

基本施策 1-4 保育環境の充実

現状と課題

【現状】

- 人口減少が続く中で、0歳から14歳までの年少人口も年々減少しており、令和12年には15,482人（令和2年比△29.9%）と推計されています。
- 核家族化の進行や共働き世帯及びひとり親家庭の増加など、保護者の就労、生活形態の多様化に伴い、3歳未満児を中心に就園率が上昇しています。
- 保育園及び認定こども園の入園状況は、就学前児童数の減少を基調としながらも、新たな住宅地が整備された地域においては、特定の保育園等に入園申込みが集中する一方で、中山間地域や周辺部では入園児童数が減少し続けている保育園等も多くあり、地域間で入園児童数が偏在する傾向が顕著となっています。
- 安心して子育てができ、持続可能な保育環境を整えるため、令和5年度に策定した「上越市保育園の適正配置等に係る計画（第4期）」に基づき、保育園の統合・再編や民間移管に向けた取組を推進しています。
- 全国的に保育士等の人材不足が顕在化し、当市においても公立・私立の区別なく保育士等の確保が難しい状況となっています。
- 市内企業による外国人雇用者の増加により、特定の地域の保育園において外国人児童の入園が増加しています。

【課題】

- 保護者の就労、生活形態の多様化に伴う就園動向と地域の保育需要へ柔軟に対応できる受入体制を確保する必要があります。
- 多様な保育ニーズに対応するため、保育士や看護師等の人材確保が必要です。
- 児童数は減少している一方で、3歳未満児の就園率が上昇していることから、将来的な入園状況を推測し、配置基準に基づく保育士を確保する必要があります。
- こどもの障害の有無やルーツ等にかかわらず、同じ環境で保育を受けるインクルーシブ保育の推進が必要です。
- 保育園等で日本語支援が必要な外国人等の保護者に対し、発育状況や離乳食の進捗、食物アレルギーの有無などを把握し、児童を安全に預かるために必要な情報を正確に伝達する必要があります。

施策検討の視点

- 保護者が安心してこどもを預けられる環境の整備
- 保育士等の人材確保及び処遇改善
- インクルーシブ保育の推進

施策の方向性

- 保育士確保は、公立・私立を問わず、市全体の課題と認識し、関係機関との連携の下、保育士の確保に取り組めます。併せて、保育ニーズや偏在化する児童数に対応しながら、安全で快適な保育環境を整えていきます。
- 民間の力を最大限に活用し、市が私立園を支援して保育サービスを提供することで、将来的に持続可能な保育の受け皿を整えながら、引き続き保育園等の機能及び質の向上を図ります。
- こどもの障害の有無やルーツなど、個々の違いや多様性を認め、尊重することでこどもの主体性を育て、健やかな成長を促す保育に取り組めます。
- 障害等のある児童が集団生活に適応する環境を整えるため、必要な保育士を加配するとともに、こども発達支援センターによる保育士等への支援方法の助言など、保育園等への支援の充実を図ります。
- 保護者の連絡の効率化と利便性の向上を図るため、ICT を活用します。
- 保育園等で日本語支援が必要な外国人等の保護者への説明には言語翻訳機や3者間通訳を活用し、正確な情報伝達に努めるとともに、互いの生活習慣や文化の違いを理解し合うよう取り組めます。

主な取組

事業名等	事業概要	取組主体
通常保育事業	保護者が安心してこどもを預けられる環境を整え、子育て家庭の負担軽減を図るとともに、こどもの健やかな育ちを支援します。 また、将来にわたって持続可能な保育園等の運営ができるよう、関係機関と連携の下、保育士の確保に取り組めます。	幼児保育課 保育園 認定こども園
保育園の適正配置等	「上越市保育園の適正配置等に係る計画（第4期）」に基づき、公立保育園の統合・再編と民間移管に取り組めます。	幼児保育課
保育園士事業	高齢者の豊かな知識と経験を保育現場に活用し、園児との世代間交流を促進するため、保育園等に保育園士を配置します。	幼児保育課
保育所等訪問支援	障害等のある児童が集団生活に適応する環境を整えるため、センターの職員が保育園等を訪問し、園保育士等に児童の特性に応じた支援方法や環境設定について助言等を行います。	こども発達支援センター
障害児保育事業	特別な配慮が必要と認められる児童を受け入れるため、必要な保育士を加配します。	幼児保育課
看護師等雇用補助事業	看護師等を雇用する私立保育園及び認定こども園に対し、補助金を交付することで、乳児の受入れを促進し、乳幼児の保育の向上を図ります。	幼児保育課
保育業務支援システムの導入	ICT を活用した保育業務システムを運用し、保護者との連絡の効率化と利便性の向上を図ります。	幼児保育課

基本施策 1-5 多様な保育サービスの提供

現状と課題

【現状】

- 保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、延長保育や一時保育、24時間保育を実施するファミリーヘルプ保育園の運営、病児・病後児保育など、多様な保育サービスを提供しています。
- 「子どもの生活実態に関するアンケート調査」において、保護者の就労割合が高いことから、こどもを預けて勤務していることが想定されます。
- 就学児を持つ保護者の就労と子育ての両立を支援するため、市内全ての小学校に放課後児童クラブを開設しています。更に、日曜日、祝日の開設の必要性を検証するため、一部の放課後児童クラブを試行的に開設しています。

【課題】

- 保護者の就労形態や保育ニーズの変化を的確に捉えつつ、一時的なこどもの預かりを通じて、働きながら子育てができる環境の充実を図っていく必要があります。また、在宅で子育てをする家庭のこどもも、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる中で新たな気づきを得られる機会の提供など、こどもの良質な成育環境も保育園等には求められています。
- 市が実施する一時預かりの対象は生後8週以降のこどもであり、生後8週未満の乳児について一時的に保育が必要となった際の預け先が求められています。
- 放課後児童クラブを利用する児童数は増加傾向にあり、支援員や施設の確保、児童の健全育成に向けた運営形態の充実などが求められています。

施策検討の視点

- 保護者が安心してこどもを預けられる環境の整備

施策の方向性

- 仕事やりフレッシュ、こどもの育ちの応援などのニーズに対応した保育サービスの提供に取り組み、保護者が安心してこどもを預けることの出来る環境を引き続き整備します。
- 放課後児童クラブの支援員の資質向上や児童の健全育成に向けた運営形態の充実を図り、特別な支援を要する児童も含め、放課後児童クラブを利用する全ての児童が安全・安心に過ごせる環境を整備します。
- 日曜日、祝日の放課後児童クラブの在り方について、検討します。

主な取組

事業名等	事業概要	取組主体
延長保育事業	通常の保育時間終了後も保育が必要な児童を対象に延長保育を行います。	幼児保育課 保育園 認定こども園
一時預かり事業	保護者が就労や疾病等の理由により、家庭での保育が一時的に困難になった児童の保育を行います。	幼児保育課 こども家庭センター 保育園 認定こども園
乳児一時預かり費用助成	民間団体が実施する生後8週未満の乳児の一時預かり費用を助成します。	こども家庭センター
ファミリーヘルプ 保育園	子育て中の保護者の疾病やリフレッシュ等による緊急又は一時的な保育ニーズに應えるため、24時間保育を実施する一時保育専門の保育園を運営します。	幼児保育課
病児保育事業	病気の回復期に至っていないため、集団保育や家庭での保育が困難な乳幼児等に対して、一時的に保育を行います。また、保育園等で体調不良となった児童を保護者に代わって迎えに行き、かかりつけの医療機関を受診後に一時的に保育を行います。	幼児保育課
病後児保育事業	病気の回復期にあたるため、集団保育や家庭での保育が困難な乳幼児等に対して、一時的に保育を行います。	幼児保育課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保護者の就労要件等を問わず、月の上限時間の範囲内で、時間単位で柔軟にこどもを預かります。	幼児保育課
放課後児童クラブ	日中の保護者が就労等で不在となる家庭の児童へ適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るとともに、保護者の就労を支援します。	学校教育課
放課後児童クラブの日曜日・祝日の試行開設の実施	放課後児童クラブを日曜日・祝日に試行開設し、その必要性について検証します。	学校教育課
昼食配食サービスの実施と昼食代の支援（放課後児童クラブ）	長期休業期間、放課後児童クラブ利用時の昼食の配食サービスを導入するとともに、支援が必要な家庭への昼食代の支援を実施します。	学校教育課
こども発達支援センターにおける一時保育支援	こども発達支援センターを利用する未就園児を対象に、保護者が通院やリフレッシュ等を理由に預かりが必要な場合に、一時保育を行います。	こども発達支援センター

基本目標 2 こどもが自分らしく、健やかに成長することができる環境の充実

基本施策 2-1 こどもの権利の尊重・擁護と意見の反映

現状と課題

【現状】

- 市立小・中学校の全学年を対象にこどもの権利学習テキスト「えがお」を使い、ヤングケアラーなど新たな課題にも対応した学習を行うことで、「子どもの生活実態に関するアンケート調査」の結果では、こどもの権利を理解するこどもの割合が約7割となっています。
- こどもの権利学習の結果を家庭に持ち帰り、家庭においてこどもの権利について話し合う機会をつくる取組や市の広報紙やホームページによる啓発活動のほか、地域におけるこどもの権利講座を行い、誰もがこどもの権利を大切にする意識づくりの推進により、こどもの権利に関する大人の認知度も高くなっています。
- 令和6年4月に「こども家庭センター」を設置し、支援が必要なこども等への対応を一元化するとともに、包括的な支援体制を整備しました。また、児童虐待の早期発見、早期支援、早期改善に向けた取組を、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携しながら行うとともに、特定妊婦や育児・発達に課題のあるこどもとその家庭への支援など、児童虐待を未然に防ぐ予防啓発活動に取り組んでいます。
- ヤングケアラーの実態把握を行い、対象者を把握した場合には、関係機関と連携しながら、支援対象者の状況に合わせて、相談支援や見守りなど適切に対応しています。
- いじめの防止では、「上越市いじめ防止基本方針」を地域や学校の実情に応じた内容に見直すとともに、上越市いじめ問題対策連絡協議会及び専門委員会において、各所属団体におけるいじめ防止等に関する取組の情報共有を図り、学校・家庭・地域が連携の強化に取り組んでいます。

【課題】

- こども基本法の理念に基づき、こどもの最善の利益を実現するため、その意見を聴き取り、反映する取組が求められています。
- こどもが自信を持って生きていくためには、こどもが自らの権利に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことが重要であり、大人もこどもの権利を正しく理解することが必要です。
- 子育てに困難を感じる保護者や育てにくさのあるこどもとその保護者について、保育園・学校などの関係機関と密に情報共有しながら、こどもが示す小さなサインを見逃さず、早期から保護者支援を行うことで、児童虐待を未然に防ぐ必要があります。
- 児童虐待相談対応件数が全国的に増加する中、当市においても虐待受理数が増加している現状を踏まえ、今後も要保護児童対策地域協議会を中心に児童虐待の発生予防、早期発見、早期支援、早期改善に向けた取組を関係機関と連携していく必要があります。

- いじめは「どの学校、どの学級、どの児童生徒にも起こり得る」問題であり、いじめに悩む児童生徒を救うため、「上越市いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域・その他の関係者と強い連携の下で「いじめを生まない、いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有し、いじめの防止等に全力で取り組んでいく必要があります。

施策検討の視点

- こどもの意見聴取・反映
- 児童虐待の未然防止・早期発見
- ヤングケアラーへの支援

施策の方向性

- 市において、こども施策の策定等に当たっては、こどもの意見の反映に係る措置を講じるよう周知徹底を図るとともに、こどもの意見を聴く機会や手法、出された意見の反映方法について検討していきます。
- 教育・保育施設及びこども・子育て支援に関する事業に取り組む人を対象とした人権教育を引き続き行うとともに、人権擁護団体等と協力して、地域におけるこどもの権利講座を行い、こども、保護者、地域住民及びこどもとの関わりを持つ組織・団体に対し、こどもの権利に関する理解と知識を深めます。
- 町内会、保育園等の保護者会、小・中学校PTAや民生委員・児童委員等を対象に「子どもの虐待予防出前講座」を開催し、市の児童虐待の現状をお知らせするとともに、地域での潜在的な虐待の掘り起こしと将来的な虐待の防止を目指します。
- ヤングケアラーなど顕在化しづらい家庭の問題の早期発見・把握のためにも、こどもの権利学習テキスト「えがお」を使用した学習を通じて、こども自身が権利を学ぶ取組と、学習の内容を保護者にも波及させるための取組を継続します。
- ヤングケアラーの実態把握を行い、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携しながら、支援対象者の状況に合わせて、相談支援や見守りなど適切に対応します。
- 電話等での相談支援や、カウンセラーによる学校訪問、関係機関と連携した専門チームによる早期解決の取組を推進するとともに、支援体制の充実や機能の強化を図り、いじめや不登校に悩むこどもをなくすとともに、育児放棄や児童虐待等の諸問題の解消を図ります。

主な取組

事業名等	事業概要	取組主体
こどもの意見聴取・反映	こどもの状況やニーズを聴き、それらを各種の施策へ反映させる取組を検討します。	こども家庭センター
こどもの権利に関する啓発	市の広報紙やホームページなど、各種情報提供媒体を活用し、こどもの権利についての啓発活動を行うとともに、こども、保護者、地域住民及びこどもと関わりを持つ組織・団体に向けて「こどもの権利講座」を開催し、こどもの権利を大切にする意識づくりを推進します。	こども家庭センター 人権擁護団体等
こどもの権利学習	こどもの年齢に応じた内容で、こどもの権利学習を行い、自らの権利意識を高め、お互いの権利を大切にする気持ちや人を思いやる心を育みます。 市立小・中学校において、こどもの権利学習テキスト「えがお」を使用した授業を行います。	こども家庭センター 市立小・中学校 人権擁護団体等
子どもほっとライン	24時間・年中無休の相談電話「子どもほっとライン」での電話相談を通して、児童生徒や保護者等のいじめや不登校などの悩みに援助・助言し、問題の解消や改善を図ります。	教育センター
若者ほっとライン	義務教育終了後、修学や就労、ひきこもりなど困難を抱える若者及びその保護者の相談や支援を行います。	青少年健全育成センター
学校における人権教育への支援	学校における人権教育を支援するため、上越市学校教育実践上の重点説明会において、人権教育への指導を行うほか、教育センターが実施するカウンセリング技能向上のための研修を充実させ、人権問題に関する研究会への参加を奨励するなど、情報提供に努めます。	学校教育課 人権擁護団体等
こども・子育て支援の関係機関等に対するこどもの人権に関する研修	保育園や子育てひろばの職員など、こどもと関わりの深い仕事に従事している職員のこどもの人権に関する知識と理解を深めるため、研修会を実施します。	こども家庭センター
いじめ問題対策協議会	関係機関が連携して、いじめの防止啓発と早期発見・早期解決のため、こども、保護者、地域などへ効果的な手立てを講ずるための協議会を運営します。	学校教育課
学校訪問解決支援プロジェクトチーム（JAST）	いじめや不登校、虐待などの問題に対し、迅速・的確に対応し、早期解決を図るためのチームを組織して機動的な教育相談体制を整え、学校支援を行います。	教育センター

事業名等	事業概要	取組主体
こどもの虐待予防 推進事業	町内会、保育園・学校等の保護者、民生委員等を対象に、児童虐待の発生予防及び早期発見を目的とした「子どもの虐待予防出前講座」等を行うなど、市民に対する普及啓発を図ります。 年々増加する児童虐待事案に対応するため、こども向け虐待防止リーフレットを活用するなど、虐待の発生予防や早期発見に向けた取組を強化するとともに、保健師や社会福祉士等の専門職がチームとなり、相談支援体制の強化を図ります。	こども家庭センター 人権擁護団体等
上越市要保護児童 対策地域協議会	要保護児童、要支援児童、特定妊婦へ適切な支援を行うため、関係機関の連携による児童虐待防止ネットワークを構築し、支援対象児童等に関する情報共有や支援内容の協議を行い、適切な保護や支援を図ります。	こども家庭センター
母子生活支援施設	生活の支援が必要な母子世帯の入所・保護を母子生活支援施設に委託し、早期に自立できるように支援します。	こども家庭センター

基本施策 2-2 多様な居場所や体験の場づくり

現状と課題

【現状】

- 多様な体験活動や世代間交流などの各種の取組について、地域等が主体となって展開されており、こどもの居場所づくりに取り組んでいます。
- 地域団体等が運営する「こども食堂」では、食事の提供に加え、季節に応じたイベントや学習支援などの取り組みを展開し、こどもの居場所や体験の場、世代間の交流の場になっています。
- 高等学校で行った意見交換では、居場所に関する様々な意見がありました。
- 遊びの場や体験活動の場として、こどもの家や児童館、児童遊園を開設しているほか、公民館等での青少年教育活動事業や「夏休み☆子どもつどいのひろば」、「謙信 KIDS プロジェクト」など、様々な社会教育事業を実施しています。
- 義務教育終了後、修学や就労などに困難を抱える若者が、自立に向けた相談や支援を受けられる場所が少なく、家庭にひきこもる状況が見られます。

【課題】

- 地域交流、世代間交流など多様な体験活動の場を確保するため、地域の団体やこども食堂などの活動を支援する必要があります。
- 「子どもの生活実態に関するアンケート調査」の結果では、保護者の所得の違いによって、こどもの体験機会に差が見られます。

施策検討の視点

- こどもの居場所づくり
- こどもの体験の場の確保

施策の方向性

- こどもの意見を尊重しながら、既存の公の施設の活用や公民館事業等のほか、地域や各種団体等と連携・協力し、多様なこどもの居場所づくりに取り組みます。
- 「こども食堂」など、こどもの居場所の新規開設を目指す市民団体等に対し、立ち上げの支援を行うほか、活動中の団体を含め、関係機関と連携して運営を支援します。
- 所得の少ない世帯のこどもなどを対象に、学習や基本的な生活習慣の習得支援を行います。
- 公民館などにおけるこどもたちを対象とした事業の実施や、こどもたちが自由に活動できる場を提供します。
- 困難を抱える若者の居場所として、教育プラザ内に「F i t」（フィット）を開設し、利用者に寄り添った相談や支援活動を行います。

主な取組

事業名等	事業概要	取組主体
こどもの居場所づくり	既存の公の施設の活用のほか、地域や各種団体等と連携・協力し、多様なこどもの居場所づくりに取り組みます。こどもへの食事提供や学習支援等の場を新たに開設する地域の団体等への助成を行うとともに、引き続き、運営を継続するためのサポートを行います。	総合政策課 こども家庭センター 社会教育課 地域・市民団体等
謙信KIDSプロジェクト	こどもたちが様々な体験活動を通して、当市の特色を知り、味わうことで興味・関心を高めたり、同じ講座に集まった違う学校、違う年齢のこども同士で交流を深め、仲間づくりを行います。	社会教育課
夏休み☆子どもつどいのひろば	公民館などを会場に、こどもたちが地域の中で自由に学び活動する機会を提供し、公民館を身近に感じてもらうとともに、健やかに育つ環境づくりを進めます。	社会教育課 地域住民等
はじめて絵本事業	幼い頃から本に親しむ機会の充実を図り、こどもの読書活動を推進するとともに、読み聞かせを通して親子のふれあいの時間を持つことの大切さを伝える機会とするため、上越市に住民登録をした新生児に1人1冊絵本を贈呈します。	高田図書館
図書館における読み聞かせ	こどもを対象とした絵本の読み聞かせ等を行い、本に親しんでもらう機会を提供することにより、幼少期からの読書活動の推進を図ります。	高田図書館 直江津図書館
こどもの学習・生活支援事業	所得の少ない世帯のこどもなどを対象に、学習や基本的な生活習慣の習得支援を行います。	生活援護課
若者の居場所「Fit」	困難を抱える15歳（義務教育終了）以降の若者に寄り添い、「Fit」での活動や学習、体験等の支援を中核として、不登校やひきこもりの解消に向けた自立のための活力や社会性の育成を目指します。	青少年健全育成センター

基本施策 2-3 障害などの理由により特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実

現状と課題

【現状】

- こどもの発達面での課題や保護者の養育能力、経済的問題等、複合的な課題を抱えた家庭に関する相談が増加しています。
- 障害のある子どもと保護者が健やかに暮らせるよう、地域の障害児相談支援事業所では関係機関等と連携し、利用者に寄り添いながら、個々の課題に沿った相談支援を行っています。
- 医療的ケアが必要な重症心身障害児の受入れを行うため、医療機関において短期入所病床を確保するほか、医療的ケアに対応できる児童発達支援事業や放課後等デイサービスについて、運営事業者と連携しながら、受入体制を確保しています。また、家族の一時的な休息等を支援するため、障害福祉サービス事業所等において、日中の預かり支援を行っています。
- 障害等のあるこどもの育児期における切れ目のない支援体制の構築を目指し、こども発達支援センターでは就学前児童を対象とする発達相談や児童発達支援、障害児相談支援などを実施しています。
- 障害のある子どもに対して健全な育成を図るため、また、こどもの障害特性やニーズ等に合わせた発達支援を行うため、児童発達支援や放課後等デイサービスを提供しています。
- 個々の障害特性やニーズ等に合わせた事業所やサービスの選択ができるよう、児童発達支援事業や放課後等デイサービスについて、運営団体と協議しながら整備を進めています。

【課題】

- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が増え、地域において多様な発達支援サービスが提供されている一方で、実施場所の偏在等が課題になっていることから、身近な地域で福祉サービスが利用できるよう整備する必要があります。また、保護者の就労に伴うこどもの預かりニーズが高まっており、障害特性のあるこどもの放課後等の居場所を充実していく必要があります。
- 医療的ケアが必要な子どもや、障害特性のある子どもなど、特別な対応が必要となる子どもと保護者が健やかに暮らせるよう、障害福祉サービス事業所や医療機関などとの連携を強化しながら、体制の充実に努める必要があります。

施策検討の視点

- 障害のある子どもへの支援体制の充実
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス実施場所の充実
- 医療型ショートステイや医療的ケアに対応できる通所施設の充実

施策の方向性

- 障害児相談支援を充実するため、障害のある児童の相談支援専門員の人員確保とサービスの質の向上を図ります。
- 児童発達支援事業等を充実するため、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所におけるサービスの質の向上を図るほか、保育所等訪問支援事業等の活用により、地域のインクルージョンを推進します。
- 就学前児童を支援するこども発達支援センターでは、相談機能の充実により、早期支援に向けた取組を強化するほか、地域の関係機関との連携強化を図ります。
- 民間事業所と協議を行いながら、身近な地域で発達支援サービスを受けられる体制を整えます。

主な取組

事業名等	事業概要	取組主体
障害児保育事業 (再掲) 基本施策 1-4	特別な配慮が必要と認められる児童を受け入れるため、必要な保育士を加配します。	幼児保育課
保育所等訪問支援 (再掲) 基本施策 1-4	障害等のある児童が集団生活に適応する環境を整えるため、こども発達支援センターの職員が保育園等を訪問し、園保育士等に児童の特性に応じた支援方法や環境設定について助言等を行います。	こども発達支援センター
放課後等デイサービス	就学している障害のあるこどもに対し、放課後等にこどもの状況に合わせた発達支援等を行い、生活能力の向上と社会との交流の促進を図ります。	福祉課
日中一時支援事業	日中に介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のあるこども等に、施設等で活動の場の提供などの支援を行います。	福祉課
重症心身障害者緊急短期入所居宅確保事業	医療機関における病床の一部を、緊急短期入所用として常時確保します。	福祉課
児童発達支援事業	就学前の障害等のある児童に対し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援等を行います。	福祉課

基本目標 3 地域や学校、企業等、社会全体でこどもと子育て家庭を支える体制の強化

基本施策 3-1 学校教育環境の充実

現状と課題

【現状】

- 築40年以上経過する学校施設が約4割を占めるなど老朽化が進む中、児童生徒数の減少により、市内の学校では複式による学級編制が増加しています。
- ソフト面では、インクルーシブ教育の理念に基づき、特別な支援を必要とする児童生徒に対して教育補助員によるきめ細かな対応を行い、学習意欲の向上と学習内容の定着を図ったほか、必要に応じ、介護員や学校看護師を配置し、介護や医療的ケアが必要な児童生徒の学習環境を整えています。
- 児童生徒にとって居心地の良い学級づくりを目指し、学校訪問カウンセラーの配置や電話相談の実施、不登校児童生徒を対象とした教育支援室子ども未来サポートCoCoMoの開設等により、いじめや不登校の予防・早期発見と適切なケアに向けた環境整備に努めています。
- 自らの生き方や将来を見つめる職場体験学習の充実を図るとともに、社会的・職業的自立に必要な基礎的・汎用的能力を高めるキャリア教育を推進しています。
- 日本語支援が必要な外国人等の児童生徒に対し、上越国際交流協会と連携し、必要とする学校には、日本語指導講師を派遣するなど、日本語習得の支援を行っています。とりわけ対象者の多い3つの小・中学校には日本語支援員を配置し、支援体制を強化しています。

【課題】

- 学校施設の老朽化が進む中、複式による学級編制が増加し、社会性の育成や多様な考え方に触れる機会の確保等の観点で課題が生じているため、「上越市立小中学校適正配置基準」及び「上越市学校施設長寿命化計画」に基づき、こどもたちの望ましい学習環境を確保していく必要があります。
- 特別な支援を必要とするこどもたちの多様な学びの場を確保する必要があります。
- 校内での問題行動や家庭での児童虐待など、学校だけでは解決が困難な問題が生じている一方で、人と人とのつながりが希薄化し、関係者の連携による課題解決が難しい状況も顕在化しています。
- 市内企業による外国人雇用者の増加により、日本語支援が必要な外国人の児童生徒が増加しています。

施策検討の視点

- 学校教育における職員体制や設備の充実
- 望ましい学習環境を確保するための学校規模の適正化
- 学校におけるインクルージョンの推進
- 不登校のこどもへの支援

施策の方向性

- 「上越市立小中学校適正配置基準」を指針として、複式学級が存在し、また、おおむね5年以内に発生が見込まれる学校について、複式学級の課題の解決に向けた重点取組を進めます。
- 全てのこどもが安心安全で快適に学ぶことができるよう、学校等におけるICTの整備など施設環境の確保を目指します。
- 学校に行きづらさを感じているこどもの学びを保障するため、既存の学校以外でも、こどもが自らの学びを主体的に選択することができる学びの多様化の充実を図ります。
- 日本語支援が必要な外国人・帰国した児童生徒等に対し、支援を充実し、学校生活の充実や学習の保障を図ります。また、その保護者と学校との円滑なコミュニケーションを支援するため、三者間通訳サービスの活用を推進を図ります。

主な取組

事業名等	事業概要	取組主体
学校規模の適正化	こどもたちの望ましい学習環境を確保するため、「上越市立小中学校適正配置基準」を指針として、複式学級が存在し、また、おおむね5年以内に発生が見込まれる学校について、複式学級の課題の解決に向けた重点取組を進めます。	教育総務課
学校施設整備事業	学習形態の多様化に対応した学校施設を整備するとともに、老朽化した施設及び設備を改善し、児童生徒が安全安心に学べる環境を確保します。	教育総務課
キャリア・スタート・ウィーク推進事業	働くことの意義について理解を深め、自分の将来を明確に考えることができる生徒を育てるため、職場体験を実施するとともに、生徒を受け入れる事業所の増加などの実施体制の充実を図ります。	学校教育課
学習指導支援事業	教育補助員、介護員、LD指導員を配置し、学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症など発達障害のある児童生徒などへのきめ細かい指導を行うことにより、児童生徒の学習を充実し、生きる力を育てます。	学校教育課
学校訪問相談	市内の全市立小学校を対象に、学校訪問カウンセラーが分担して毎週又は隔週1回定期的に訪問し、児童や保護者、教職員の相談を受け、不安や悩みの軽減、早期解消を支援します。中学校を含めて要請訪問にも取り組みます。	教育センター
教育支援室（子ども未来サポートCoCoMo）、学びの多様化に向けた取組	学校に行きづらい等の児童生徒に個別指導や体験活動などを行いながら、自立心と集団生活への適応能力を高め、社会的に自立することを目指し支援します。また、児童生徒の実態に配慮し、一人一人に応じた多様な学びの充実に向けて取り組んでいきます。	教育総務課 学校教育課 教育センター
外国人・帰国児童生徒への日本語支援事業	外国人児童生徒の学校生活の充実や学習を保障するため、日本語支援と教科指導のサポート体制を構築し、基礎的・基本的な知識の習得を支援します。	学校教育課 上越国際交流協会 市内の大学
外国にルーツのある中学生生徒への学習支援	外国にルーツのある生徒が、将来の夢や希望の実現に向けて学力を伸ばしていけるよう、学習支援を実施します。	学校教育課

基本施策 3-2 地域ぐるみのこどもの健全育成の推進

現状と課題

【現状】

- 安全・安心な地域社会の実現に向けて、警察や防犯協会、交通安全協会などの関係機関・団体と連携して、下校時の見守り活動やパトロールを行うとともに、不審者情報・交通安全情報をメールやSNSで配信するほか、こどもを対象とした防犯教室や交通安全教室を実施しています。
- こどもたちの健全育成や地域への愛着、関心を高めるための取組を各学校運営協議会と地域青少年育成会議が連携・協働し、実施しています。
- 学校がまちづくりの活動に関わることで、こどもが様々な学習活動として企画・運営をしたり、地域の社会貢献活動に参加し、地域の方と共に汗を流したりするなど、地域とともにある学校が具現化した姿が見られるようになっていきます。
- 中学生の社会性や自律性の育成に寄与してきた学校の部活動が少子化を始めとする社会の変化に伴う様々な要因によりこれまでの運営体制の下での維持が難しくなり、学校の部活動改革が進められています。

【課題】

- 少子化、核家族化、共働き世帯の増加、人と人とのつながりの希薄化など、こどもや家庭を取り巻く環境は変化しており、学校・家庭・地域が連携・協働しこどもの成長を支えていく必要があります。
- 非行や問題行動の防止のため、こどもたちの規範意識やマナーの向上を図る必要があります。
- 生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域でこどもたちが多様なスポーツ・文化芸術活動ができる環境を整備する必要があります。

施策検討の視点

- 安全・安心な地域社会の実現に向けた取組の推進
- スポーツ・文化芸術活動の環境整備

施策の方向性

- 安全・安心な地域社会を実現するためには、犯罪の被害に遭わないための教育と、犯罪を起こさないための教育が必要であることから、防犯教育だけでなく、犯罪を起こさせないための非行防止や薬物乱用防止などの教育にも配慮した各種教室や講習会を関係機関等と連携し開催します。
- 地域と学校をつなぐ役割の地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の活動を支援し、「地域のこどもは地域で育てる」という意識の醸成を図ります。
- 青少年の非行を防止し、地域での健全な活動を支援するため、町内会や関係団体から選出された青少年健全育成委員による街頭指導活動を実施します。
- 学校や多様な関係者、団体と連携して、こどもたちが将来にわたり継続して、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる仕組みや制度づくりに取り組みます。

主な取組

事業名等	事業概要	取組主体
防犯教室	保育園等の園児及び小学生を対象に、犯罪から自らの身を守るための方法を指導します。	市民安全課
交通安全指導	保育園等の園児及び小・中学生を対象に、交通事故防止のため、歩行時・自転車乗車時における交通ルール・マナーなどを指導します。	市民安全課
安全メール	市内で発生した防犯に関する情報（不審者情報など）のほか交通安全情報など市民の安全・安心に関する情報をメールやSNSで配信します。	市民安全課
110 ばん協力車制度	地域住民や事業者の協力による自主的な防犯活動の一環として、趣旨に賛同する方の車両に「110 ばん協力車」のステッカーを貼付し、日常的にながらパトロールを行います。	市民安全課
街頭指導・特別街頭指導・青パトによる街頭指導	青少年の非行を防止し、地域での健全な活動を支援するため、町内会や関係団体から選出された青少年健全育成委員による街頭パトロールを実施します。学校、地域、関係機関が連携し、通学時のマナーや安全について指導するために、合同による特別街頭指導を実施します。また、青色パトロール車による街頭指導を行います。	青少年健全育成センター
夢・志チャレンジスクール事業	市内小中学校を対象に、学校と保護者、地域が目指すこどもの姿を共有し、各小中学校において郷土の自然や文化・伝統などの地域の特色や課題を探究します。また地域の人々と関わり、結びつきを深めるなど、地域資源をいかした特色ある教育活動を推進するため、支援の充実を図ります。	学校教育課
地域クラブ活動の推進	学校や多様な関係者、団体と連携して、こどもたちが将来にわたり継続して、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる仕組みや制度づくりに取り組みます。	地域クラブ活動推進室
学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール事業）	市立全幼・小・中学校の校（園）長、教職員、保護者、地域住民、学識経験者などで構成する学校運営協議会では、学校運営の基本方針の承認、教育活動に関する意見交換、学校評価などを行い、地域とともにある学校づくりを進めます。	学校教育課 学校運営協議会
地域青少年育成会議	地域青少年育成会議活動事業交付金により各育成会議の活動を支援するとともに、地域学校協働本部事業による地域と学校との連携・協働した活動を促進します。	社会教育課 地域青少年育成会議

基本施策 3-3 相談支援体制の充実

現状と課題

【現状】

- こどもに関する相談窓口として、こども家庭センターが中心となり、関係機関と連携を図りながら、子育て家庭に対し継続的かつ包括的な相談支援を行っています。
- 妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を実施しています。
- こどもセンターや子育てひろばにおいて、子育て相談や子育て支援情報の提供、子育てに関する講座等を実施することにより、子育て家庭の不安の解消及びこどもの健やかな成長を支援しています。
- 24時間いつでも対応する「子どもほっとライン」を開設し、こども自身や保護者等から寄せられるいじめや不登校、友人・親子・学校の悩み、将来への不安、ひきこもり、非行等の様々な相談に対応しています。
- 「若者ほっとライン」で、義務教育終了後、修学や就労、ひきこもりなど困難を抱える若者及びその保護者の相談や支援を行っています。
- 男女共同参画推進センターに女性相談窓口を設置し、配偶者からの暴力や、家庭・職場・人間関係など、様々な不安や悩みを抱える人たちの相談に対応しています。
- 国際交流センター内に外国人相談窓口を開設し、子育て、教育などを含む、日本での生活における様々な相談に対応しています。

【課題】

- 「悩みや不安について、どこに相談すればよいかわからない」「気軽に相談できる雰囲気ではないので行きづらい」という不安を解消するため、各種相談窓口の周知を図る必要があります。
- 自分や家族だけでは解決困難な複合的な課題を抱える家庭に対し、早期から継続的・包括的な相談支援サービスを行うとともに、地域全体で支える体制づくりに取り組む必要があります。
- いじめや虐待を受けた場合など、こどもが誰にも相談できずに一人で悩むことがないよう、いつでも気軽に相談できる体制が整えられていることを分かりやすくこどもへ周知していく必要があります。
- 外国人市民等が抱える課題は多岐に渡ることから、引き続き、一元的に相談できる体制を整えていく必要があります。

施策検討の視点

- 地域における相談支援の強化

施策の方向性

- 個々のニーズに応じた情報提供や相談先の周知に努め、身近な場所で気軽に相談できる環境づくりを行います。
- こどもの健やかな成長を目指し、専門職チームが関係機関と連携し、複雑・多様化する相談に対応します。また、自ら支援を求めることに困難を抱える家庭等の悩みに気づき、支援につなげていくための地域における支援体制づくりを行います。
- 配偶者からの暴力や、家庭・職場・人間関係など、様々な不安や悩みを抱える人たちの相談に対し女性相談員が適切な指導・助言を行い、関係機関や庁内関係課と連携し、相談者が安心して生活できるよう支援に取り組みます。
- 子育てや教育などを含め、外国人市民等が抱える様々な課題に関する相談に応じ、関係課や関係機関と連携しながら支援します。

主な取組

事業名等	事業概要	取組主体
こどもに関する相談窓口	こどもの育ちに関する包括的なワンストップの相談窓口として、様々な課題を抱える家庭に対する継続的かつ包括的な相談支援を行います。	こども家庭センター
こどもセンター (再掲) 基本施策 1-3	子育てについての情報提供や助言、その他の援助を行うとともに、相談支援を行います。	こども家庭センター NPO 法人
子育てひろば (再掲) 基本施策 1-3	妊娠期から子育て相談に応じ、こどもの健やかな成長及び子育て家庭の不安の解消を図ります。	こども家庭センター 関係保育園
地域子育て相談機関 (再掲) 基本施策 1-3	SNS を活用し、個々のニーズに応じた情報提供や、チャット形式の相談対応を行います。	こども家庭センター NPO 法人 関係保育園
子どもほっとライン (再掲) 基本施策 2-1	24 時間・年中無休の相談電話「子どもほっとライン」での電話相談を通して、児童生徒や保護者等のいじめや不登校などの悩みに援助・助言し、問題の解消や改善を図ります。	教育センター
若者ほっとライン (再掲) 基本施策 2-1	義務教育終了後、修学や就労、ひきこもりなど困難を抱える若者及びその保護者の相談や支援を行います。	青少年健全育成センター
思春期電話相談	上越助産師会の助産師が、電話相談や来所相談により、思春期における知識の普及や不安の軽減を図ります。	こども家庭センター
女性相談	男女共同参画推進センターに女性相談を設置し、配偶者からの暴力や、家庭・職場・人間関係など、様々な不安や悩みを抱える人たちの相談に対し女性相談員が適切な指導・助言を行い、関係機関や庁内関係課と連携し、相談者が安心して生活できるよう支援に取り組みます。	男女共同参画推進センター
外国人相談	子育てや教育などを含め、外国人市民等が抱える様々な課題に関する相談に応じ、関係課や関係機関と連携しながら支援します。	多文化共生課

基本施策 3-4 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

【現状】

- 男女共同参画推進センターを拠点に、関係課や関係機関と連携し、男女が互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野で平等に参画できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。
- 行政や企業によるワーク・ライフ・バランスの取組が進んでいるものの、特に男性において従来からある「仕事優先」という労働慣行が残っていることが市民意識調査からうかがえます。「若者世代・子育て世代の市民アンケート調査」の結果では、男性の育児休暇取得率は31.9%であり、令和5年度の県内民間企業の取得割合33.7%を下回っています。

【課題】

- 男女の地位が平等になっていると思う人の割合は、「上越市の男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度）」の結果では25.0%（「家庭生活」「職場」「学校教育」「政治」などの7分野の平均）となっており、特に「家庭生活」「法律や制度上」については、男女の差が10ポイント以上あり、性別による認識や実態の相違があること、法律や制度は整備されてきているものの実感が伴っていないことがうかがわれます。
- 誰もが仕事と仕事以外の生活の両方を充実していけるよう、家事・育児などが女性に偏りがちな家庭内での男女の役割分担の見直し、働き方の見直し、企業内での育児に関する制度や行政サービスの充実、誰もが活躍できる働きやすい職場づくりなどを進めていく必要があります。
- 企業や地域社会など、社会全体でこどもや家族が大事にされるよう意識を持ってもらう必要があります。

施策検討の視点

- 共働き・共育ての推進

施策の方向性

- 男女共同参画の理念の浸透と意識の向上を図るため、内容の理解と認識が深まるよう、広報・啓発活動を継続的にを行います。
- 男女共同参画の考え方が全てのこどもに浸透するよう、こどもへの意識啓発に努めます。
- 男性の家事・育児・介護等への参画を促進する意識啓発や、育児休業制度などの積極的な活用について周知・啓発に努めます。
- 誰もが活躍できる働きやすい環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの推進や職場におけるあらゆるハラスメントの防止など、労働環境の見直しに向けて関係機関と連携し、意識啓発に努めます。

主な取組

事業名等	事業概要	取組主体
男女共同参画社会の実現に向けた周知・意識啓発	「上越市男女共同参画基本計画」に基づき、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進、性別による固定的役割分担意識の解消など、市民や事業者に向けた各種講座の開催や情報紙の発行などを通じて、男女が互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野で平等に参画できるまちづくりを実現していくための周知・意識啓発に取り組みます。	男女共同参画推進センター
ワーク・ライフ・バランス推進企業への支援	国や県が定める認定・登録制度の取得促進を図るため、中小企業者等を対象に、認定手続に要する経費や資金調達を支援します。	産業政策課
職業生活と家庭生活の両立のための広報・啓発	国・県等と連携し、市民や企業を対象にワーク・ライフ・バランスの推進に係る各種制度の普及啓発を行います。	産業政策課
女性の再就職支援セミナー	女性が再就職しやすい環境づくりに向け、関係機関との情報共有や協議、調整を行うとともに、関係機関と連携し、女性の再就職支援セミナーを開催します。	産業政策課 ハローワーク上越
育児・介護休業法で定める事業主が講ずべき措置の普及啓発	育児・介護休業法で定める事業主が講ずべき措置について、広報やホームページを活用して周知・啓発を行います。	産業政策課
子育てセミナーの開催	男性の仕事と育児・家事の両立を推進するため、男性を対象とした子育てセミナーを開催します。	こども家庭センター

基本目標 4 若者が、希望をかなえ、自分らしく活躍 することができる支援の充実

基本施策 4-1 若者が希望をかなえ、活躍できる環境づくり

現状と課題

【現状】

- 若者一人一人がまちづくりの主体として活躍できるよう、若者世代に対し様々な取組を推進しており、「若者世代・子育て世代の市民アンケート調査」の結果において全体の約6割の若者が今後も上越市に住み続けたいと考えていますが、進学や就職を機に市外へ転出する若者が多く、様々な分野で担い手不足が顕在化しています。
- 同アンケートの調査結果では、現在結婚していない人のうち、8割弱の人が結婚したいと考えており、そのための支援として出会いの場づくりを求めています。

【課題】

- 若者に対して、将来的な定住やUターンの誘因となるよう、地域への愛着を高める取組及び活躍できる機会の創出が必要です。
- 若い世代が自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合にそれぞれの希望に応じて、社会で支えていく必要があります。
- 家庭の状況にかかわらず、大学等への進学を支援する体制を整備していく必要があります。
- 困難を抱える義務教育終了後の若者の居場所の確保が必要です。
- ひきこもり等で就労の困難を抱えている若者が、その持てる能力を発揮できるような支援が必要です。

施策検討の視点

- 若者が活躍できる機会の創出
- 結婚を希望する人への支援
- 進学に向けた支援

施策の方向性

- 若者同士の交流の機会を創出し、若者がまちの活性化やにぎわい創出等に主体的に関わる取組を支援します。
- 結婚を希望する人の出会いを支援します。
- 大学等への進学を支援するため、奨学金の貸付や返還支援を行います。
- 若者の様々な悩みや不安に対して、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
- 困難を抱える若者の居場所として、教育プラザ内に「F i t」（フィット）を開設し、利用者に寄り添った相談や支援活動を行います。
- 就労までの過程や人との接し方などの悩みや問題について相談者の思いを尊重しながら必要な支援を行います。

主な取組

事業名等	事業概要	取組主体
PR 映像コンテスト事業	若い世代の「ふるさと上越市」に対する理解と愛着を深める機会を創出するため、高校生等による当市の魅力を伝える PR 映像コンテストを行います。	総合政策課
地方創生・若者重点支援補助金	地域を挙げた地方創生の取組を一層推進するため、まちの活性化やにぎわい創出など、総合戦略に定める施策の推進に資する民間団体や若者団体等の取組を支援します。	総合政策課
若者同士の交流の機会の創出	若者同士の横のネットワークを生み、新たな活動を促進するため、市内でまちづくりやにぎわい創出に取り組む若者の交流会を開催します。	総合政策課
結婚活動支援補助金	出会いの場への参加を後押しするため、県の婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」への入会登録料の一部を助成します。	総合政策課
奨学金貸付事業	経済的な理由により進学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸与することにより、教育の機会均等の確保を図り、地域社会に有用な人材の育成に寄与します。	学校教育課
若者奨学金返還支援	奨学金の返還を支援する取組を通じ、学ぶ意欲を持つ学生の大学等への進学を後押しするとともに、卒業後の市内での定住を促します。	総合政策課
若者の居場所「Fit」 (再掲) 基本施策 2-2	困難を抱える 15 歳（義務教育終了）以降の若者に寄り添い、「Fit」での活動や学習、体験等の支援を中核として、不登校やひきこもりの解消に向けた自立のための活力や社会性の育成を目指します。	青少年健全育成センター
若者の自立支援事業	上越地域若者サポートステーションにおいて、臨床心理士によるカウンセリング、若者及び保護者に対する就労に向けた出張相談会等の開催、職場体験等を実施し、若者無業者等の職業的自立を図ります。	産業政策課

基本施策 4-2 就労・起業の支援

現状と課題

【現状】

- 若者世代の就労の状況について、「若者世代・子育て世代の市民アンケート調査」の結果では、正規雇用者が全体の約6割と最も多く、次いで非正規雇用者が約2割となっています。また全体の約2割の若者が、現在の仕事について全体的に満足していると回答しています。
- こどもが早い段階で働くことの意義について理解を深め、自分の将来を明確に考えられるよう、地域の事業所の協力を得ながら職場体験活動を行っています。
- 高校生及び大学生を対象とした企業見学会や企業説明会を実施し、市内企業の認知度向上を図り、就労につなげています。
- 起業を考えている人に対し、起業時における必要な知識や経営の基本などについて学ぶ場を提供するとともに、気軽に相談できる窓口を開設しています

【課題】

- 職場体験の生徒を受け入れる事業所の確保など、実施体制の整備が必要です。

施策検討の視点

- 若者の就労や起業、自立支援

施策の方向性

- 中学生を対象とした職場体験等を通じたキャリア教育を推進します。
- 高校生を対象に、企業見学会、企業説明会を実施し、市内企業への理解の促進を図っています。
- 大学生を対象に、上越市内企業を知る機会を提供し、市内企業の認知度向上を図り、就労へつなげます。
- 就労・起業を希望する全ての若者に対して必要な支援を行います。

主な取組

事業名等	事業概要	取組主体
キャリア・スタート・ウィーク推進事業 (再掲) 基本施策 3-1	働くことの意義について理解を深め、自分の将来を明確に考えることができる生徒を育てるため、職場体験を実施するとともに、生徒を受け入れる事業所の増加などの実施体制の充実を図ります。	学校教育課
高校生の市内企業見学会	市内高等学校、上越雇用促進協議会等と連携して、高校生を対象に企業見学会や企業説明会を行うことにより、市内企業への理解を深め、就労につなげます。	産業政策課
上越市内企業を知る機会の提供	大学生を対象に会社説明会を開催し、市内企業の認知度向上を図り、就労につなげます。	産業政策課 上越雇用促進協議会 上越商工会議所
IT 人材の育成・確保	市内高等学校を中心に IT 分野に興味を持つきっかけづくりや IT 企業による合同会社説明会を開催します。	産業政策課
就農に関する相談窓口	農政課と上越市担い手育成総合支援協議会のコーディネーターが連携し、就農に関する相談を受け付けています。	農政課 上越市担い手育成総合支援協議会
創業スタートアップ支援補助金	創業による若者や女性等の多様で柔軟な働き方の実現に向けて、市内での創業に係る必要な経費の一部を支援します。	産業政策課
創業塾	創業計画や資金繰り、各種諸手続など、創業に関するノウハウを学ぶ機会を提供します。	産業政策課 上越商工会議所
インターンシップ促進事業	求人・求職ポータルサイトにおいて、企業のインターンシップ情報を発信するとともに、市内事業者が行うインターンシップの受入れに要する経費の一部を助成し、市内における若者及び U・I・J ターン者の就労を促進します。	産業政策課

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

現状と課題

【現状】

- 当市では、こどもの貧困とは、単に家庭の経済的困窮のみを捉えるのではなく、個々の家庭が抱える複合的な課題や困り事の中で生ずるものと認識し、生活困窮世帯（生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯を含む）などへの経済的支援はもとより、こども家庭センター等関係機関が連携し、子育て中の家庭に継続的かつ包括的な相談支援を行うなど、様々な施策を実施してきました。
- これまで実施してきたこども・子育て支援に係る各種施策の中には、特段「貧困対策」として位置付けていなくても、間接的にこどもの貧困の解消につながっているものも多くあります。
- 「子どもの生活実態に関するアンケート調査」の結果では、13.7%が世帯収入が一定基準を下回る困窮層に区分され、一般層と比べ、暮らしの状況について「苦しい」と考えている割合が高い結果となっています。
- 令和6年度において、所得の少ない世帯等のこどもに対し、学習支援や基本的な生活習慣の習得支援などの取組を開始したほか、放課後児童クラブにおいて、学校の長期休業期間に昼食の配食サービスを導入するとともに、支援が必要な家庭への昼食代支援制度を開始しました。

【課題】

- こどもの生活や将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切ることが必要です。
- 家庭の経済的な状況や生まれ育った地域によって、学校以外の体験活動の機会に格差が生じない取組が必要です。

施策検討の視点

- 世代を超えた貧困の連鎖の防止
- 体験格差の解消

施策の方向性

- 学校や家庭、地域等と連携を図りながら、こどもの貧困の解消に向けた取組として、こども大綱を勘案し、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者の就労の支援」「経済的支援」を重層的に取組んでいきます。
- 経済状況や家庭環境等によらず、全てのこどもが様々な体験を通して自ら生きていくための力を育んでいく取組を推進します。

主な取組

【教育の支援】

- 所得の少ない世帯等のこどもに対し、学習支援や基本的な生活習慣の習得支援などを行うとともに、家庭の状況にかかわらず、公民館等での活動を通して全てのこどもたちに対し、多様な遊びや体験活動、地域とつながる機会を提供します。
- 働くことの意義について理解を深める機会を提供します。

● 主な取組

・こどもの権利学習	P64	・こどもの居場所づくり	P67
・謙信KIDSプロジェクト	P67	・夏休み☆子どもつどいのひろば	P67
・こどもの学習・生活支援事業	P67	・キャリア・スタート・ウィーク推進事業	P71

【生活の安定に資するための支援】

- 課題や困難を抱えるこどもや子育て家庭を早期に発見し、様々な支援につなげる体制を強化します。
- 切れ目のない相談体制を整備します。

● 主な取組

・妊産婦新生児訪問指導事業	P55	・子どもほっとライン	P64
・若者ほっとライン	P64	・学校訪問解決支援プロジェクトチーム（JAST）	P64
・上越市要保護児童対策地域協議会	P65	・若者の居場所「Fit」	P67
・こどもに関する相談窓口	P75	・若者の自立支援事業	P79

【保護者の就労の支援】

- 保護者の安定的な経済的基盤を確保するため、職業生活の安定と向上を図ります。
- 仕事と子育てを両立して安心してこどもを育てられる環境を整備します。

● 主な取組

・ひとり親家庭等の自立支援	P53	・ファミリーサポートセンター	P57
・通常保育事業	P59	・延長保育事業	P61
・一時預かり事業	P61	・ファミリーヘルプ保育園	P61
・病児保育事業	P61	・病後児保育事業	P61
・放課後児童クラブ	P61	・放課後児童クラブの日曜日・祝日の試行開設の実施	P61

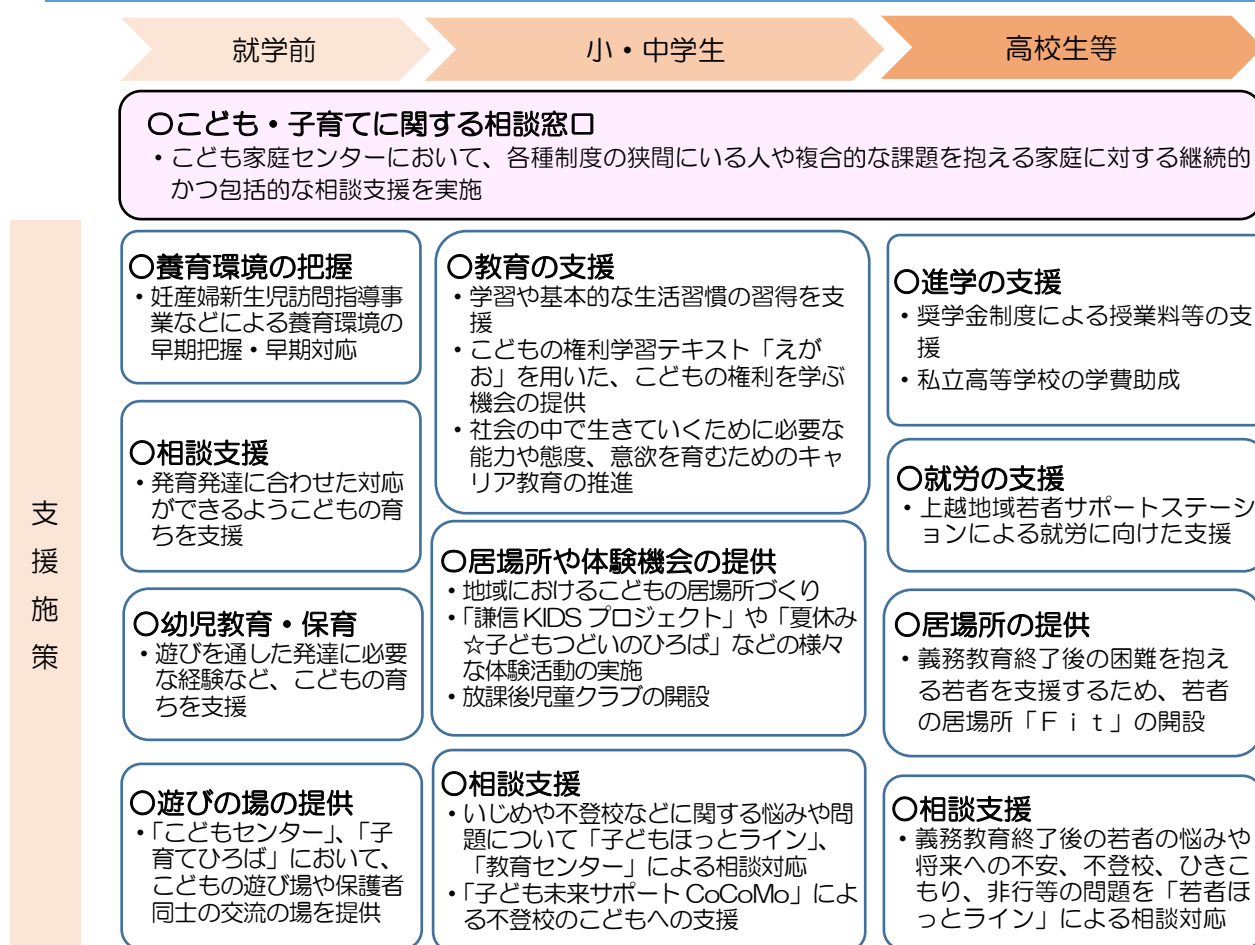
【経済的支援】

- 困窮世帯の生活の基礎を下支えする経済的支援を行います。
- 家庭の経済状況により、学校生活や進路が制約されることがないように支援します。

● 主な取組

・妊産婦・子ども医療費助成事業	P53	・ひとり親家庭等医療費助成事業	P53
・養育費の取決め支援	P53	・保育料及び保育園給食費の軽減	P53
・就学援助費（要保護児童及び準要保護児童生徒援助費）	P53	・高校の制服等リユース事業の試行的実施	P53
・私立高等学校学費助成補助金	P53	・昼食配食サービスの実施と昼食代の支援（放課後児童クラブ）	P61
・奨学金貸付事業	P79	・若者奨学金返還支援	P79

ライフステージに応じた主な支援のイメージ



○ こどもの貧困の解消に向け、ライフステージに応じた主な支援策を整理しました。

第 5 章

「教育・保育」などの量の見込みと確保方策

1 量の見込みと確保方策について

子ども・子育て支援法では、基本指針に即して、5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画を定めることとされています。第5章は、子ども・子育て支援法に定める子ども・子育て支援事業計画に相当するものです。

基本的記載事項

1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項
2. 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業」は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

<子ども・子育て支援給付>

幼児期の教育・保育を個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた個人への給付を基礎とし、いずれの施設や事業を利用した場合でも、共通の仕組みで公費の対象となります。（実務上は、法定代理受領という仕組みで、市が直接施設や事業者へ給付費を支払います。）

なお、子ども・子育て支援給付は、次の2つの給付に分類されます。

① 施設型給付

施設型給付の対象施設は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設となります。

② 地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4つの事業です。

<地域子ども・子育て支援事業>

地域子ども・子育て支援事業は、保育を必要とするこどもやその家族だけでなく、全ての子育て家庭を支援することを目的とした事業で、19の事業が位置付けられており、地域の実情に応じて、市町村が実施することになります。

- | | | |
|--------------|-----------------------------|--------------|
| ①妊婦健診事業 | ②妊婦等包括相談支援事業 | ③利用者支援事業 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業 | ⑤産後ケア事業 | ⑥子育て世帯訪問支援事業 |
| ⑦養育支援訪問事業 | ⑧乳児等通園支援事業 | ⑨子育て援助活動支援事業 |
| ⑩一時預かり事業 | ⑪病児保育事業 | ⑫地域子育て支援拠点事業 |
| ⑬時間外保育事業 | ⑭実費徴収に係る補足給付を行う事業 | |
| ⑮放課後児童健全育成事業 | ⑯子育て短期支援事業 | ⑰親子関係形成支援事業 |
| ⑱児童育成支援拠点事業 | ⑲多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | |

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供について

- 子ども・子育て支援法の規定及び国が定める基本指針等に基づき、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域として、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や現在の教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業計画の提供区域を設定します。
- 提供区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容・実施時期を記載します。

(2) 当市の提供区域について

- 幼児期の教育の提供区域は、合併前上越市区域及び一部の旧町村にのみ整備されていますが、利用者のニーズに柔軟に対応するため「1 区域（市全域）」とします。
- 幼児期の保育（延長保育事業を含む）の提供区域は、その利用実態が旧市町村単位でまわっていることから「14 区域（旧市町村）」とします。
- 放課後児童健全育成事業の提供区域は、利用実態がおおむね小学校区であることから「小学校区域」とします。
- それ以外の事業は、市全域を対象に提供している事業であるため「1 区域（市全域）」とします。

■提供区域の設定

区 分		提供区域
教育		1 区域（市全域）
保育		14 区域（旧市町村）
地域子ども・子育て支援事業	①妊婦健診事業（妊婦一般健康診査）	1 区域（市全域）
	②妊婦等包括相談支援事業	1 区域（市全域）
	③利用者支援事業	1 区域（市全域）
	④乳児家庭全戸訪問事業 （妊産婦新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん事業）	1 区域（市全域）
	⑤産後ケア事業	1 区域（市全域）
	⑥子育て世帯訪問支援事業	1 区域（市全域）
	⑦養育支援訪問事業	1 区域（市全域）
	⑧乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	1 区域（市全域）
	⑨子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター運営事業）	1 区域（市全域）
	⑩一時預かり事業	1 区域（市全域）
	⑪病児保育事業（病児・病後児保育事業）	1 区域（市全域）
	⑫地域子育て支援拠点事業（こどもセンター、子育てひろば）	1 区域（市全域）
	⑬時間外保育事業（延長保育事業）	14 区域（旧市町村）
	⑭実費徴収に係る補足給付を行う事業	1 区域（市全域）
	⑮放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区域

3 教育・保育の量の見込み及び確保方策等

(1) 教育・保育の認定区分について

- 保育園などの利用に当たっては「利用するための認定（給付認定）」を受ける必要があります。
- こどもの年齢に応じ、幼稚園や認定こども園の教育部分で教育を希望するか、保育園や認定こども園の保育部分で保育を必要とするかによって3つの認定区分があり、その区分に応じて利用できる施設が異なります。

■認定区分と利用施設

認定区分	対象となるこども	利用施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望 （保育の必要なし）	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠
3号認定	満3歳未満で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠

(2) 教育・保育の量の見込み及び確保内容等

- 幼稚園は、保護者の就労の有無にかかわらず、希望者は利用できます。
- 当市では、0歳児と1歳児と一緒に保育していることから、3号認定については0・1歳児と2歳児の区分とし、それぞれの量を見込みます。
- 「量の見込み」に対して1号認定・2号認定・3号認定ともに「確保の内容」を整えています。しかしながら、年度途中に入園を希望する0・1歳児について、保護者の希望する園に入園できないケースがあります。この場合は、市が保護者と相談しながら、条件に近い他の園を紹介しています。
- 「確保の内容」は「利用定員」、すなわち施設の定員であり、各保育園等では、「実際の量」すなわち実際の入園児童数に応じ、基準に沿った保育士等を配置しています。
- 保護者の就労や生活形態の多様化に対応した児童の受入体制の整備とそれに対応するための人材確保に取り組む必要があります。

① 教育【1号認定及び2号認定のうち3歳以上児】・・・1区域（市全域）

① 量の見込みの考え方

令和7年度以降の推計人口から、保育の量の見込みを除いて算出しました。

② 確保の内容の考え方

量の見込みに対して、既存の幼稚園及び認定こども園（教育部分）の利用定員で確保可能です。引き続き、ニーズの変化に対応し、幼児教育の質の向上を図ります。

<市全域>

実績（実際の量／実人数）				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
1,001	942	860	823	801

推計（実人数）					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	744	668	636	612	602
1号認定	※1	※1	※1	※1	※1
2号認定	※2	※2	※2	※2	※2
②確保の内容	1,102	1,070	1,070	1,070	1,070
特定教育・保育施設※3	1,030	998	998	998	998
企業主導型保育事業の地域枠	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	72	72	72	72	72
②－①	358	402	434	458	468

※1、2 新制度に移行しない幼稚園の園児は、支給認定を受けていないので1号認定・2号認定の分類はできません。

※3 「特定教育・保育施設」は、幼稚園、認定こども園を指します。

② 保育【2号認定、3号認定】・・・14区域（旧市町村）

① 量の見込みの考え方

各区域の量の見込みは、令和7年度以降の推計人口に、令和4年度から令和6年度までの就園率を加味して算出しました。

② 確保の内容の考え方

いずれの区域も量の見込みに対して、既存の保育施設の利用定員で確保可能ですが、より多くの保育士を必要とする3歳未満児の入園が多い状態が続いており、保育士の確保が引き続き課題となっています。

中山間地域や周辺部を中心とした児童数の減少に加え、地域間での入園児童数の偏在傾向など、将来的な児童数と3歳未満児の入園状況を推測し、保育士の確保に取り組むとともに、「上越市保育園の適正配置等に係る計画（第4期）」に基づき、将来にわたり持続可能な保育の受け皿と保護者が安心して子育てができる環境を整えます。

＜上越市全体＞

実績（実際の量／実人数）					
区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2号認定（3～5歳）	3,132	3,096	2,959	2,868	2,679
3号認定（0・1歳）	939	926	907	915	869
（2歳）	911	848	823	815	807
合計	4,982	4,870	4,689	4,598	4,355

推計（実人数）					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,274	4,145	4,030	3,898	3,832
2号認定（3～5歳）	2,592	2,489	2,425	2,311	2,269
3号認定（0・1歳）	937	902	887	879	865
（2歳）	745	754	718	708	698
②確保の内容	5,564	5,549	5,549	5,469	5,356
2号認定（3～5歳）	3,320	3,305	3,307	3,251	3,180
3号認定（0・1歳）	1,218	1,218	1,219	1,209	1,186
（2歳）	1,026	1,026	1,023	1,009	990
②－①	1,290	1,404	1,519	1,571	1,524
2号認定（3～5歳）	728	816	882	940	911
3号認定（0・1歳）	281	316	332	330	321
（2歳）	281	272	305	301	292

＜合併前上越市＞

年度		令和7年度			令和8年度			令和9年度		
認定区分		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3～5歳	0・1歳	2歳	3～5歳	0・1歳	2歳	3～5歳	0・1歳	2歳
①量の見込み		1,877	740	580	1,853	703	601	1,853	696	563
②確保の内容	特定教育・保育施設※4	2,296	896	749	2,290	896	749	2,290	896	749
	企業主導型保育事業の地域枠	11	30	12	11	30	12	11	30	12
②－①		430	186	181	448	223	160	448	230	198

年度		令和10年度			令和11年度		
認定区分		2号	3号		2号	3号	
		3～5歳	0・1歳	2歳	3～5歳	0・1歳	2歳
①量の見込み		1,788	692	557	1,762	684	551
②確保の内容	特定教育・保育施設	2,290	896	749	2,218	876	728
	企業主導型保育事業の地域枠	11	30	12	11	30	12
②－①		513	234	204	467	222	189

※4 ここで言う「特定教育・保育施設」は、保育園、認定こども園を指します。

（以下、名立区まで同様）

＜安塚区＞

年度		令和7年度			令和8年度			令和9年度		
認定区分		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3～5歳	0・1歳	2歳	3～5歳	0・1歳	2歳	3～5歳	0・1歳	2歳
①量の見込み		12	2	3	15	3	1	12	3	2
②確保の内容	特定教育・保育施設	19	7	4	19	7	4	19	7	4
	企業主導型保育事業の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②－①		7	5	1	4	4	3	7	4	2

年度		令和10年度			令和11年度		
認定区分		2号	3号		2号	3号	
		3～5歳	0・1歳	2歳	3～5歳	0・1歳	2歳
①量の見込み		10	3	2	8	3	2
②確保の内容	特定教育・保育施設	19	7	4	19	7	4
	企業主導型保育事業の地域枠	—	—	—	—	—	—
②－①		9	4	2	11	4	2

＜浦川原区＞

年度		令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度		
認定区分		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3～5 歳	0・1 歳	2 歳	3～5 歳	0・1 歳	2 歳	3～5 歳	0・1 歳	2 歳
①量の見込み		36	7	9	35	9	5	28	8	8
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	71	19	20	71	19	20	71	19	20
	企業主導型保育 事業の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②－①		35	12	11	36	10	15	43	11	12

年度		令和 10 年度			令和 11 年度		
認定区分		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3～5 歳	0・1 歳	2 歳	3～5 歳	0・1 歳	2 歳
①量の見込み		22	8	8	21	7	7
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	71	19	20	71	19	20
	企業主導型保育 事業の地域枠	—	—	—	—	—	—
②－①		49	11	12	50	12	13

＜大島区＞

年度		令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度		
認定区分		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3～5 歳	0・1 歳	2 歳	3～5 歳	0・1 歳	2 歳	3～5 歳	0・1 歳	2 歳
①量の見込み		13	5	4	12	4	4	13	4	3
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	17	7	6	17	7	6	17	7	6
	企業主導型保育 事業の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②－①		4	2	2	5	3	2	4	3	3

年度		令和 10 年度			令和 11 年度		
認定区分		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3〜5 歳	0・1 歳	2 歳	3〜5 歳	0・1 歳	2 歳
①量の見込み		11	4	3	10	4	3
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	17	7	6	17	7	6
	企業主導型保育 事業の地域枠	—	—	—	—	—	—
②—①		6	3	3	7	3	3

<牧区>

年度		令和7年度			令和8年度			令和9年度		
認定区分		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳
①量の見込み		8	0	2	6	1	0	5	1	1
②確保の内容	特定教育・保育施設	12	5	3	12	5	3	12	5	3
	企業主導型保育事業の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①		4	5	1	6	4	3	7	4	2

年度		令和10年度			令和11年度		
認定区分		2号	3号		2号	3号	
		3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳
①量の見込み		3	1	1	2	1	1
②確保の内容	特定教育・保育施設	12	5	3	12	5	3
	企業主導型保育事業の地域枠	—	—	—	—	—	—
②-①		9	4	2	10	4	2

<柿崎区>

年度		令和7年度			令和8年度			令和9年度		
認定区分		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳
①量の見込み		111	30	25	97	30	22	90	28	22
②確保の内容	特定教育・保育施設	167	37	36	167	37	36	167	37	36
	企業主導型保育事業の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①		56	7	11	70	7	14	77	9	14

年度		令和10年度			令和11年度		
認定区分		2号	3号		2号	3号	
		3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳
①量の見込み		83	27	21	79	27	20
②確保の内容	特定教育・保育施設	111	27	22	111	27	22
	企業主導型保育事業の地域枠	—	—	—	—	—	—
②-①		28	0	1	32	0	2

＜大湊区＞

年度		令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度		
認定区分		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3～5 歳	0・1 歳	2 歳	3～5 歳	0・1 歳	2 歳	3～5 歳	0・1 歳	2 歳
①量の見込み		152	49	33	139	44	38	128	44	33
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	188	53	49	188	53	49	188	53	49
	企業主導型保育 事業の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②－①		36	4	16	49	9	11	60	9	16

年度		令和 10 年度			令和 11 年度		
認定区分		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3〜5歳	0・1歳	2 歳	3〜5歳	0・1歳	2 歳
①量の見込み		114	44	33	114	45	33
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	188	53	49	188	53	49
	企業主導型保育 事業の地域枠	—	—	—	—	—	—
②ー①		74	9	16	74	8	16

＜頸城区＞

年度		令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度		
認定区分		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3～5 歳	0・1 歳	2 歳	3～5 歳	0・1 歳	2 歳	3～5 歳	0・1 歳	2 歳
①量の見込み		159	43	41	142	43	34	129	42	34
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	228	61	71	228	61	71	228	61	71
	企業主導型保育 事業の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②－①		69	18	30	86	18	37	99	19	37

年度		令和 10 年度			令和 11 年度		
認定区分		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3〜5歳	0・1歳	2 歳	3〜5歳	0・1歳	2 歳
①量の見込み		122	41	33	113	40	33
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	228	61	71	228	61	71
	企業主導型保育 事業の地域枠	—	—	—	—	—	—
②—①		106	20	38	115	21	38

<吉川区>

年度		令和7年度			令和8年度			令和9年度		
認定区分		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳
①量の見込み		16	12	7	17	8	10	22	7	6
②確保の内容	特定教育・保育施設	21	12	7	21	9	10	24	10	6
	企業主導型保育事業の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①		5	0	0	4	1	0	2	3	0

年度		令和10年度			令和11年度		
認定区分		2号	3号		2号	3号	
		3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳
①量の見込み		24	7	6	23	6	6
②確保の内容	特定教育・保育施設	24	10	6	24	10	6
	企業主導型保育事業の地域枠	—	—	—	—	—	—
②-①		0	3	0	1	4	0

<中郷区>

年度		令和7年度			令和8年度			令和9年度		
認定区分		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳
①量の見込み		21	8	7	19	7	9	20	5	6
②確保の内容	特定教育・保育施設	39	13	8	39	12	9	39	13	8
	企業主導型保育事業の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①		18	5	1	20	5	0	19	8	2

年度		令和10年度			令和11年度		
認定区分		2号	3号		2号	3号	
		3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳
①量の見込み		22	5	6	21	5	5
②確保の内容	特定教育・保育施設	39	13	8	39	13	8
	企業主導型保育事業の地域枠	—	—	—	—	—	—
②-①		17	8	2	18	8	3

＜板倉区＞

年度		令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度		
認定区分		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3～5 歳	0・1 歳	2 歳	3～5 歳	0・1 歳	2 歳	3～5 歳	0・1 歳	2 歳
①量の見込み		64	15	15	54	16	12	49	16	14
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	100	35	25	100	35	25	100	35	25
	企業主導型保育 事業の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②－①		36	20	10	46	19	13	51	19	11

年度		令和 10 年度			令和 11 年度		
認定区分		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3〜5歳	0・1歳	2 歳	3〜5歳	0・1歳	2 歳
①量の見込み		45	15	13	42	14	12
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	100	35	25	100	35	25
	企業主導型保育 事業の地域枠	—	—	—	—	—	—
②ー①		55	20	12	58	21	13

＜清里区＞

年度		令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度		
認定区分		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3～5 歳	0・1 歳	2 歳	3～5 歳	0・1 歳	2 歳	3～5 歳	0・1 歳	2 歳
①量の見込み		31	7	4	26	8	6	22	8	7
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	45	21	14	45	21	14	45	21	14
	企業主導型保育 事業の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②－①		14	14	10	19	13	8	23	13	7

年度		令和 10 年度			令和 11 年度		
認定区分		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3〜5歳	0・1歳	2 歳	3〜5歳	0・1歳	2 歳
①量の見込み		17	7	7	20	7	7
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	45	21	14	45	21	14
	企業主導型保育 事業の地域枠	—	—	—	—	—	—
②—①		28	14	7	25	14	7

<三和区>

年度		令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度		
認定区分		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3〜5 歳	0・1 歳	2 歳	3〜5 歳	0・1 歳	2 歳	3〜5 歳	0・1 歳	2 歳
①量の見込み		75	15	10	58	18	11	44	17	14
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	88	15	17	79	18	14	79	17	15
	企業主導型保育 事業の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②－①		13	0	7	21	0	3	35	0	1

年度		令和 10 年度			令和 11 年度		
認定区分		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3~5 歳	0・1 歳	2 歳	3~5 歳	0・1 歳	2 歳
①量の見込み		39	17	13	43	15	13
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	79	17	15	79	15	17
	企業主導型保育 事業の地域枠	—	—	—	—	—	—
②－①		40	0	2	36	0	4

<名立区>

年度		令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度		
認定区分		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3~5 歳	0・1 歳	2 歳	3~5 歳	0・1 歳	2 歳	3~5 歳	0・1 歳	2 歳
①量の見込み		17	4	5	16	8	1	10	8	5
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	18	7	5	18	8	4	17	8	5
	企業主導型保育 事業の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②－①		1	3	0	2	0	3	7	0	0

年度		令和 10 年度			令和 11 年度		
認定区分		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3〜5 歳	0・1 歳	2 歳	3〜5 歳	0・1 歳	2 歳
①量の見込み		11	8	5	11	7	5
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	17	8	5	18	7	5
	企業主導型保育 事業の地域枠	—	—	—	—	—	—
②ー①		6	0	0	7	0	0

③ 満3歳未満児の保育利用率（上越市全体）

各年度で想定している満3歳未満児の保育利用率は、以下のとおりです。

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
満3歳未満児の推計人数	2,835	2,785	2,712	2,676	2,644
3号認定の児童数（見込み）	1,682	1,656	1,605	1,587	1,563
保育利用率	59.3	59.5	59.2	59.3	59.1

※令和6年4月1日現在における満3歳未満児の保育利用率は56.8%

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策等

(1) 妊婦健診事業（妊婦一般健康診査事業）・・・1 区域（市全域）

- 妊婦の健康状態、胎児の発育状況等を定期的に確認するとともに、健康の維持・増進を促すために、妊婦一般健康診査費用の公費負担と保健指導を行い、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援します。

① 量の見込みの考え方

過去の妊婦数から令和7年度の妊婦数を算出し、令和7年度以前の妊婦数の伸び率を基に令和8年度以降の妊婦数を見込み、これに平均的な健診回数14回を乗じて算出しました。

② 確保の内容の考え方

現行の実施体制で量の見込みに対応できるため、引き続き、現行体制を維持し、量の見込みの確保を図るとともに、支援が必要な場合は健康教育や訪問等で速やかに支援を行います。

実績（実際の量／延べ受診回数）				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
13,902	13,387	11,517	11,140	12,309

推計（延べ受診回数）					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ受診回数）	13,538	13,258	12,978	12,712	12,446
受診票交付数（実人数）	967	947	927	908	889
一人当たり健診回数（回）	14	14	14	14	14
②確保の内容	実施場所 県内委託医療機関及び助産所（市内は6医療機関） 実施体制 県内委託医療機関等へ市が発行する受診票を持参し受診する。 ＊県外で妊婦健診を受診した場合、償還払いで対応する。 検査項目 県が示す基準に準ずる 実施時期 県が示す基準に準ずる				

(2) 妊婦等包括相談支援事業・・・1区域（市全域）

- 妊婦・その配偶者に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行います。
- 全妊婦に対して妊娠届出時、産婦・新生児訪問時の2回面談を実施します。また必要な妊婦に対して妊婦健診の結果を基にした相談や妊娠8か月時面談、すくすく赤ちゃんセミナー（出産編）における相談を実施します。

① 量の見込みの考え方

過去の妊婦数から令和7年度の妊婦数を算出し、令和7年度以前の妊婦数の伸び率を基に令和8年度以降の妊婦数を見込み、令和6年度の相談・面談件数を乗じて算出しました。

② 確保の内容の考え方

現行の支援体制で支援が必要な人に情報提供等ができているため、引き続き、現行体制を維持し、量の見込みの確保を図るとともに、いつでも相談できる場があることを母子手帳交付時やすくすく赤ちゃんセミナーを通して周知していきます。

推計（延べ人数）					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ人数）	2,277	2,230	2,183	2,138	2,094
（実人数）	967	947	927	908	889
②確保の内容	実施場所	母子手帳交付場所、オーレンプラザ等			
	実施体制	・ 母子手帳交付と産婦訪問時に妊婦等全員に面談を行い、妊娠・出産に伴う相談を行う。 ・ 妊婦健診の結果等により必要な妊婦に対して支援を行う。			

(3) 利用者支援事業・・・1 区域（市全域）

- こどもや保護者、又は妊娠している方の身近な場所で必要な支援が受けられるよう、教育・保育施設や保健事業など、子育て支援に関するサービス等の情報提供や利用に向けた相談・支援を行います。
- 地域子育て相談機関は、令和7年度から新たに実施する事業です。

① 量の見込みの考え方

基本型・特定型として、オーレンプラザこどもセンターにおいて、子育て支援の情報や地域の情報の提供、子育て相談を行うとともに、一人一人の状況に応じてきめ細かく支援します。

また、こども家庭センター型として、こども家庭センターに相談窓口を設置し、妊娠期から子育て期に渡るまでの、切れ目のない相談支援を実施します。

地域子育て相談機関では、個々のニーズに応じた情報提供や相談対応を行います。

② 確保の内容の考え方

より身近な場所で支援が必要な人に情報提供等が行われるよう、現行体制に加え、23か所の地域子育て支援拠点において地域子育て相談機関としての事業を実施します。

こども家庭センターと基本型を委託するNPO法人、こどもセンター、子育てひろばが連携し、ニーズに合ったきめ細やかな子育て支援ができるよう、実施体制の充実を図ります。

実績（実施箇所数）					
区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	15	15	15	15	-
こども家庭センター型	-	-	-	-	1

推計（実施箇所数）					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	25	25	25	25	25
基本型・特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	23	23	23	23	23
②確保の内容	25	25	25	25	25
基本型・特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	23	23	23	23	23

(4) 乳児家庭全戸訪問事業・・・1区域（市全域）

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、助言及び指導を行います。

① 量の見込みの考え方

過去の出生数から、令和7年度の出生数を見込み、令和7年度以前の妊婦数の伸び率を基に令和8年度以降の出生数を見込んで、その数を量の見込みとしました。

② 確保の内容の考え方

現行の実施体制で支援が必要な人に情報提供等ができているため、引き続き、現行体制を維持し、量の見込みの確保を図るとともに、継続した支援が必要な場合には継続的な訪問や乳幼児健診等で支援を行います。

実績（実際の量／実人数）					
令和2年度		令和3年度		令和4年度	
1,085		1,037		977	
令和5年度		令和6年度（見込み）			
927		943			

推計（実人数）					
区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み（人）		967	947	927	908
②確保の内容	実施場所	自宅又は出産後退院先			
	実施体制	・ 生後4か月までの家庭訪問は依頼助産師（上越助産師会）あるいは保健師が実施する。訪問先が県内の場合、滞在先の市町村を通じて訪問を実施する。			

(5) 産後ケア事業・・・1区域（市全域）

- 令和6年子ども・子育て支援法改正により「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた事業です。
- 出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を行います。
- 産後ケアには来所型、訪問型、宿泊型があり、心身の不調や強い育児不安がある母子が受けることができます。

① 量の見込みの考え方

過去の妊婦数から令和7年度の妊婦数を算出し、令和7年度以前の妊婦数の伸び率を基に令和8年度以降の妊婦数を見込み、その数に令和4年度から令和5年度までの利用実績を乗じて算出しました。

② 確保の内容の考え方

現行の支援体制の充実を図りながら、引き続き量の見込みの確保を図り、必要な母子が産後ケア事業を活用できるよう支援を行います。

推計（実人数）						
区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）		135	133	130	127	124
②確保の内容	実施場所	自宅等				
	実施体制	・ 出産後、心身の回復や授乳、育児に不安を抱える産婦に対して家庭への訪問や助産師の健康相談室への来所にて助産師より産婦に合ったケアを受ける。				

(6) 子育て世帯訪問支援事業・・・1区域（市全域）

- 令和4年児童福祉法改正により新設された事業で、令和5年度まで（7）養育支援訪問事業の家事・育児支援として実施してきました。
- 要保護児童、要支援児童の保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラーを含む）を対象に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行います。

① 量の見込みの考え方

支援を必要とする世帯に家事や育児の援助を行う産前産後ヘルパーの利用回数は年によって増減するため、令和5年度の実績を量の見込みとしました。

② 確保の内容の考え方

現行の支援体制の充実を図りながら、引き続き量の見込みの確保を図り、必要時に子育て支援制度が活用できるよう支援を行います。

推計（利用回数）						
区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み （利用回数）		223	223	223	223	223
②確保の内容	実施場所	自宅				
	実施体制	・ 支援を必要とする家庭に対して産前産後ヘルパーを派遣し、家事・育児等の援助を行う。				

(7) 養育支援訪問事業・・・1区域（市全域）

- 養育支援が必要な家庭を訪問して、保健師等による養育に関する相談、助言及び指導を行います。
- 要保護児童対策地域協議会構成員の専門性強化を図り、こどもと家庭に適切な支援を行うとともに、児童虐待の未然防止、早期発見、早期解決に取り組みます。

① 量の見込みの考え方

養育支援訪問事業の訪問件数は年によって増減するため、令和2年度から令和5年度のうち、最も訪問件数の多かった令和5年度の実績を量の見込みとしました。

② 確保の内容の考え方

現行の訪問体制で量の見込みに対応できるため、引き続き現行体制を維持し、量の見込みの確保を図るとともに、必要時に子育て支援制度を活用できるよう支援を行います。

実績（実際の量／実人数）				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込み)
657	706	627	779	779

推計（実人数・延べ人数）						
区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（実人数）		779	779	779	779	779
	（延べ人数）	1,316	1,316	1,316	1,316	1,316
②確保の内容	実施場所	自宅等				
	実施体制	・保健師等が相談を受ける中で必要時に家庭を訪問し、相談、支援及び助言を行う。 ・訪問の結果、必要に応じて関係機関と連携し、継続的な支援を行う。				

(8) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）・・・1区域（市全域）

- 在宅で子育てをする世帯のこどもを、保護者の就労要件を問わずに月の上限の範囲内で柔軟に預かることで、こどもの育ちを応援するとともに、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化します。
- 当市では、0歳児と1歳児と一緒に保育していることから、0・1歳児と2歳児の区分とし、量と確保の内容を見込みます。

① 量の見込みの考え方

令和6年度から試行的に実施しており、実績のサンプル数が少ないため、対象となる児童（満3歳未満の未就園児）の約5%を量の見込みとしました。

② 確保の内容の考え方

量の見込みに対して、各園の空き定員で確保可能ですが、利用希望園に空きがない場合は、他の園を案内するなど、保護者のニーズに寄り添った支援を行います。

推計（延べ人数）						
区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0・1 歳児	①量の見込み	40	40	40	40	40
	②確保の内容	79	79	79	79	79
2歳児	①量の見込み	10	10	10	10	10
	②確保の内容	81	81	81	81	81

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター運営事業）・・・1区域（市全域）

- 市内に住所を有する育児の援助を受けたい18歳以下のこどものいる人（依頼会員）と、育児を援助したい人（提供会員）の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

① 量の見込みの考え方

実績値は年度によって変動があることから、令和4年度から令和5年度の増加率を令和6年度（見込み）に乗じて算出しました。

② 確保の内容の考え方

現状、依頼会員の希望を受け入れることができる提供会員数を確保していることから、量の見込みと同数を確保の内容とします。今後、地域の子育て力の更なる向上を図るため、地域の子育て支援の担い手である提供会員の安定的な確保に向け、補助金等を含めた制度周知の取組を強化します。

実績（延べ利用人数）				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
1,229	1,844	2,163	2,432	3,624

推計（延べ利用人数）					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,075	4,075	4,075	4,075	4,075
②確保の内容	4,075	4,075	4,075	4,075	4,075
②－①	0	0	0	0	0

③ 会員数（令和6年12月末現在）

提供会員数	依頼会員数	両方会員数	合 計
283	624	82	989

(10) 一時預かり事業・・・1区域（市全域）

- 家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間に幼稚園、認定こども園、保育園、地域子育て支援拠点で一時的に預かります。

① 一時預かり事業（幼稚園型）

① 量の見込みの考え方

令和6年度（見込み）の利用人数に、令和5年度から令和6年度までの増加率（見込み）を乗じて算出しました。

② 確保の内容の考え方

預かり保育は、利用定員を設けていませんが、利用希望者全員の受入れが確保できている実績を踏まえ、量の見込みと同数を確保の内容とします。今後も安心して子育てと仕事の両立ができるよう、職員（幼稚園教諭、保育教諭等）の確保及び質の向上を図り、ニーズに対応した預かり保育を行います。

実績（実際の量／延べ利用人数）				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
47,066	53,314	31,550	39,163	41,342

推計（延べ利用人数）					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	43,642	43,642	43,642	43,642	43,642
②確保の内容	43,642	43,642	43,642	43,642	43,642
②－①	0	0	0	0	0

② 保育園・認定こども園、ファミリーヘルプ保育園、こどもセンターでの一時預かり

① 量の見込みの考え方

令和4年度から令和6年度（見込み）までの平均利用人数を、量の見込みとしました。

② 確保の内容の考え方

量の見込みに対して、既存の一時預かり施設の利用定員^{※5}をもって確保可能です。引き続き、ニーズに対応した一時預かりを行うため、保育士の確保及び質の向上に努めます。

実績（延べ利用人数）				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
12,685	12,671	10,416	10,868	11,243

推計（延べ利用人数）					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10,842	10,842	10,842	10,842	10,842
②確保の内容	37,780	37,780	37,780	37,780	37,780
②－①	26,938	26,938	26,938	26,938	26,938

※5 利用定員の積算根拠

- ・公立保育園
12園×3人/日×292日=10,512人/年
- ・私立保育園・認定こども園
8園×3人/日×292日=7,008人/年
- ・ファミリーヘルプ保育園
50人/日×365日=18,250人/年
- ・こどもセンター
6人/日×335日=2,010人/年

(11) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）・・・1区域（市全域）

- 生後3か月から小学6年生までの病気のこども又は病気の回復期のこどもを、専用スペースで一時的に預かり、看護師、保育士が保育を行います。
- 病児保育室の看護師等が、保育園等で体調不良となったこどもを保護者に代わって迎えに行き、かかりつけの医療機関での受診後に一時的に保育します。
- 当市には病児保育室が1か所、病後児保育室が2か所あります。

① 量の見込みの考え方

感染症等の予測し難い要因によって影響を受けるため、令和2年度から令和6年度（見込み）のうち、最も多くの利用があった令和5年度の人数を量の見込みとしました。

② 確保の内容の考え方

感染症流行期には定員に近い利用となる日もありますが、こどもの症状（急性期・回復期）等に合わせ、病児保育室又は病後児保育室のいずれかを案内することで、利用を希望する全てのこどもの受入れが可能な環境を整えます。

実績（実際の量／延べ利用人数）				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
1,380	3,564	3,309	5,315	5,068

推計（延べ利用人数）					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5,315	5,315	5,315	5,315	5,315
②確保の内容	12,150	12,150	12,150	12,150	12,150
②－①	6,835	6,835	6,835	6,835	6,835

(12) 地域子育て支援拠点事業（こどもセンター、子育てひろば）・・・1区域（市全域）

- 妊婦、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
- 国では中学校区単位の設置を目指しています。当市においては、中学校区 20 区域に対して、地域子育て支援拠点（こどもセンター及び子育てひろば）はそれを上回る数を開設しています。

① 量の見込みの考え方

こどもセンターと子育てひろばそれぞれの年間延べ利用人数について、令和5年度から令和6年度の増加率を令和6年度（見込み）に乗じて算出しました。

② 確保の内容の考え方

23か所に地域子育て支援拠点を開設します。また、委託するNPO法人と連携して子育て支援機能の充実を図り、子育てに関する不安感等の緩和と、こどもの健やかな育ちを支援します。

なお、年間の平均利用人数が少ない子育てひろばにあっては、その機能を維持しつつ、実施形態を見直します。

実績（延べ利用人数）				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込み)
122,647	121,624	127,782	151,420	159,094

推計（①量の見込み…延べ利用人数、②確保の内容…開設箇所数）					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	167,157	167,157	167,157	167,157	167,157
②確保の内容※6	23	23	23	23	23

※6 確保の内容について

推計値は子ども・子育て支援交付金の対象となる地域子育て支援拠点の数を示し、「保育園等が独自に行っているひろば」は含みません。

(13) 時間外保育事業（延長保育事業）・・・14 区域（旧市町村）

- 保育の給付認定を受けたこどもについて、その保護者の就労時間等の都合により通常の保育時間を超えて保育が必要になる場合は、保育時間を延長してこどもを保育します。

① 量の見込みの考え方

令和3年度から令和5年度までの実績を基に算出した増減率を乗じることで、令和6年度（見込み）及び令和7年度以降の量の見込みを算出しました。

② 確保の内容の考え方

希望する全てのこどもに対して延長保育を提供できている実績を踏まえ、量の見込みと同数を確保の内容とします。保護者の仕事と子育ての両立を支援することで安心して子育てができるよう、保育士の確保及び質の向上を図り、保護者の就労時間等に対応した延長保育事業を行います。

<上越市全体>

実績（実際の量／実人数）				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
3,002	2,070	2,095	2,066	2,064

推計（実人数）					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（実人数）	2,062	2,060	2,058	2,056	2,054
②確保の内容	2,062	2,060	2,058	2,056	2,054
②－①	0	0	0	0	0

- 14 区域それぞれにおいて、保育の給付認定を受けたこどもに対する通常保育の提供体制が確保できる見込みのため、その通常保育の時間を超えて引き続き実施する延長保育についても、それぞれの区域において提供体制が確保できる見込みであることから、14 区域での表記を省略しています。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業・・・1 区域（市全域）

- 国立大学附属幼稚園を利用する際の実費徴収である給食費（副食費）の一部を、低所得で生計が困難である者等のこどもの保護者に対して給付します。

① 量の見込みの考え方

国立大学附属幼稚園の利用見込み人数に、給食費免除の実績を乗じて算出しました。

② 確保の内容の考え方

量の見込みと同数を確保の内容とします。

推計（実人数）					
区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保の内容	7	7	7	7	7
②－①	0	0	0	0	0

(15) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・・・小学校区域

- 昼間、保護者等が就労等で不在となる家庭の児童を対象に、小学校の余裕教室や児童館等を利用して、遊びを主とする活動の場を提供し、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

① 量の見込みの考え方

各区域の量の見込みを算出するに当たっては、＜上越市全体＞における量の見込みを求め、その数量に対して、各区域の令和5年度の利用者数をもって按分し算出しました。

なお、＜上越市全体＞における量の見込みの算出に当たっては、令和5年度の利用者数を基に、令和3年度から令和5年度までの平均伸び率を各学年の実人数に乗じて算出しました。

② 確保の内容の考え方

全ての小学校区に放課後児童クラブを整備しており、児童一人当たりの専用区画面積を確保しつつ、引き続き、待機児童が生じないよう、現行受入体制を維持し、量の見込みの確保を図ります。

＜上越市全体＞

実績（実際の量／実人数）				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
2,140	2,589	2,622	2,708	3,405

推計（実人数）					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,097	2,061	1,948	1,859	1,753
1年生	828	786	734	712	642
2年生	734	750	705	653	632
3年生	201	203	202	192	177
4年生	171	159	155	155	152
5年生	161	161	148	145	147
6年生	2	2	4	2	3
②確保の内容	3,768	3,812	3,812	3,812	3,812
②－①	1,671	1,751	1,864	1,953	2,059

＜小学校区＞

		推計（実人数）				
区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
大手町小学校放課後児童クラブ	①量の見込み	67	67	61	59	61
	1年生	22	29	20	26	23
	2年生	28	20	26	17	23
	3年生	6	7	5	7	5
	4年生	6	5	6	4	6
	5年生	5	6	4	5	4
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	110	110	110	110	110
	②－①	43	43	49	51	49
東本町小学校放課後児童クラブ	①量の見込み	78	70	64	62	57
	1年生	28	25	22	26	19
	2年生	26	25	22	20	23
	3年生	9	7	7	6	5
	4年生	7	7	6	5	5
	5年生	8	6	7	5	5
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	131	131	131	131	131
	②－①	53	61	67	69	74
南本町小学校放課後児童クラブ	①量の見込み	42	53	50	47	53
	1年生	18	22	18	19	24
	2年生	12	19	20	16	17
	3年生	4	4	5	5	4
	4年生	3	4	3	4	4
	5年生	5	4	4	3	4
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	94	94	94	94	94
	②－①	52	41	44	47	41
黒田小学校放課後児童クラブ	①量の見込み	35	40	34	33	29
	1年生	16	16	10	15	8
	2年生	11	15	15	9	13
	3年生	4	3	4	4	2
	4年生	2	4	2	3	3
	5年生	2	2	3	2	3
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	74	74	74	74	74
	②－①	39	34	40	41	45
飯小学校放課後児童クラブ	①量の見込み	66	61	51	47	41
	1年生	25	22	16	17	14
	2年生	25	22	20	15	15
	3年生	5	7	6	5	4
	4年生	6	4	5	5	4
	5年生	5	6	4	5	4
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	73	73	73	73	73
	②－①	7	12	22	26	32

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
富岡小学校放課後児童クラブ	①量の見込み	30	34	35	33	37
	1年生	15	15	14	12	17
	2年生	8	13	13	12	11
	3年生	3	2	4	4	3
	4年生	2	2	2	3	3
	5年生	2	2	2	2	3
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	66	110	110	110	110
稲田小学校放課後児童クラブ	②－①	36	76	75	77	73
	①量の見込み	75	68	62	61	62
	1年生	34	22	24	23	26
	2年生	23	30	20	21	20
	3年生	7	6	8	5	6
	4年生	6	5	5	7	4
	5年生	5	5	5	5	6
	6年生	0	0	0	0	0
和田小学校放課後児童クラブ	②確保の内容	110	110	110	110	110
	②－①	35	42	48	49	48
	①量の見込み	18	21	20	19	15
	1年生	6	10	6	9	2
	2年生	6	6	9	6	8
	3年生	2	2	2	2	2
	4年生	2	2	1	1	2
	5年生	2	1	2	1	1
大和小学校放課後児童クラブ	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	36	36	36	36	36
	②－①	18	15	16	17	21
	①量の見込み	72	71	68	63	60
	1年生	31	27	27	21	24
	2年生	24	28	24	24	19
	3年生	6	7	7	7	7
	4年生	5	5	5	6	5
春日小学校放課後児童クラブ	5年生	6	4	5	5	5
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	160	160	160	160	160
	②－①	88	89	92	97	100
	①量の見込み	179	175	176	161	151
	1年生	62	71	69	56	58
	2年生	72	55	63	61	50
	3年生	18	20	15	17	17
	4年生	15	14	15	12	14
	5年生	11	14	13	14	11
	6年生	1	1	1	1	1
	②確保の内容	470	470	470	470	470
	②－①	291	295	294	309	319

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
高志小学校放課後児童クラブ	①量の見込み	129	142	139	143	147
	1年生	58	62	53	61	57
	2年生	44	52	55	47	54
	3年生	10	12	14	15	13
	4年生	9	8	9	11	12
	5年生	8	8	7	9	10
	6年生	0	0	1	0	1
	②確保の内容	162	162	162	162	162
	②－①	33	20	23	19	15
三郷小学校放課後児童クラブ	①量の見込み	9	南本町小学校放課後児童クラブに統合			
	1年生	4				
	2年生	2				
	3年生	0				
	4年生	2				
	5年生	1				
	6年生	0				
	②確保の内容	25				
	②－①	16				
戸野目小学校放課後児童クラブ	①量の見込み	40	38	44	42	40
	1年生	18	13	22	14	17
	2年生	12	16	12	20	12
	3年生	4	3	4	3	5
	4年生	3	3	3	3	3
	5年生	3	3	3	2	3
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	64	64	64	64	64
	②－①	24	26	20	22	24
上雲寺小学校放課後児童クラブ	①量の見込み	21	20	20	18	14
	1年生	11	6	8	6	3
	2年生	4	10	6	7	6
	3年生	3	1	3	2	2
	4年生	1	2	1	2	1
	5年生	2	1	2	1	2
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	50	50	50	50	50
	②－①	29	30	30	32	36
大町小学校放課後児童クラブ	①量の見込み	55	59	51	51	48
	1年生	23	25	16	22	15
	2年生	21	21	22	15	20
	3年生	4	6	6	6	4
	4年生	4	3	4	4	5
	5年生	3	4	3	4	4
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	74	74	74	74	74
	②－①	19	15	23	23	26

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
高土小学校放課後児童クラブ	①量の見込み	9	7	7	3	2
	1年生	3	3	1	0	1
	2年生	4	2	3	1	0
	3年生	1	1	1	1	0
	4年生	0	1	1	0	1
	5年生	1	0	1	1	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	27	27	27	27	27
八千浦小学校放課後児童クラブ	②-①	18	20	20	24	25
	①量の見込み	38	37	32	35	31
	1年生	17	10	13	15	9
	2年生	11	17	9	12	13
	3年生	4	3	5	2	3
	4年生	3	4	2	4	2
	5年生	3	3	3	2	4
	6年生	0	0	0	0	0
直江津小学校放課後児童クラブ	②確保の内容	38	38	38	38	38
	②-①	0	1	6	3	7
	①量の見込み	34	29	24	19	18
	1年生	12	9	8	5	8
	2年生	13	11	8	7	4
	3年生	3	4	3	2	2
	4年生	3	2	3	2	2
	5年生	3	3	2	3	2
直江津南小学校放課後児童クラブ	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	98	98	98	98	98
	②-①	64	69	74	79	80
	①量の見込み	71	70	72	69	67
	1年生	27	28	30	25	28
	2年生	27	24	25	27	22
	3年生	6	7	6	7	7
	4年生	6	5	6	5	5
北諏訪小学校放課後児童クラブ	5年生	5	6	5	5	5
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	78	78	78	78	78
	②-①	7	8	6	9	11
	①量の見込み	15	14	15	14	11
	1年生	8	4	7	5	3
	2年生	3	7	4	6	4
	3年生	2	1	2	1	2
北諏訪小学校放課後児童クラブ	4年生	1	1	1	1	1
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	68	68	68	68	68
	②-①	53	54	53	54	57

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保 倉 小 学 校 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	①量の見込み	19	15	16	17	16
	1年生	7	4	7	7	6
	2年生	8	6	4	6	6
	3年生	1	2	2	1	2
	4年生	2	1	2	1	1
	5年生	1	2	1	2	1
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	52	52	52	52	52
有 田 小 学 校 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	②-①	33	37	36	35	36
	①量の見込み	151	136	117	118	116
	1年生	61	45	39	49	42
	2年生	51	54	40	35	44
	3年生	15	14	15	11	9
	4年生	11	12	11	12	9
	5年生	12	10	11	10	11
	6年生	1	1	1	1	1
春 日 新 田 小 学 校 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	②確保の内容	309	309	309	309	309
	②-①	158	173	192	191	193
	①量の見込み	86	83	83	82	81
	1年生	29	31	34	32	32
	2年生	34	29	28	30	29
	3年生	9	9	8	7	8
	4年生	8	7	7	6	6
	5年生	6	7	6	7	6
国 府 小 学 校 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	86	86	86	86	86
	②-①	0	3	3	4	5
	①量の見込み	83	86	88	86	77
	1年生	35	35	37	31	27
	2年生	29	31	31	33	28
	3年生	7	8	9	9	9
	4年生	6	6	6	7	7
谷 浜 小 学 校 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	5年生	6	6	5	6	6
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	134	134	134	134	134
	②-①	51	48	46	48	57
	①量の見込み	6	6	7	5	4
	1年生	3	4	3	1	1
	2年生	1	2	3	3	1
	3年生	1	0	1	1	1
谷 浜 小 学 校 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	4年生	0	0	0	0	1
	5年生	1	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	12	12	12	12	12
	②-①	6	6	5	7	8
	①量の見込み	6	6	7	5	4
	1年生	3	4	3	1	1
	2年生	1	2	3	3	1
谷 浜 小 学 校 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	3年生	1	0	1	1	1
	4年生	0	0	0	0	1
	5年生	1	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	12	12	12	12	12
	②-①	6	6	5	7	8
	①量の見込み	6	6	7	5	4
	1年生	3	4	3	1	1
谷 浜 小 学 校 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	2年生	1	2	3	3	1
	3年生	1	0	1	1	1
	4年生	0	0	0	0	1
	5年生	1	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	12	12	12	12	12
	②-①	6	6	5	7	8
	①量の見込み	6	6	7	5	4
谷 浜 小 学 校 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	1年生	3	4	3	1	1
	2年生	1	2	3	3	1
	3年生	1	0	1	1	1
	4年生	0	0	0	0	1
	5年生	1	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	12	12	12	12	12
	②-①	6	6	5	7	8

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
高田西小学校放課後児童クラブ	①量の見込み	78	72	68	65	54
	1年生	26	27	25	26	15
	2年生	31	23	24	22	23
	3年生	8	9	6	6	6
	4年生	7	7	7	5	5
	5年生	6	6	6	6	5
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	86	86	86	86	86
安塚放課後児童クラブ	②-①	8	14	18	21	32
	①量の見込み	8	6	5	7	8
	1年生	4	1	3	3	3
	2年生	2	3	1	3	3
	3年生	0	1	1	0	1
	4年生	1	0	0	1	0
	5年生	1	1	0	0	1
	6年生	0	0	0	0	0
浦川原放課後児童クラブ	②確保の内容	38	38	38	38	38
	②-①	30	32	33	31	30
	①量の見込み	27	22	20	21	17
	1年生	9	6	8	8	5
	2年生	10	8	6	7	7
	3年生	3	3	2	2	2
	4年生	3	2	2	2	1
	5年生	2	3	2	2	2
大島放課後児童クラブ	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	79	79	79	79	79
	②-①	52	57	59	58	62
	①量の見込み	5	5	5	6	7
	1年生	1	3	2	3	3
	2年生	2	1	3	2	3
	3年生	1	1	0	1	0
	4年生	0	0	0	0	1
牧放課後児童クラブ	5年生	1	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	30	30	30	30	30
	②-①	25	25	25	24	23
	①量の見込み	4	5	4	4	4
	1年生	1	3	1	2	1
	2年生	1	1	3	1	2
	3年生	0	0	0	1	0
牧放課後児童クラブ	4年生	1	0	0	0	1
	5年生	1	1	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	20	20	20	20	20
	②-①	16	15	16	16	16

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
柿崎放課後児童クラブ	①量の見込み	48	51	48	39	36
	1年生	18	23	15	14	13
	2年生	15	16	21	13	12
	3年生	7	4	4	6	4
	4年生	4	5	3	3	4
	5年生	4	3	5	3	3
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	67	67	67	67	67
上下浜放課後児童クラブ	②-①	19	16	19	28	31
	①量の見込み	13	15	13	11	10
	1年生	6	5	5	4	4
	2年生	3	6	4	4	3
	3年生	1	1	2	1	1
	4年生	2	1	1	1	1
	5年生	1	2	1	1	1
	6年生	0	0	0	0	0
下黒川放課後児童クラブ	②確保の内容	15	15	15	15	15
	②-①	2	0	2	4	5
	①量の見込み	11	9	6	7	5
	1年生	4	1	2	3	1
	2年生	4	4	1	2	3
	3年生	1	2	1	0	0
	4年生	1	1	1	1	0
	5年生	1	1	1	1	1
大湊放課後児童クラブ	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	11	11	11	11	11
	②-①	0	2	5	4	6
	①量の見込み	96	92	88	87	74
	1年生	41	33	35	34	23
	2年生	30	36	29	31	30
	3年生	8	8	10	8	8
	4年生	10	6	7	8	6
南川放課後児童クラブ	5年生	7	9	6	6	7
	6年生	0	0	1	0	0
	②確保の内容	113	113	113	113	113
	②-①	17	21	25	26	39
	①量の見込み	51	48	52	46	43
	1年生	18	19	23	13	18
	2年生	22	16	17	21	12
	3年生	4	6	4	5	6
南川放課後児童クラブ	4年生	4	3	5	3	4
	5年生	3	4	3	4	3
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	79	79	79	79	79
	②-①	28	31	27	33	36
	①量の見込み	51	48	52	46	43
	1年生	18	19	23	13	18
	2年生	22	16	17	21	12
	3年生	4	6	4	5	6
	4年生	4	3	5	3	4
	5年生	3	4	3	4	3
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	79	79	79	79	79
	②-①	28	31	27	33	36

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
大 瀧 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	①量の見込み	42	47	32	31	27
	1年生	10	17	9	14	8
	2年生	21	17	15	8	12
	3年生	5	4	2	4	2
	4年生	3	4	3	2	3
	5年生	3	5	3	3	2
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	51	51	51	51	51
	②－①	9	4	19	20	24
明 治 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	①量の見込み	8	11	11	8	10
	1年生	2	6	3	3	5
	2年生	3	2	6	2	3
	3年生	1	1	0	2	1
	4年生	1	1	1	0	1
	5年生	1	1	1	1	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	17	17	17	17	17
	②－①	9	6	6	9	7
吉 川 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	①量の見込み	20	19	16	11	11
	1年生	8	6	5	3	5
	2年生	6	7	6	4	3
	3年生	2	2	2	2	1
	4年生	2	2	1	1	1
	5年生	2	2	2	1	1
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	44	44	44	44	44
	②－①	24	25	28	33	33
中 郷 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	①量の見込み	20	18	15	12	10
	1年生	9	6	5	3	4
	2年生	6	8	6	4	2
	3年生	1	2	2	2	1
	4年生	1	1	1	2	1
	5年生	3	1	1	1	2
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	25	25	25	25	25
	②－①	5	7	10	13	15
板 倉 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	①量の見込み	30	29	28	23	21
	1年生	11	12	9	8	8
	2年生	12	10	11	8	7
	3年生	3	3	3	3	2
	4年生	2	2	3	2	2
	5年生	2	2	2	2	2
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	34	34	34	34	34
	②－①	4	5	6	11	13

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
豊原放課後児童クラブ	①量の見込み	19	19	15	13	13
	1年生	8	7	4	6	5
	2年生	6	7	6	3	5
	3年生	2	2	2	2	1
	4年生	1	2	1	1	1
	5年生	2	1	2	1	1
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	44	44	44	44	44
	②－①	25	25	29	31	31
清里放課後児童クラブ	①量の見込み	21	19	16	18	15
	1年生	9	6	7	8	3
	2年生	6	8	5	6	7
	3年生	2	2	2	1	2
	4年生	2	1	1	2	1
	5年生	2	2	1	1	2
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	65	65	65	65	65
	②－①	44	46	49	47	50
三和放課後児童クラブ	①量の見込み	47	50	44	39	31
	1年生	21	18	16	13	7
	2年生	13	19	16	15	12
	3年生	6	4	5	4	4
	4年生	4	5	3	4	4
	5年生	3	4	4	3	4
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	109	109	109	109	109
	②－①	62	59	65	70	78
名立放課後児童クラブ	①量の見込み	11	12	16	14	9
	1年生	5	5	9	3	3
	2年生	3	4	4	8	2
	3年生	1	1	1	1	2
	4年生	1	1	1	1	1
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	74	74	74	74	74
	②－①	63	62	58	60	65
上越教育大学附属小学校放課後児童クラブ	①量の見込み	110	110	110	110	110
	1年生	44	44	44	44	44
	2年生	39	39	39	39	39
	3年生	11	11	11	11	11
	4年生	8	8	8	8	8
	5年生	8	8	8	8	8
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	156	156	156	156	156
	②－①	46	46	46	46	46

※諏訪、美守、上杉放課後児童クラブは令和6年度末に他クラブとの統合により削除

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容

- 幼児期の教育・保育は、生涯に渡る人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、こどもの最善の利益を第一に考えながら、こどもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営を推進します。

(1) 認定こども園への移行等に係る基本的考え方

認定こども園については、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟にこどもを受け入れられる施設であることから、既存の保育園からの移行について、教育・保育の需要と供給、地区ごとの児童数の偏在化等を考慮し、市全域の幼児教育・保育施設の最適化に努めます。

(2) 質の高い教育・保育の役割とその推進方策

- ・ 私立と公立がバランスよく教育・保育を提供できるよう、民間活力導入による効果を検証しながら進めるとともに、民間活力の導入が難しい地域は、市が責任を持って教育・保育を提供していきます。
- ・ 特別支援を必要とするこどもに対しては、上越市障害者福祉計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の学校教育・保育を提供できるよう努めていきます。
- ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて、こどもの育ちを大切にする教育・保育を実践します。

(3) 地域の子育て支援の役割とその推進方策

- ・ 全てのこどもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図りながら、一人一人のこどもの健やかな育ちを等しく保障します。
- ・ それぞれの家庭やこどもの状況に応じて活用できる地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。
- ・ 子育ての負担や不安、孤立感を緩和するため、全てのこども・子育て家庭に、それぞれのこどもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(4) 認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校との連携の推進方策

認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校との円滑な接続を進めるとともに早期に相談体制を組織し、保護者の支援に努めます。

第 6 章

計画の推進、評価

1 計画の推進

(1) 市内推進体制の整備・充実と連携強化、関係機関との連携強化

本計画の実施に当たっては、関係部局相互の連携の下、総合的かつ効果的な推進に努めるとともに、関係部局においては、計画の趣旨を踏まえた施策の展開を図ります。

また、国・県を始めとする関係機関との連携強化を図り、各施策の実施に当たっては、それぞれの実施主体が中心となり、関係機関が必要に応じて連携・協力しながらより効果的となるよう努めます。

(2) 市民、関係団体、事業者との連携・協働

多様化したニーズに対応するには、行政だけでなく、市全体として、こども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、家庭を始めとした市内の子育てに関わる幼稚園、保育園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

(3) こども・子育て支援事業債の活用

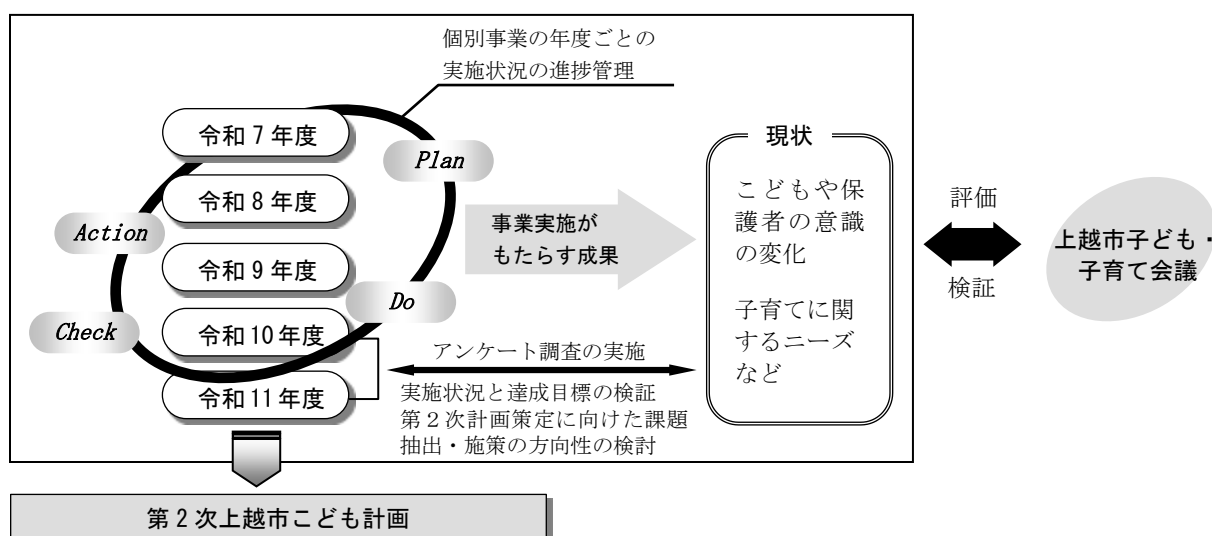
本計画の推進に当たり、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や、子育て関連施設的环境（ハード）改善を実施する際は、別途、策定予定の「上越市こども・子育て関連施設計画」の中で、必要な整備や改修を取りまとめ、こども・子育て支援事業債の活用を検討します。

2 計画の評価

当市におけるこども・子育て支援に関する取組の実施状況について調査審議する「上越市子ども・子育て会議」において、毎年度、計画に基づく施策の実施状況等について、点検・評価し、結果については市ホームページで公表します。

なお、評価に当たっては、PDCA（Plan＝計画、Do＝実施、Check＝評価、Action＝見直し）サイクルに基づき、年度の評価を次年度の取組に反映していきます。

また、計画期間内において、「上越市総合計画」、「上越市地域福祉計画」及び関連計画と整合を図るなど、必要に応じて見直しを行います。



資料編

1 子どもの生活実態に関するアンケート調査結果の概要

1. アンケート調査の概要について

(1) 目的

本アンケート調査は、「上越市こども計画」の策定に当たっての基礎資料とするため、市内のこどものいる家庭の生活実態等を把握するとともに、こども・子育て家庭を取り巻く現状や、抱えている課題を整理することを目的として実施しました。

(2) アンケート調査期間

令和5年11月22日～12月11日

(3) アンケートの配付及び回答方法

保育園や小中学校等を通じてアンケート調査協力依頼文を配付し、上越市電子申請システムを活用したweb回答としました。

(4) 配付数、回収数、回収率

区分	こども			保護者		
	人数	回収数	回収率	人数	回収数	回収率
年長児	—	—	—	1,306人	682人	52.2%
小学3年生	—	—	—	1,432人	1,051人	73.4%
小学6年生	1,524人	684人	44.9%	1,524人	1,004人	65.9%
中学2年生	1,586人	570人	35.9%	1,586人	1,029人	64.9%
合計	3,110人	1,254人	40.3%	5,848人	3,766人	64.4%

(5) 調査内容

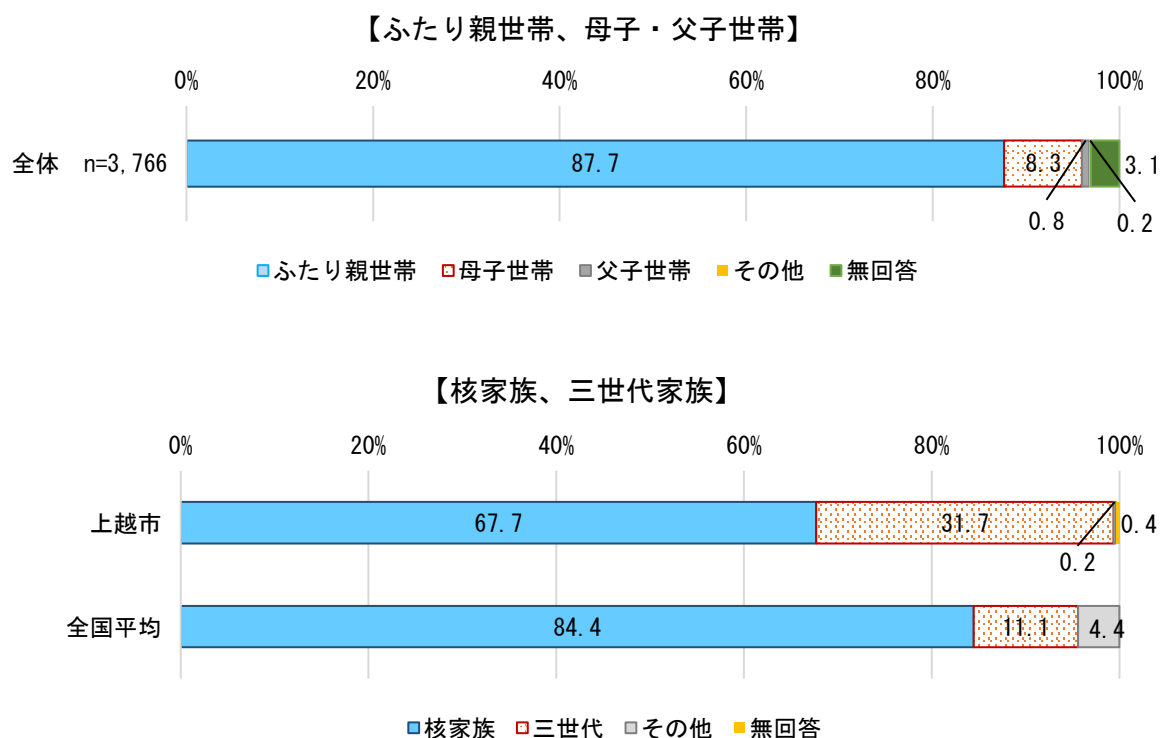
こども	保護者
1. 普段の生活について ・自宅は心がほっとする場所か 2. 教育・進学について ・希望する進学先と現実的な進学先 3. こども自身の考えについて ・現在の気持ちと将来について 4. こどもの権利について ・ヤングケアラーの認知度 ・こどもの権利を守るためにあるとよい 取組 等	1. 経済的状況について ・世帯の収入 2. 保護者の状況について ・就労状況 3. こどもの普段の生活について ・こどもの体験機会 4. 教育・進学について ・保護者が希望するこどもの最終学歴 5. こどもの権利について ・ヤングケアラーの認知度 等

(6) 集計結果の見方

- ・図表中の「n」は各質問の回答数を示しています。
- ・比率は百分率(%)で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しています。したがって、合計が100.0%にならない場合もあります。
- ・複数回答の場合、回答の合計が100.0%となりません。
- ・掲載した質問文、選択肢は簡略化してある場合があります。
- ・比較できる質問は平成30年度調査(有効回収数:5,616人)の結果と比較をしています。
- ・「両親が同居する世帯」を「ふたり親世帯」としています。

(7) 世帯構造

こどものいる世帯の構造は、「ふたり親世帯」が87.7%で、「母子世帯」が8.3%、「父子世帯」が0.8%でした。また「核家族」が67.7%、「三世代家族」が31.7%となっており、全国平均と比較すると「核家族世帯」の割合は16.7ポイント低く、「三世代家族」の割合が20.6ポイント高い結果となりました。



※令和4年度国民生活基礎調査の「児童のいる世帯の状況 表5」の値をグラフ化

2. アンケート結果について

(1) 経済的状況について

国が公表している「令和 4 年国民生活基礎調査」における「相対的貧困層の算出方法（考え方）」及び「1 世帯当たり平均所得金額」を参考とし、世帯人数ごとの「困窮層該当年収」の基準を定めた上で、保護者の「令和 4 年中の世帯全員の収入の合計額」の回答から、この基準を上回る世帯を「一般層」、下回る世帯を「困窮層」と位置付けました。

世帯人数ごとに定めた「困窮層該当年収」の基準から、全体の 83.0%が「一般層」また、13.7%が「困窮層」に区分されました。お子さんと現在同居している人、同居しているきょうだいの人数から世帯人員数が推定できない場合、又は令和 4 年中の世帯年収に回答していない場合を「無回答」とし、3.4%となりました。

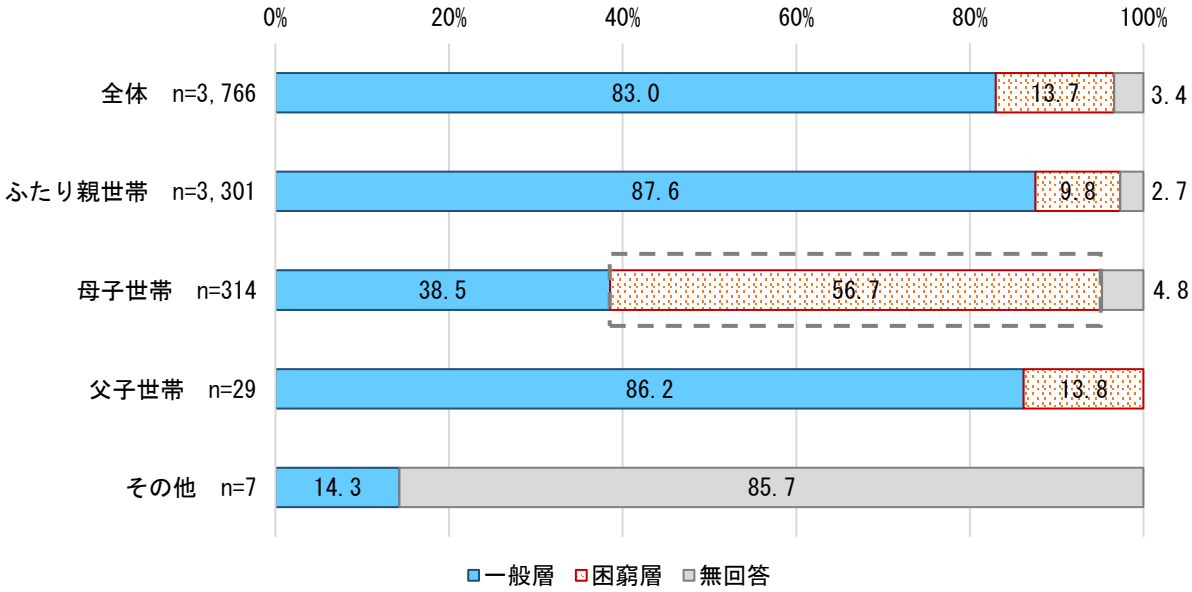
母子世帯の 56.7%が困窮層であり、母子世帯における経済的な負担が大きいことがうかがえます。それぞれの層における直近 1 年間の生活世帯収入を見ると、困窮層では「年収 250 万円～300 万円未満」が 18.9%で最も多く、全体の 64.2%が「300 万円未満」の世帯となっています。

一般層では、「年収 700 万円以上」の層が 36.2%で最も多く、全体の 66.1%の世帯が「年収 550 万円以上」でした。

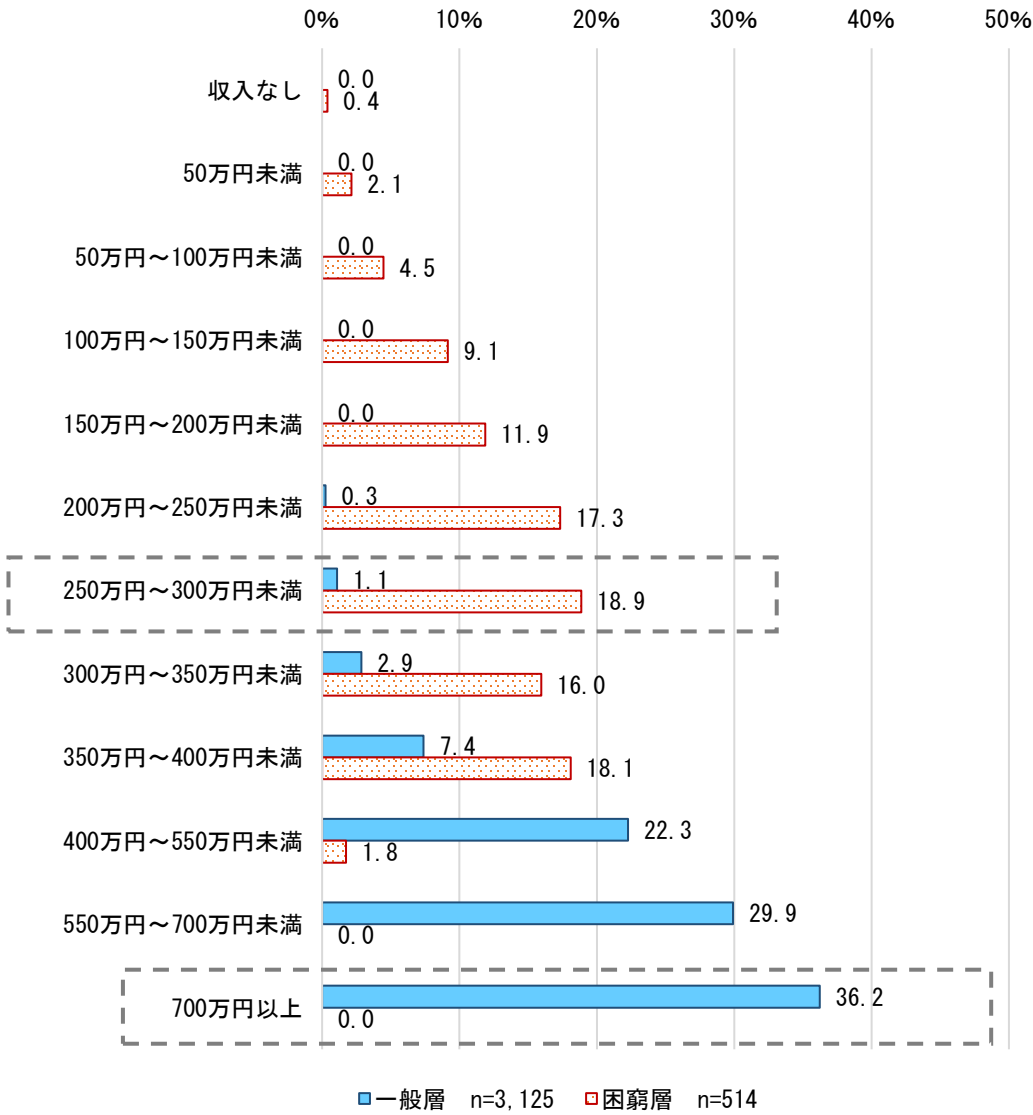
【世帯人数ごとの困窮層区分】

世帯人数	困窮層該当年収	世帯人数	困窮層該当年収
2 人	200 万円未満	6 人	400 万円未満
3 人	250 万円未満	7 人	
4 人	300 万円未満	8 人	
5 人	350 万円未満	9 人	
		10 人以上	550 万円未満

【一般層と困窮層】



【直近1年間の生活世帯収入】

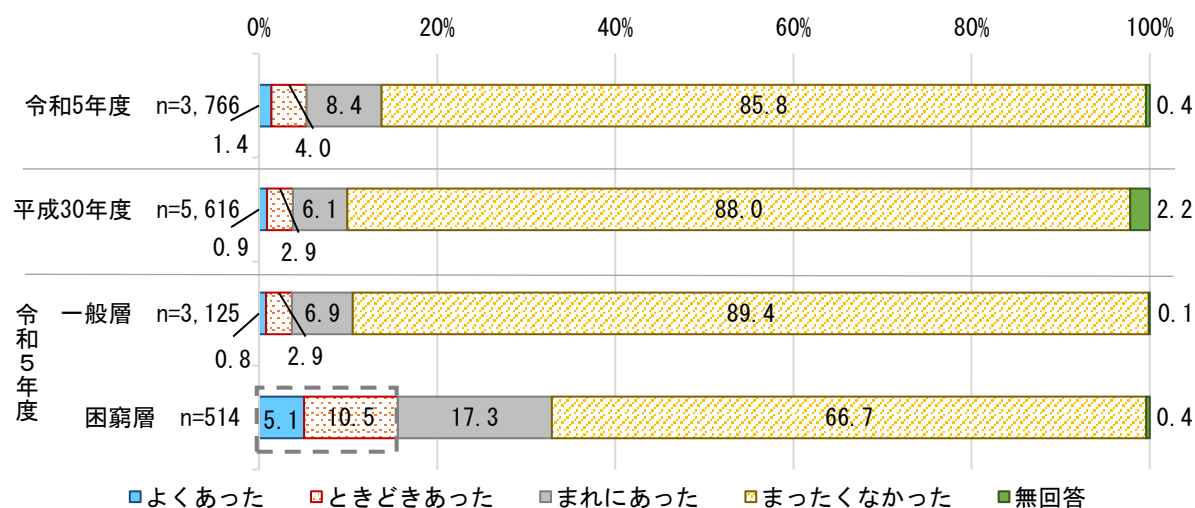


家族が必要な食糧を買えなかった経験及びこどもを塾や習い事に通わせることができなかった経験が、「よくあった」「ときどきあった」と回答する割合は、いずれも困窮層が一般層を上回る結果となりました。

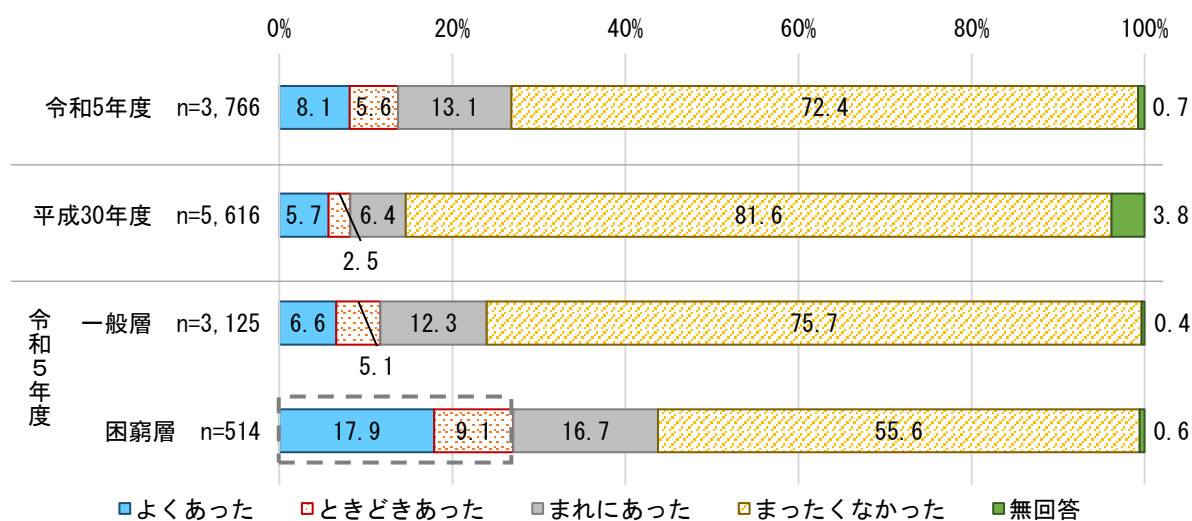
一方、塾などに通わせることができなかった経験が、「よくあった」「ときどきあった」と回答する割合は、食糧のそれに比べて一般層、困窮層ともに高く、特に困窮層に顕著となっており、生活必需品の支払いを優先し、塾などに通わせる経費が後回しになっている状況がうかがえます。

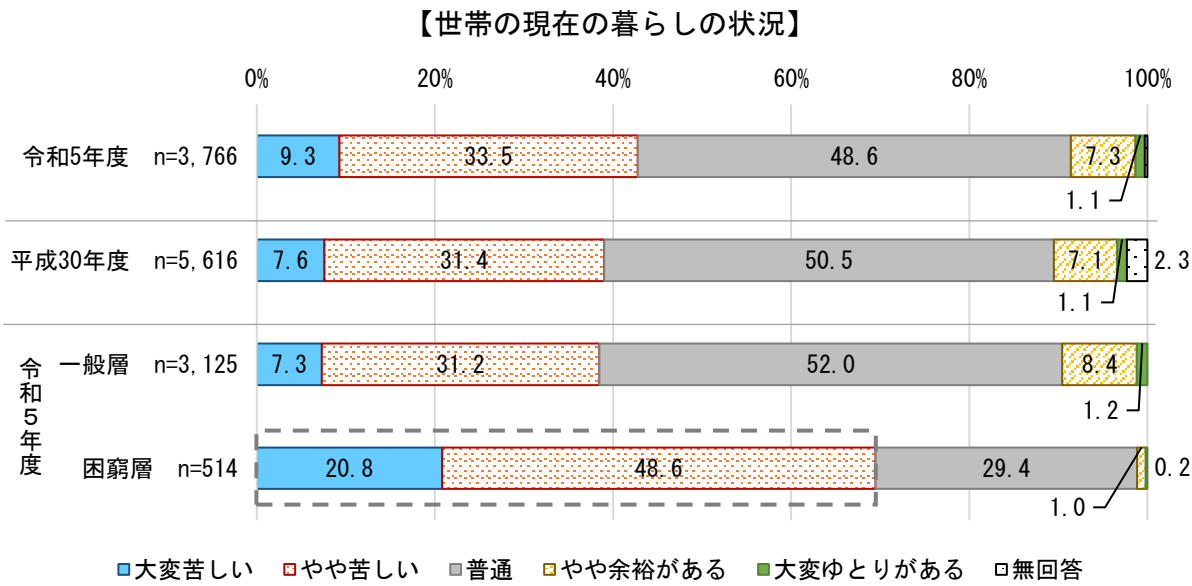
現在の暮らしの状況において「大変苦しい」「やや苦しい」の合算値は、一般層が38.5%であるのに対して、困窮層は69.4%と30.9ポイント高くなっています。収入層の区分にかかわらず、日常生活における経済的負担を感じている世帯の存在が認められます。

【経済的な理由で、家族が必要な食糧を買えなかった経験の有無】



【経済的な理由で、こどもを塾や習い事に通わせることができなかった経験の有無】

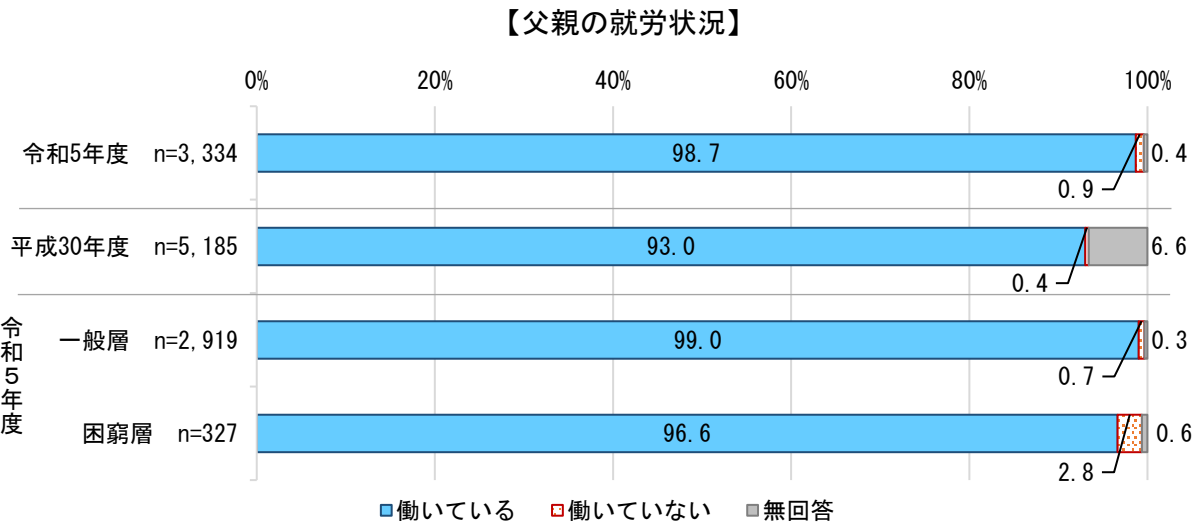




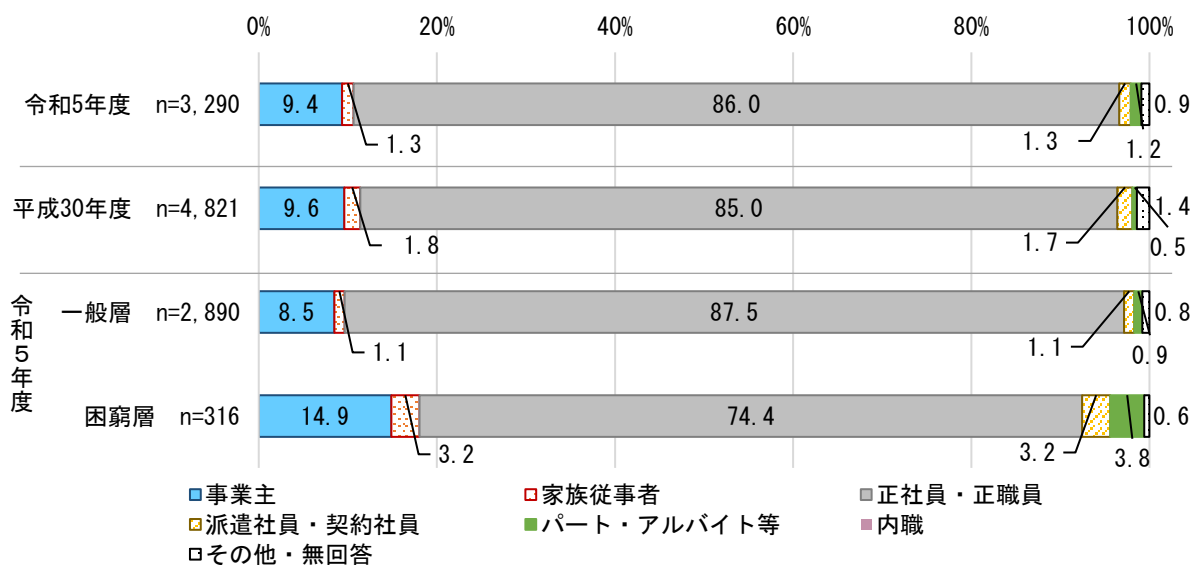
(2) 保護者の状況について

父親の就労状況については、一般層と困窮層に大きな差はなく、就労率は98.7%でした。就労形態については86.0%が「正社員・正職員」となっています。

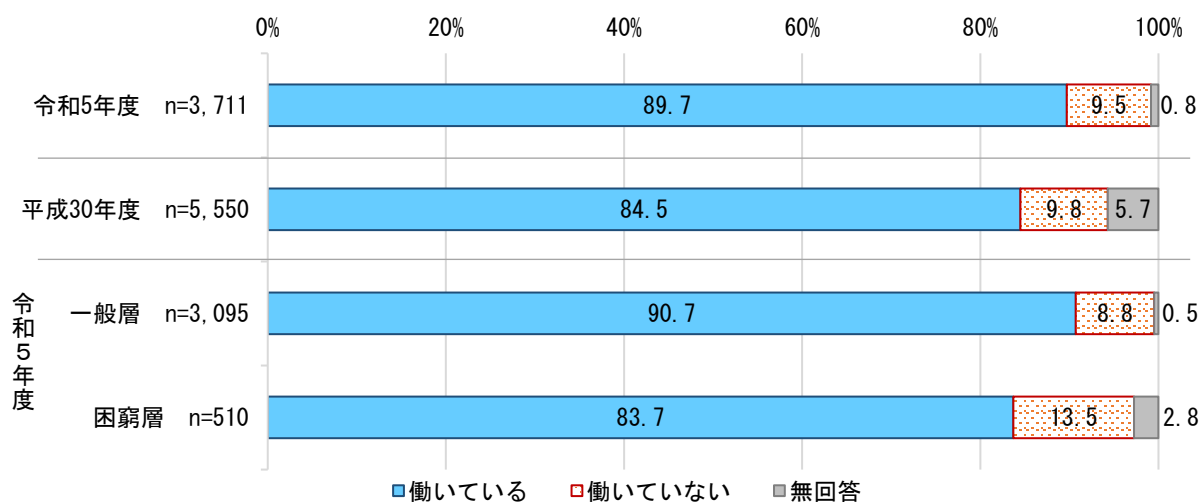
母親の就労状況については、一般層の90.7%が「働いている」と回答したのに対し、困窮層は83.7%と7ポイント低い結果となりました。就労形態の全体では、平成30年度に比べ、「正社員・正職員」の割合が増加し、「パート・アルバイト」の割合が減少する結果となりました。



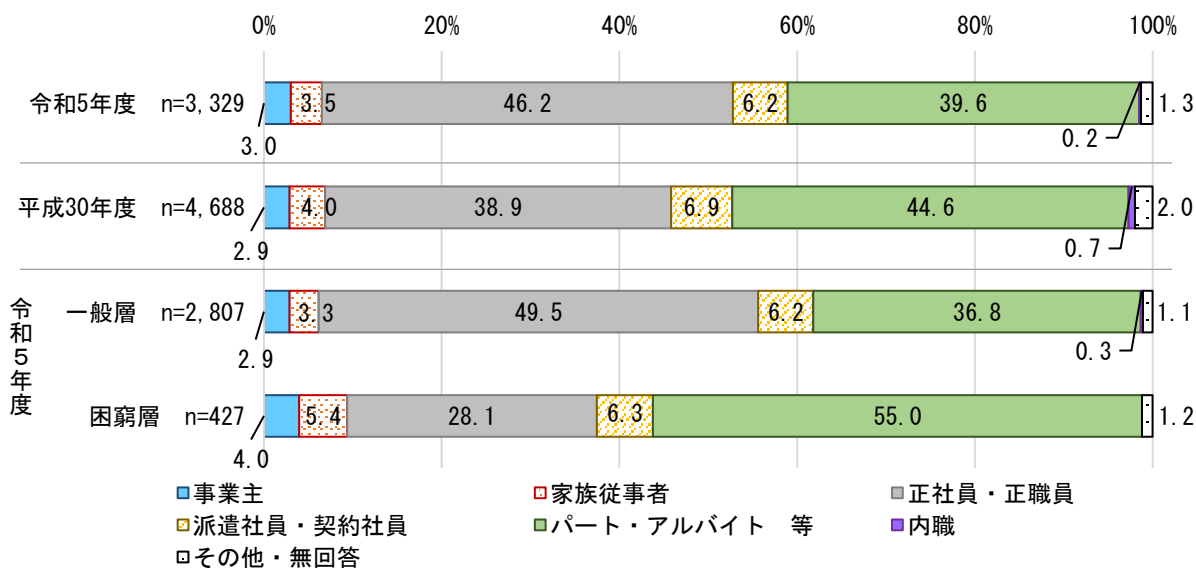
【父親の就労形態】



【母親の就労状況】



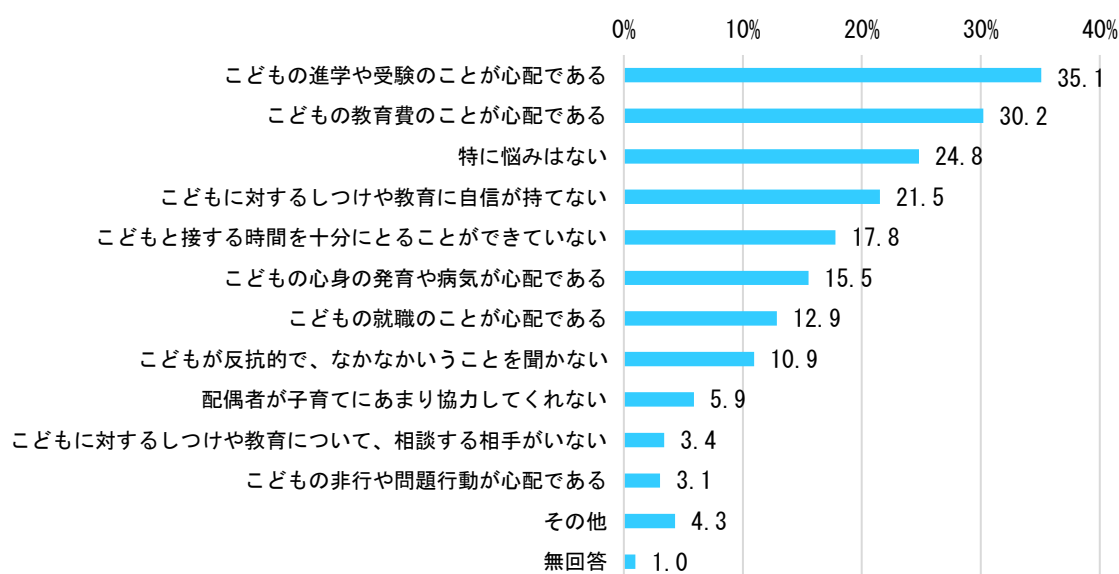
【母親の就労形態】



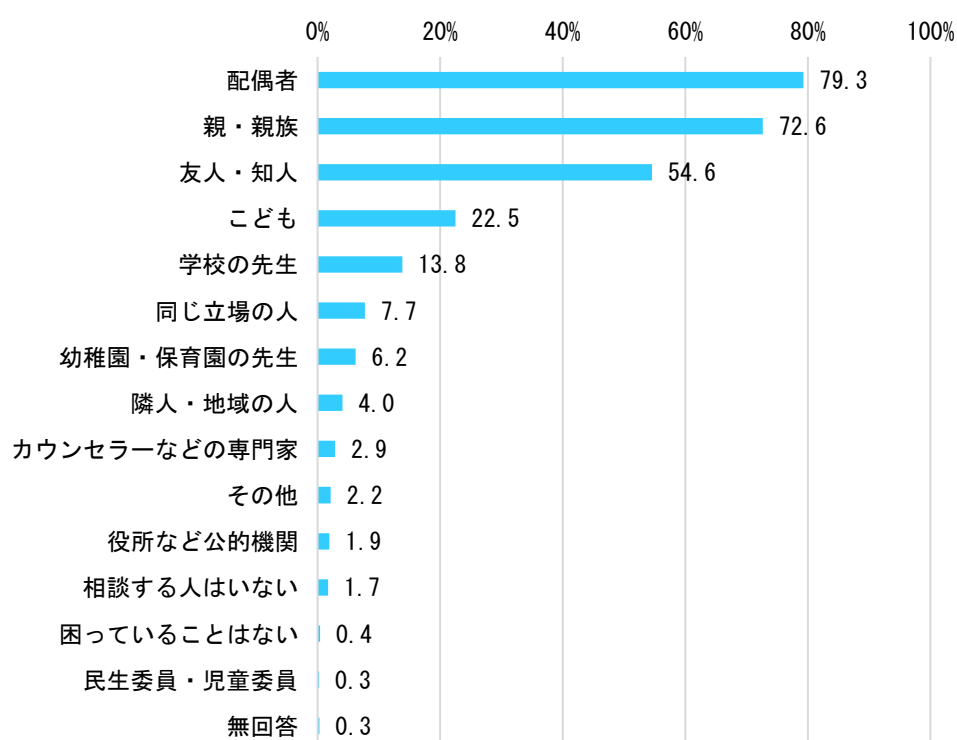
こどものことで現在悩んでいることについて、「こどもの進学や受験のことが心配である」が35.1%で最も多く、次いで「こどもの教育費のことが心配である」が30.2%で、こどもの進学や教育費に関して悩んでいる割合が高い結果となりました。また、「特に悩みはない」とする回答が24.8%でした。

相談相手は、「配偶者」が79.3%で最も多く、次いで「親・親族」が72.6%という結果となりました。

【現在悩んでいること】（複数回答） n=3,766

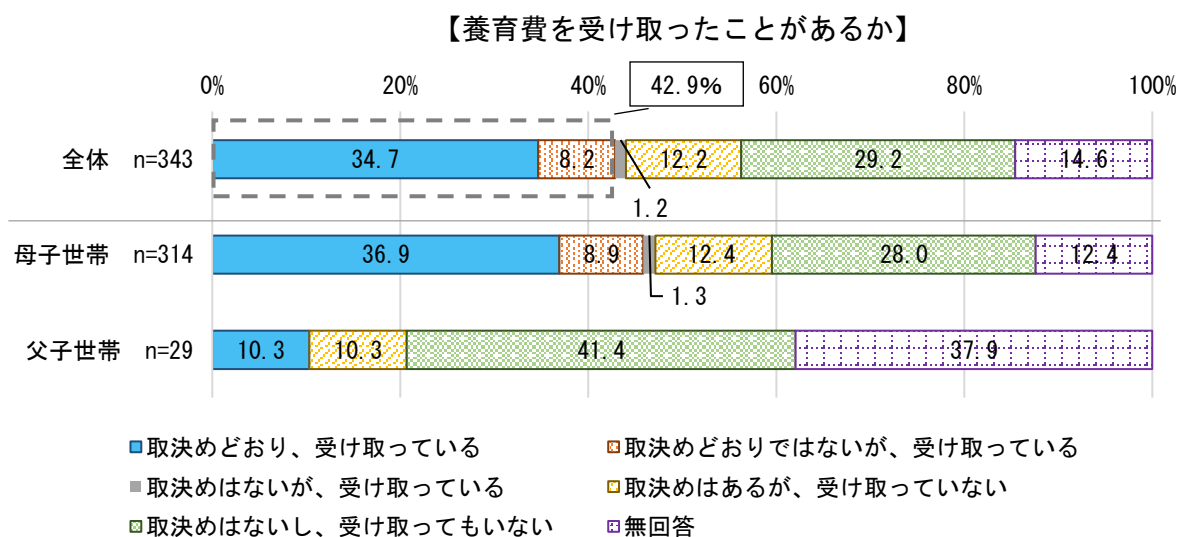
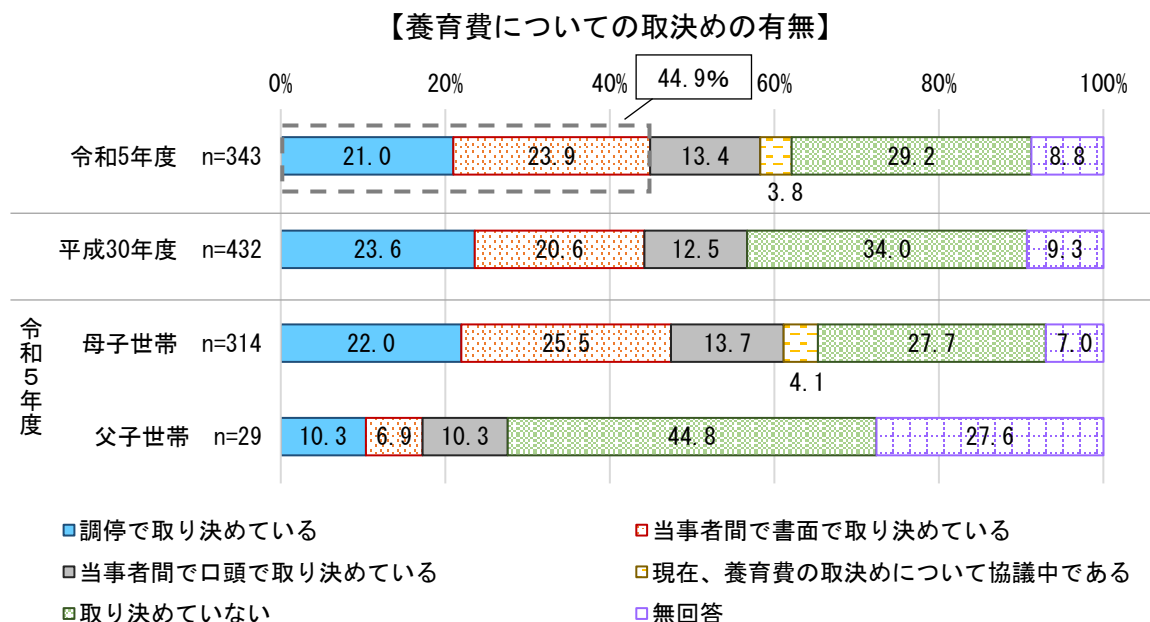


【困ったときの相談先】（複数回答） n=3,766



養育費の取決めの有無（ひとり親家庭のみ）について、調停や書面で取り決めている割合は 44.9%となっています。

また、「取決めどおり、受け取っている」「取決めどおりではないが、受け取っている」の合算値は 42.9%であり、養育費について調停や書面で取り決めることが受取につながるということが推察されます。



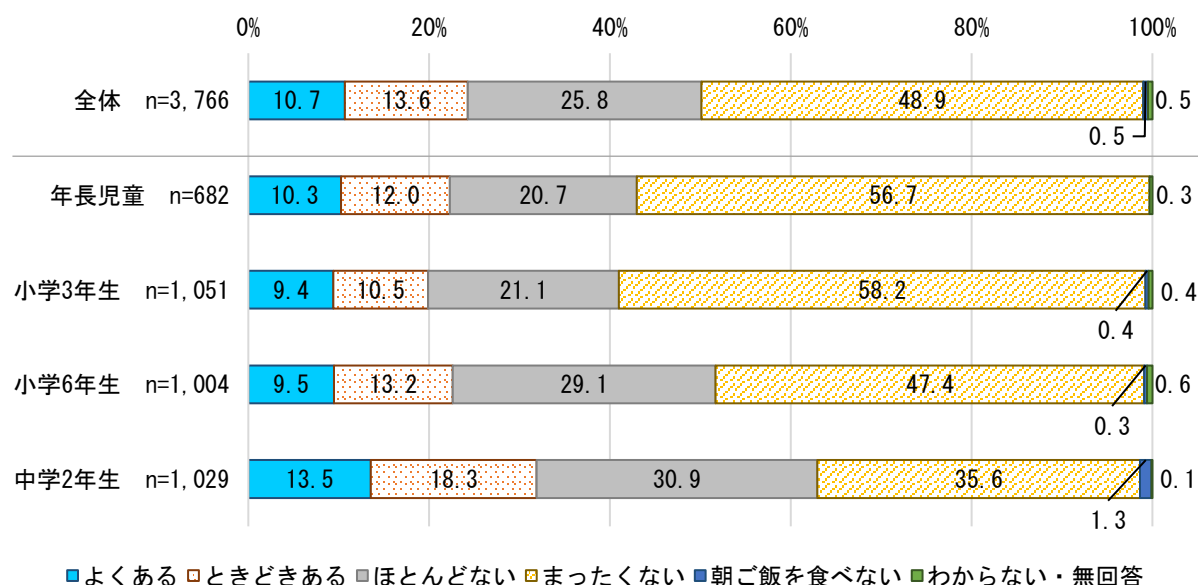
(3) こどもの普段の生活について

こどもの孤食について、こどもだけで朝食を食べる頻度は、全体の10.7%が「よくある」と回答しています。

また、こどもだけで夕食を食べる頻度については全体の1.6%が「よくある」と回答しています。

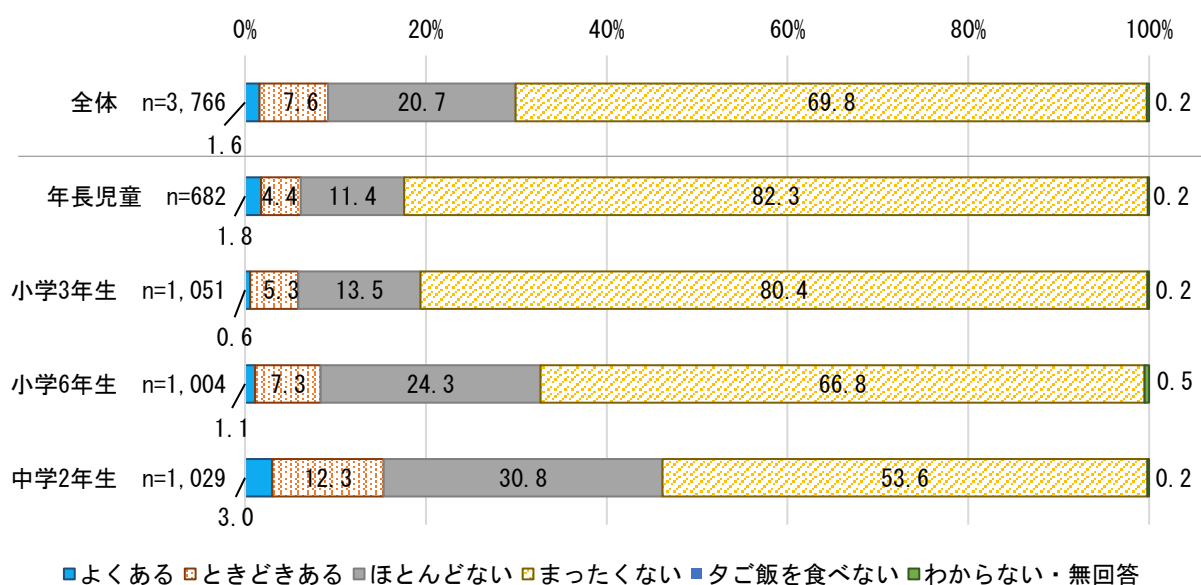
【1人（又は子どもだけで）朝ご飯を食べることがあるか】

《回答者：保護者》



【1人（又は子どもだけで）夕ご飯を食べることがあるか】

《回答者：保護者》



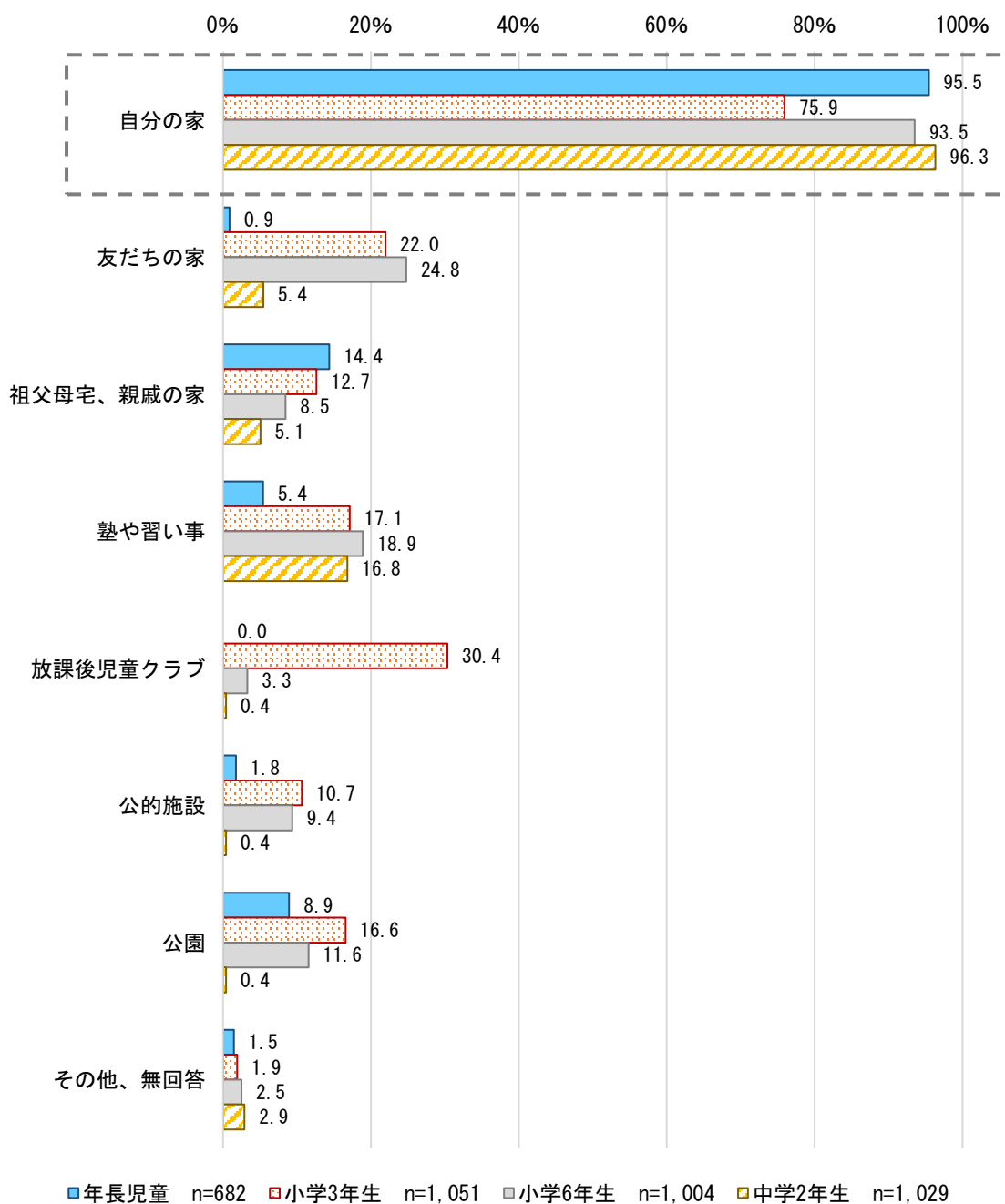
降園後・放課後に過ごす場所について、どの学年においても「自分の家」が最も多く、夏休みや春休みなど長期休暇においても同様の結果となりました。

こどもに自宅は心がほっとする場所かを聞いたところ、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」の合算値が95.0%と、平成30年度と比べて5.3ポイント高い結果となり、多くのこどもにとって自宅は安心して過ごせる場所と捉えられています。

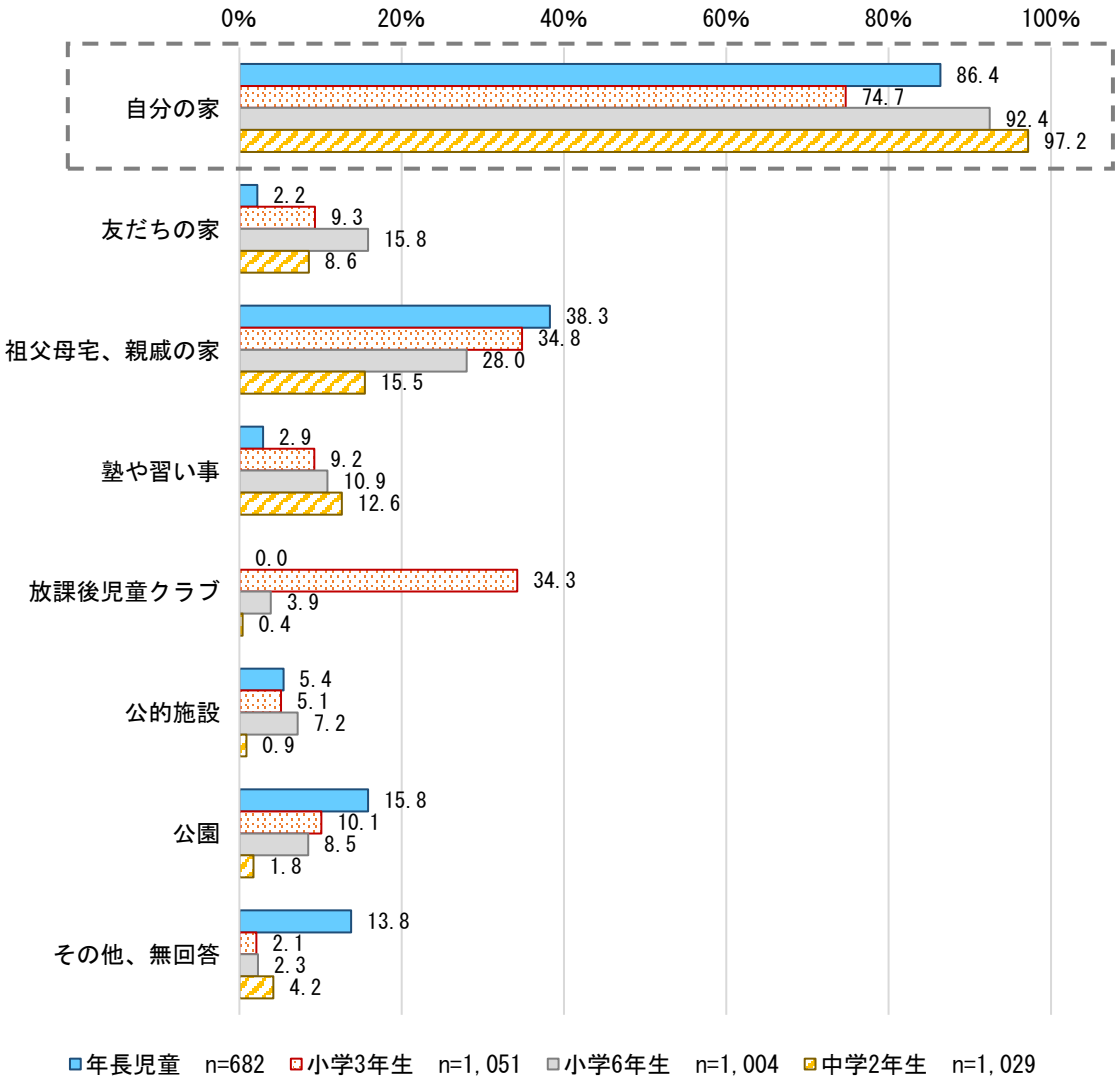
引き続きこどもの意見を聴きながら、居場所の在り方について検討を進めていきます。

【降園後・放課後過ごす場所】（複数回答）

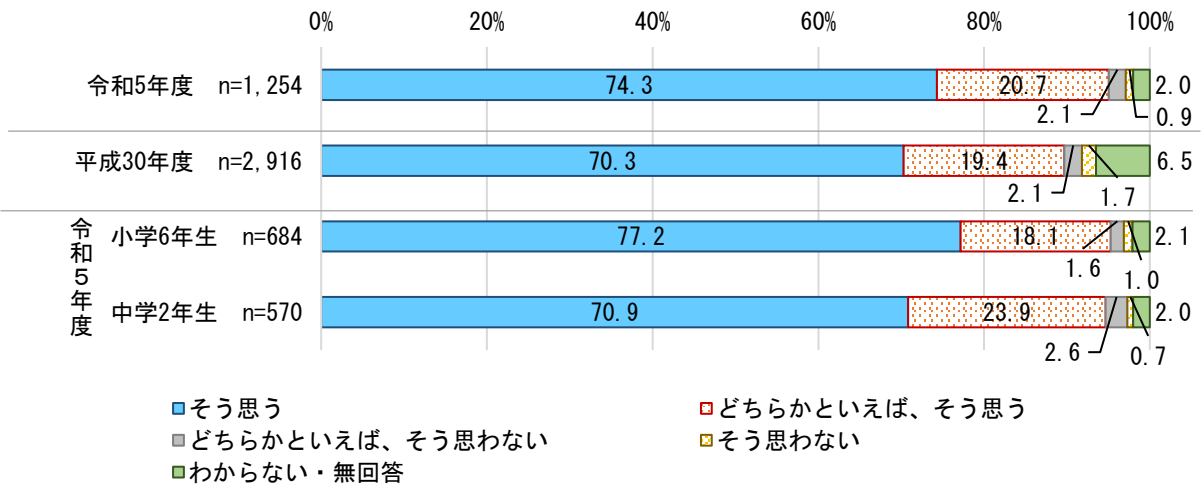
《回答者：保護者》



【長期休暇（夏休みや春休みなど）の日中、過ごす場所】（複数回答）
《回答者・保護者》

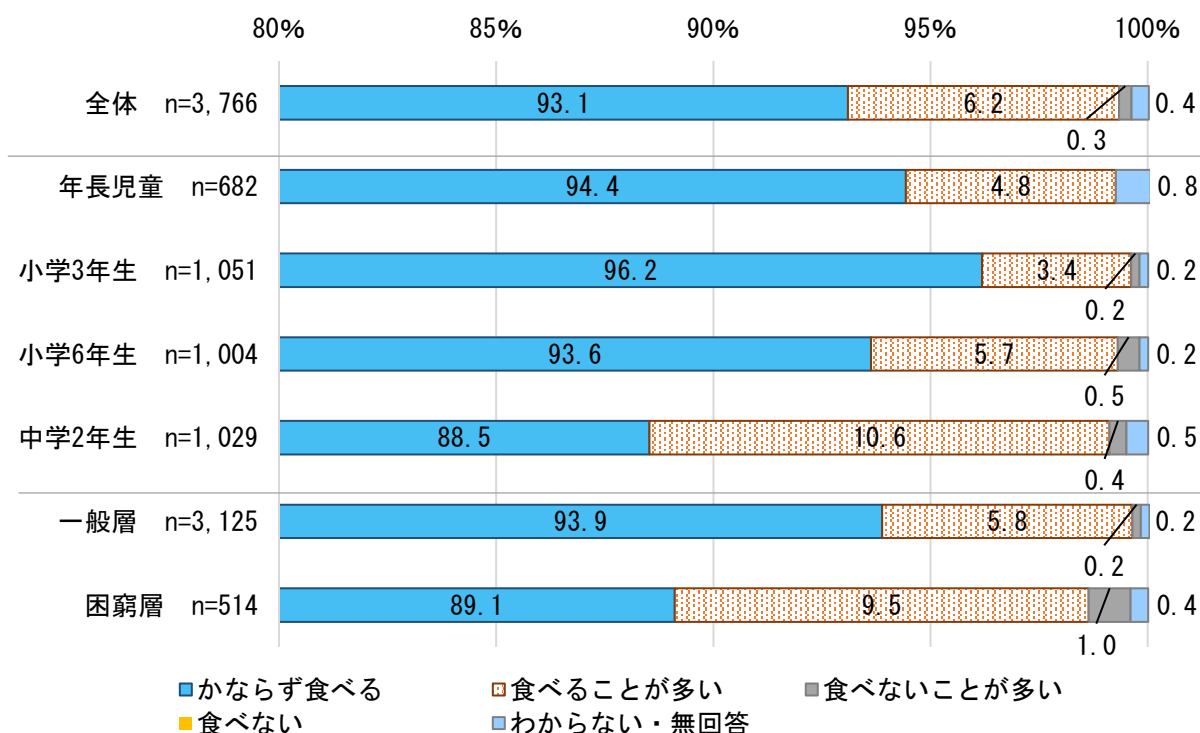


【自宅は心がほっとする場所か】
《回答者：こども（小6・中2）》

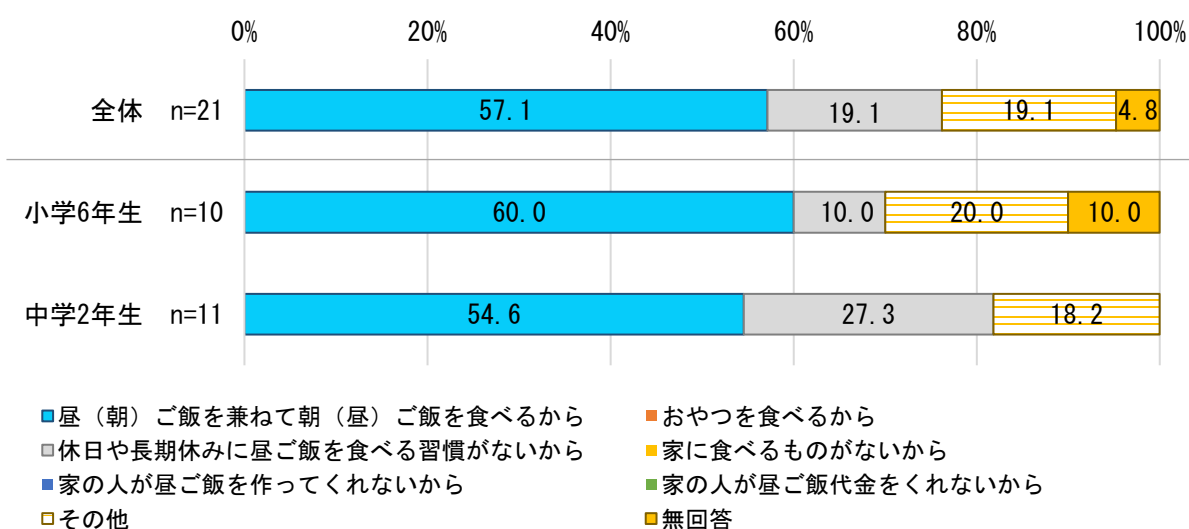


休日や長期休暇（夏休みや春休みなど）の際、昼ご飯を食べているか聞いたところ、99.3%が「必ず食べる」「食べることが多い」と回答しました。休日や長期休みに昼ご飯を「食べないことが多い」「食べない」とした理由の大半は、「昼（朝）ご飯を兼ねて朝（昼）ご飯を食べるから」「休日や長期休みに昼ご飯を食べる習慣がないから」であり、「家に食べるものがないから」「家の人が昼ご飯を作ってくれないから」「家の人がご飯代金をくれないから」と回答したことはありませんでした。

【休日や長期休暇（夏休みや春休みなど）の際、昼ご飯を食べているか】
《回答者：保護者》



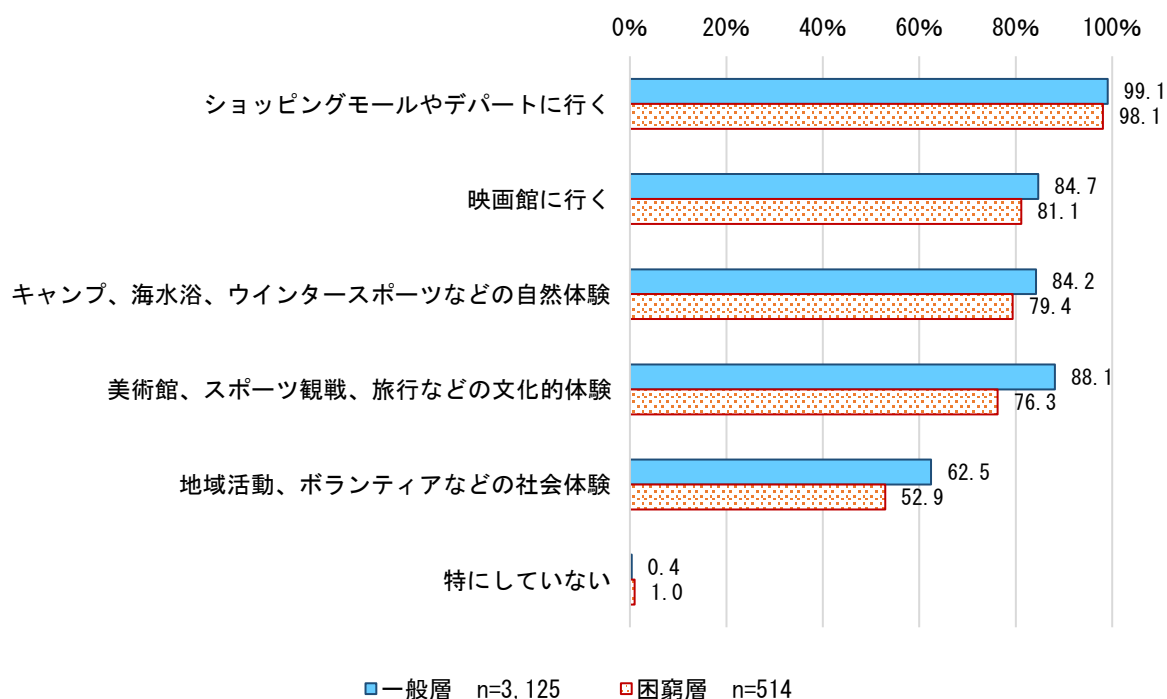
【休日や長期休みに昼ご飯を食べないことが多い、食べない理由】
《回答者：子ども（小6・中2）》



こどもの体験機会について保護者に聞いたところ、一般層に比べて困窮層は各種の体験機会において割合が低くなりました。

【こどもの体験機会】

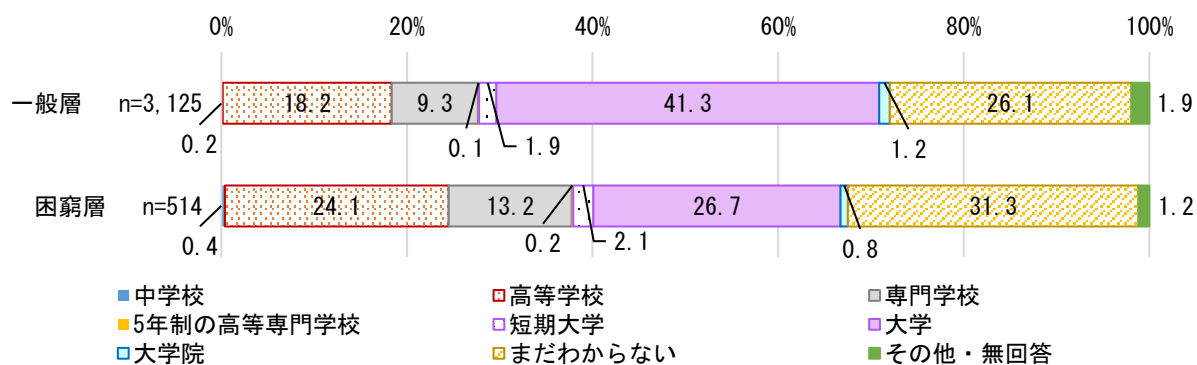
《回答者：保護者》



(4) 教育・進学について

保護者が希望するこどもの最終学歴について、「高等学校」と答えた割合は一般層で18.2%、困窮層で24.1%、「大学」と答えた割合は一般層で41.3%、困窮層で26.7%でした。

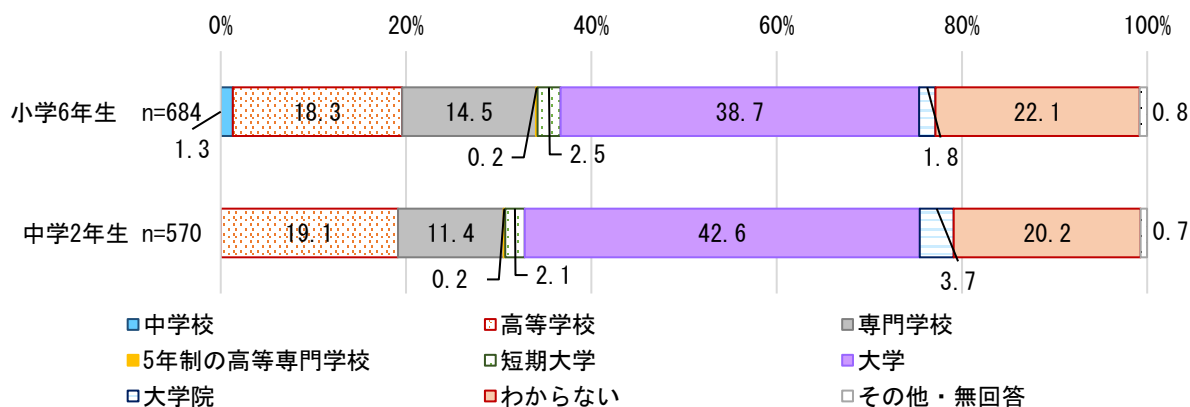
【保護者が希望するこどもの最終学歴】



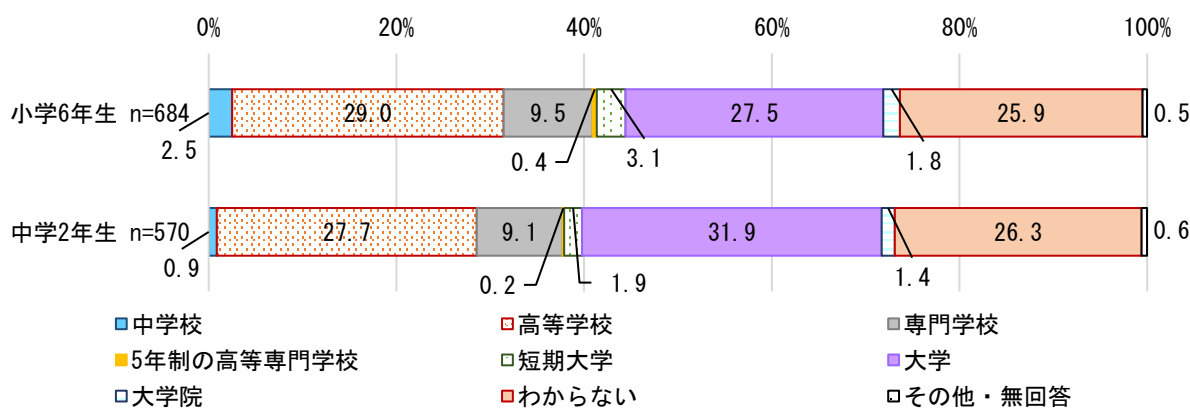
こどもが希望する進学先について、いずれの学年においても「大学」が最も多く、「高等学校」は2割程度でした。

現実的な進学先は、いずれの学年においても「大学」の割合が約10ポイント下がり、「高等学校」の割合が約10ポイント上がりました。その理由としては「自分の成績から考えて」が66.5%で最も多く、次いで「お金がかかるから」が30.9%という結果となりました。

【こどもが希望する進学先】

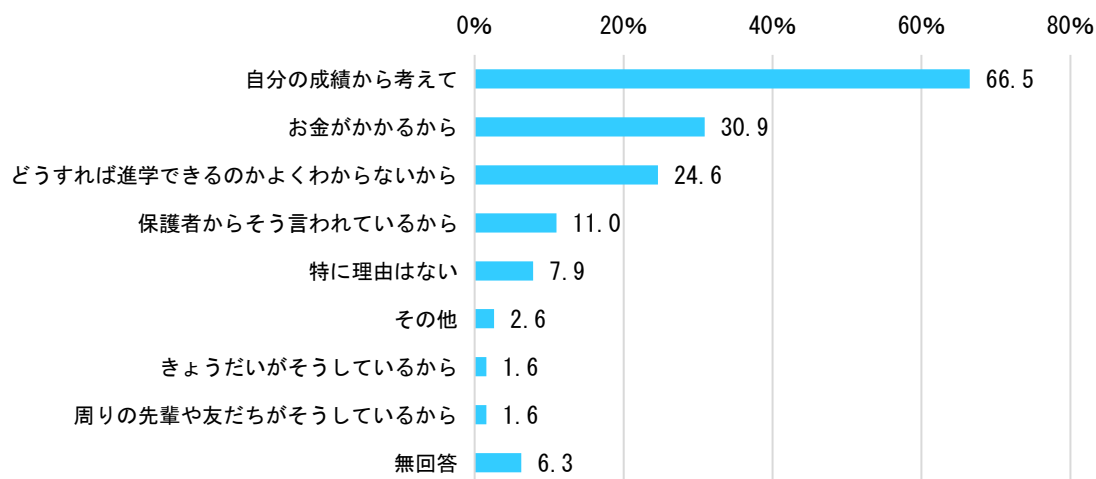


【現実的な進学先】



【希望の進学先と現実的な進学先が異なる理由】

《回答者：希望と現実的な進学先が異なると回答したこども》 n=191

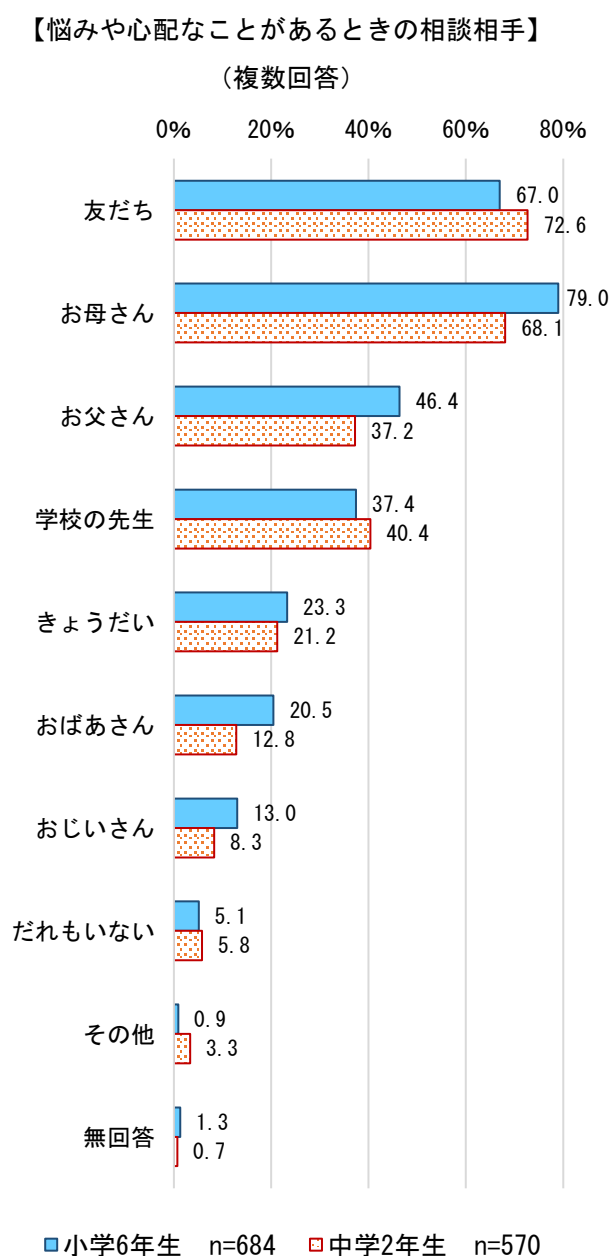
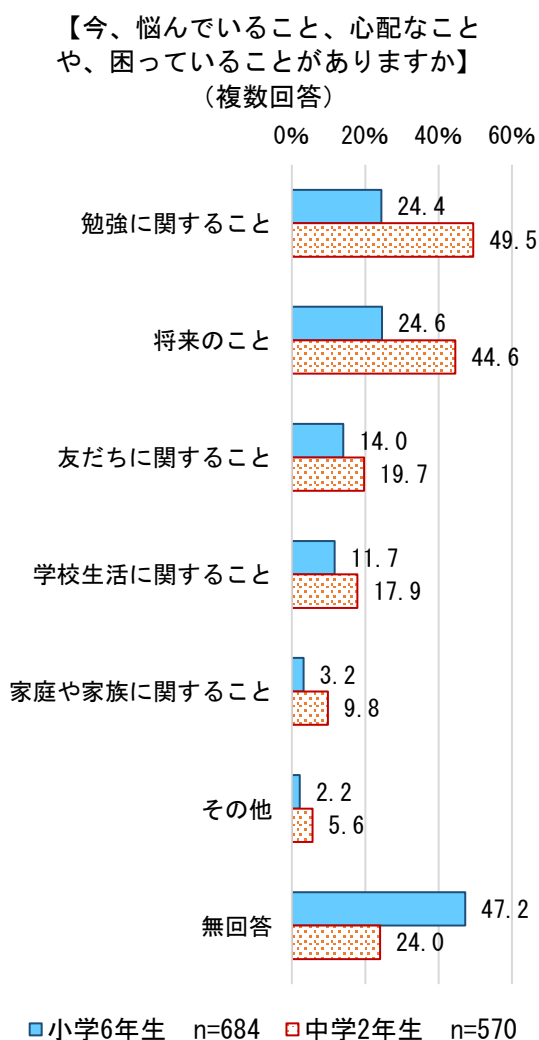


(5) こども自身の考えについて

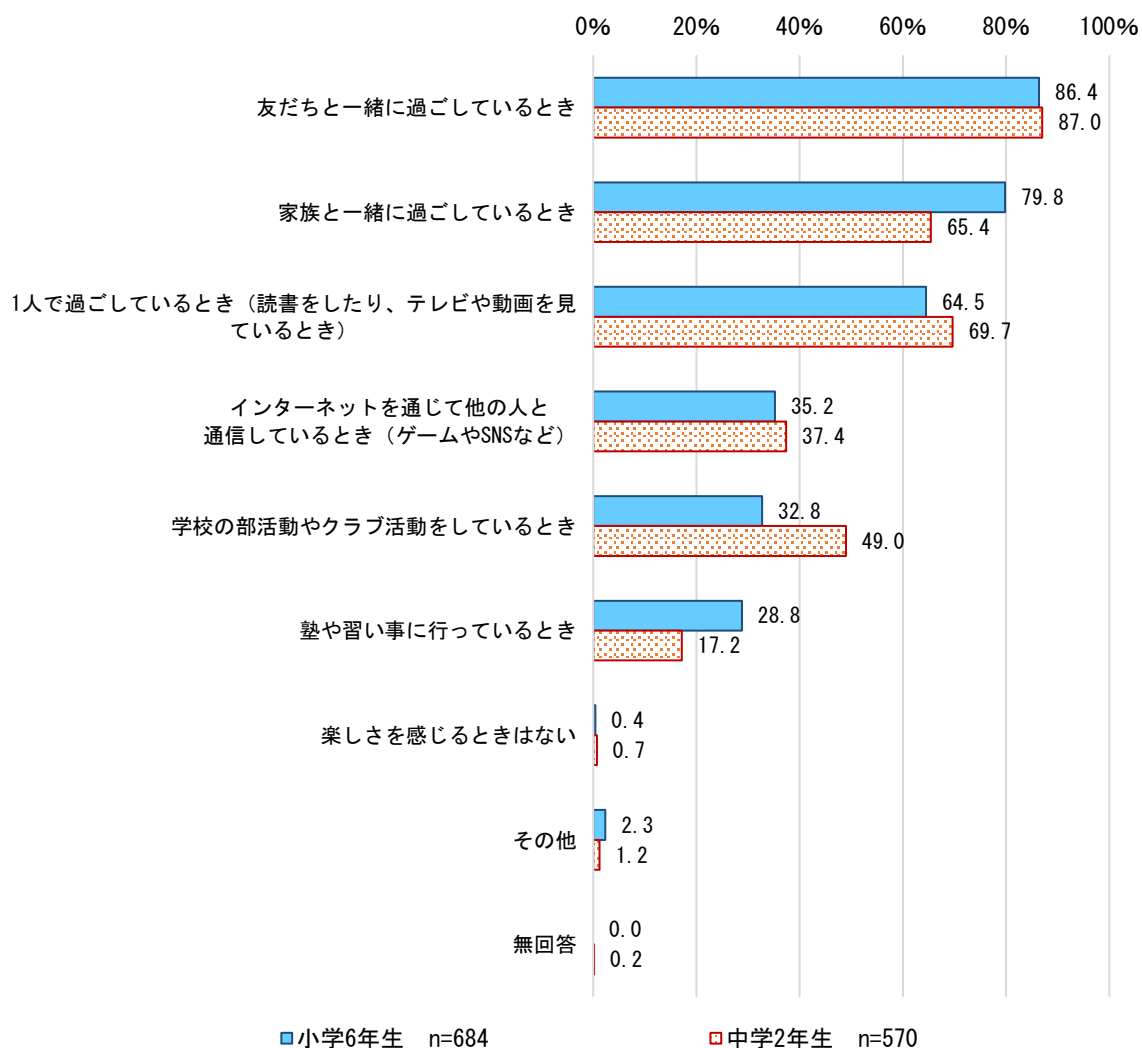
こどもに現在悩んでいること、心配なことや、困っていることがあるか聞いたところ、いずれの学年においても「勉強に関すること」「将来のこと」が多い結果となり、小学6年生に比べて中学2年生では、将来のことをより現実的に考えている様子がうかがえます。

悩みや心配なことがあるときの相談相手は、いずれの学年においても「友だち」「お母さん」の割合が高くなりました。また、小学6年生に比べて中学2年生では、「お母さん」「お父さん」に相談する割合が低くなり、「友だち」「学校の先生」に相談する割合が高くなりました。

普段の生活で楽しさを感じるときは、「友だちと一緒に過ごしているとき」「家族と一緒に過ごしているとき」「1人で過ごしているとき（読書をしたり、テレビや動画を見ているとき）」が多い結果となりました。



【普段の生活で楽しさを感じる時】（複数回答）

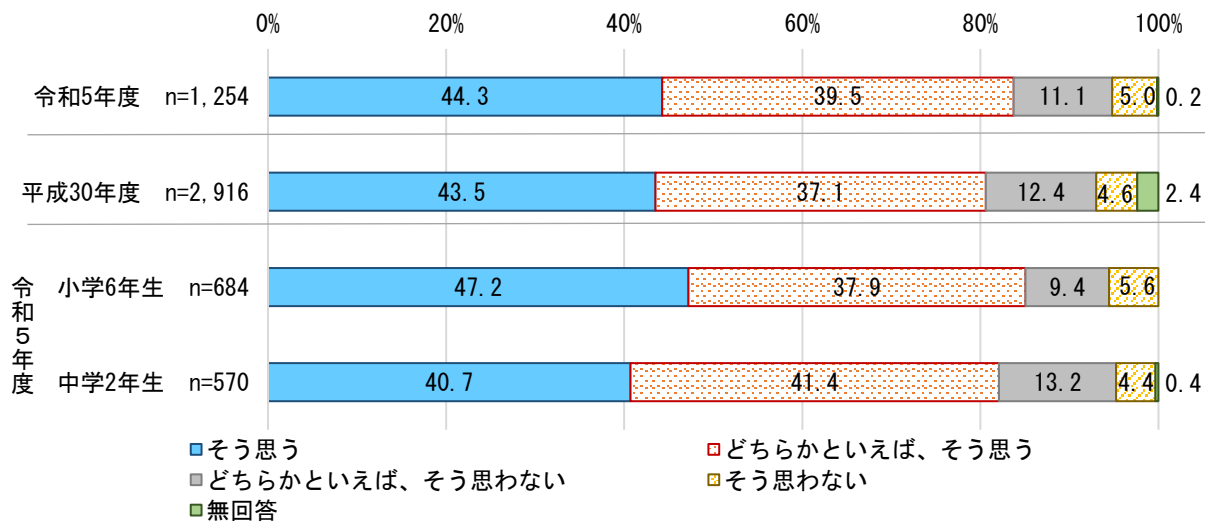


こどもに自分にはよいところがあると思うか等、現在の気持ちについて聞いたところ、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した割合は、平成 30 年度に比べて微増しています。

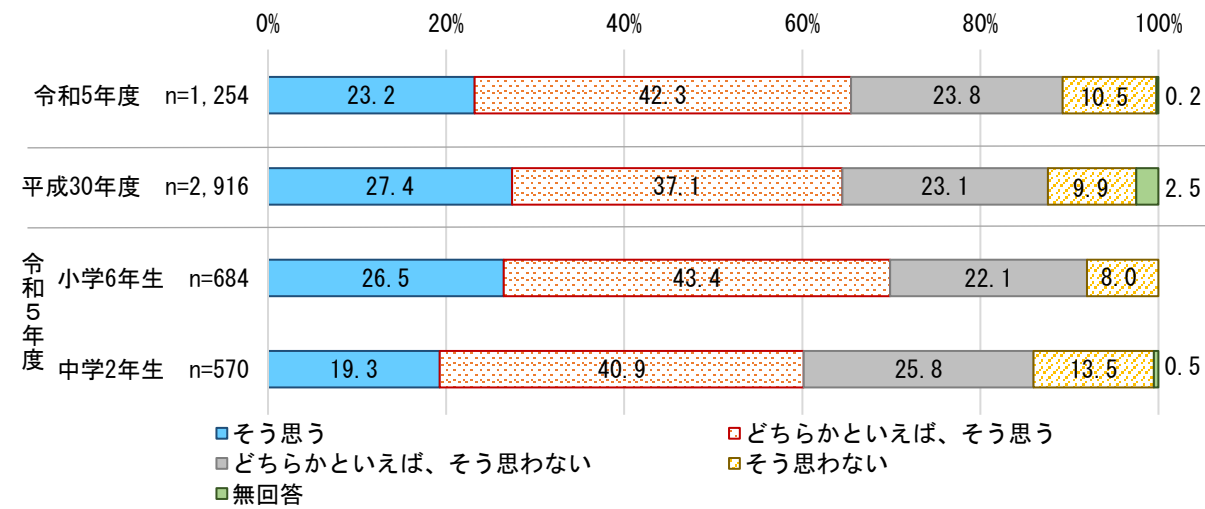
また、こども自身の将来に関することについては、平成 30 年度とほぼ同様の傾向となっています。多くのこどもが夢や希望を持ち、将来のためにも今、がんばりたいと考えていることがうかがえます。

現在の気持ちについて

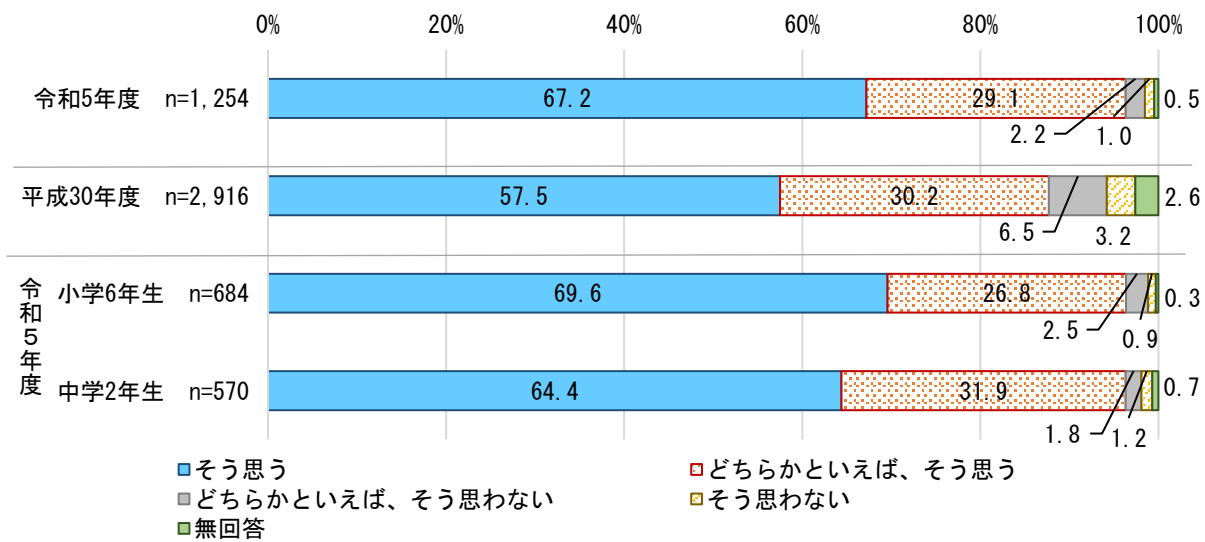
【自分にはよいところがあると思うか】



【自分に自信があるか】

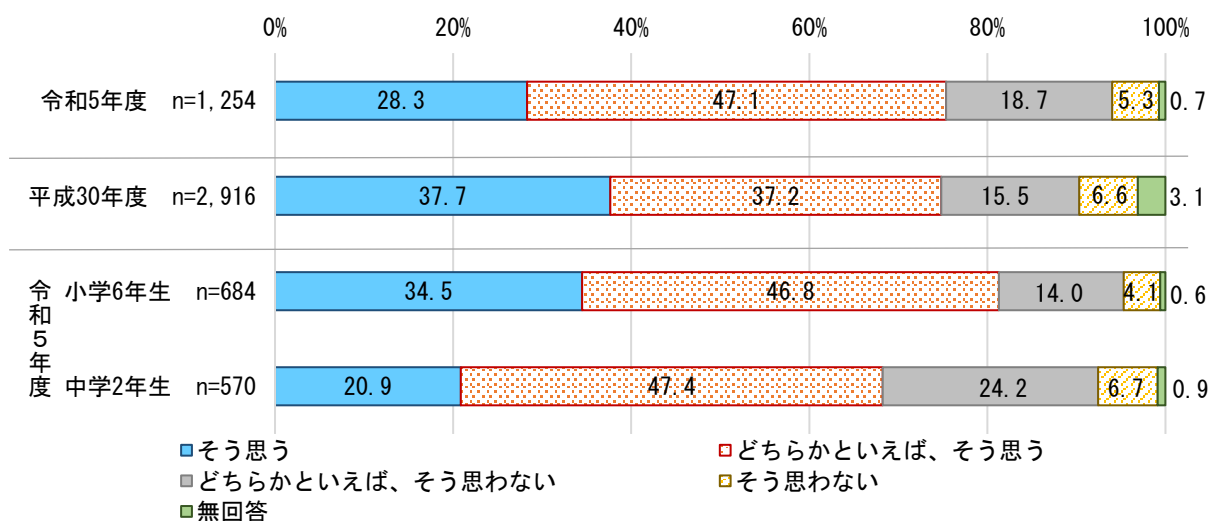


【自分は幸せだと思うか】

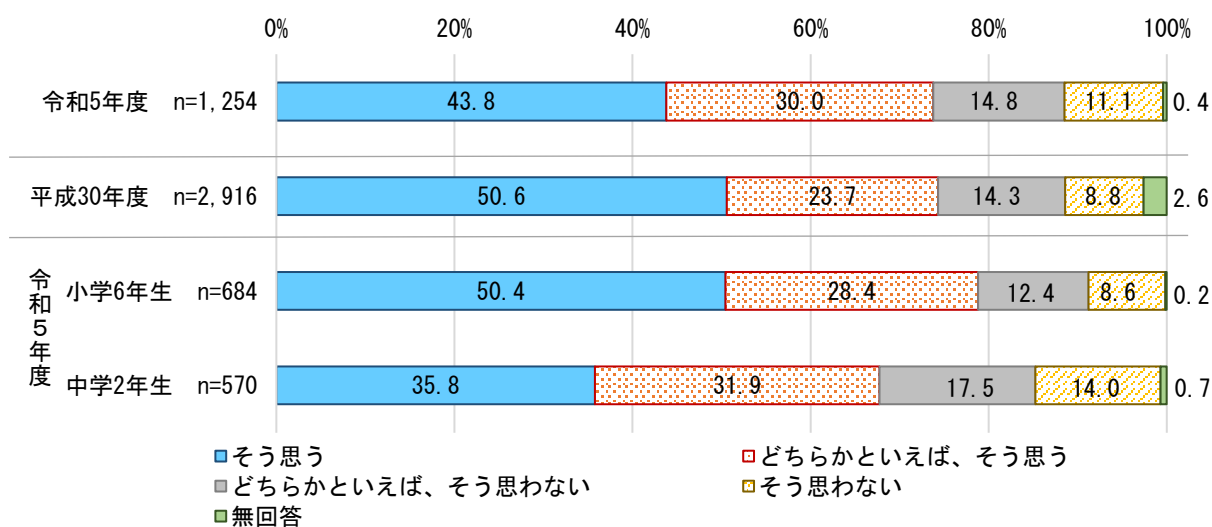


将来について

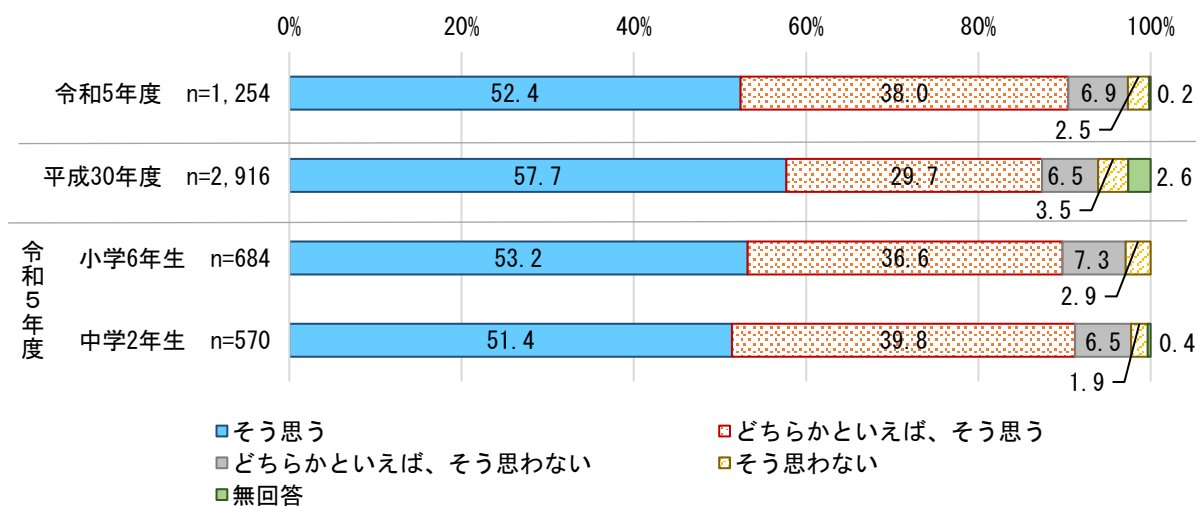
【自分の将来に、明るい希望を持っているか】



【将来の夢や目標があるか】



【将来のためにも、今がんばりたいと思うか】



(6) こどもの権利について

保護者にこどもの権利学習テキスト「えがお」の認知度について聞いたところ、「内容まで知っている」「内容はわからないが名称は知っている」の合算値が平成 30 年度に比べて 9.8 ポイント高くなりました。

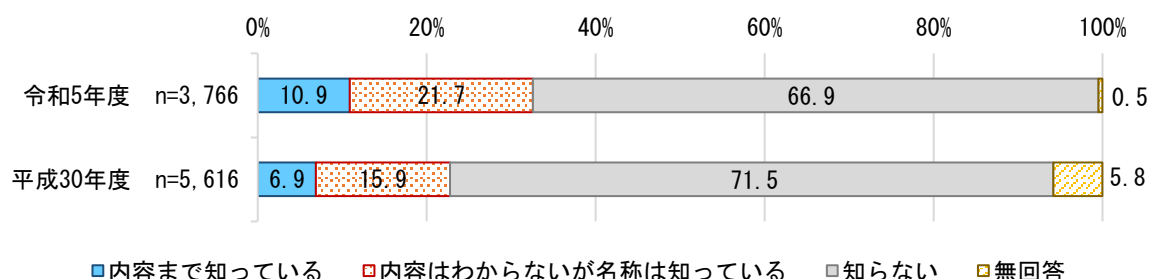
また、ヤングケアラーの認知度について、保護者の 67.9%が「知っているし、意味も理解している」と回答したのに対し、こどもは 32.2%という結果となりました。

こどもの権利の認知度については、約 7 割のこどもが「知っている」「だいたい知っている」と答えました。

また、こどもの権利を守るためにあるとよい取組について聞いたところ、「困ったときに気軽に相談できるところ」を望むこどもが最も多い結果となりました。

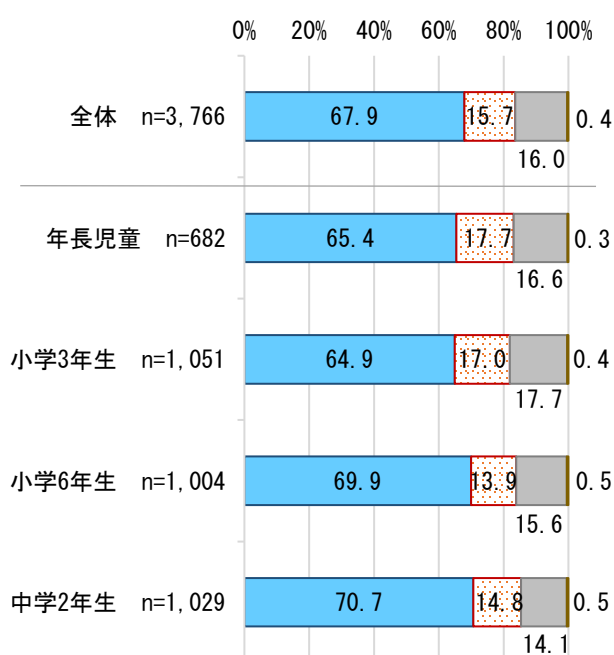
【こどもの権利学習テキスト「えがお」の認知度】

《回答者：保護者》

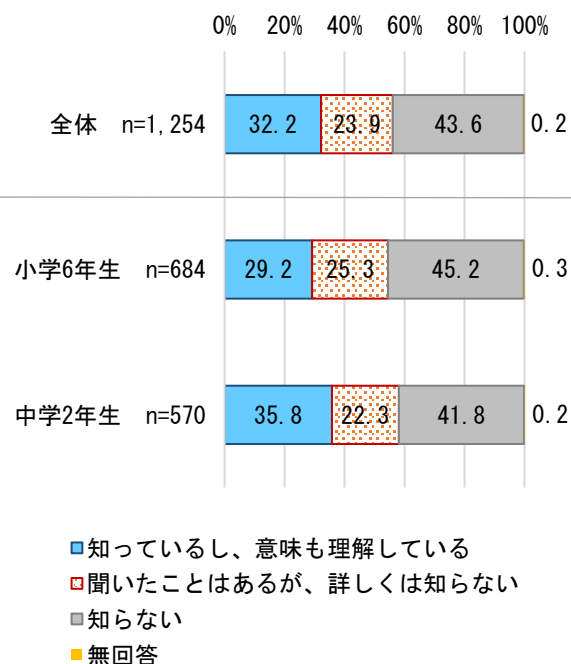


【ヤングケアラーの認知度】

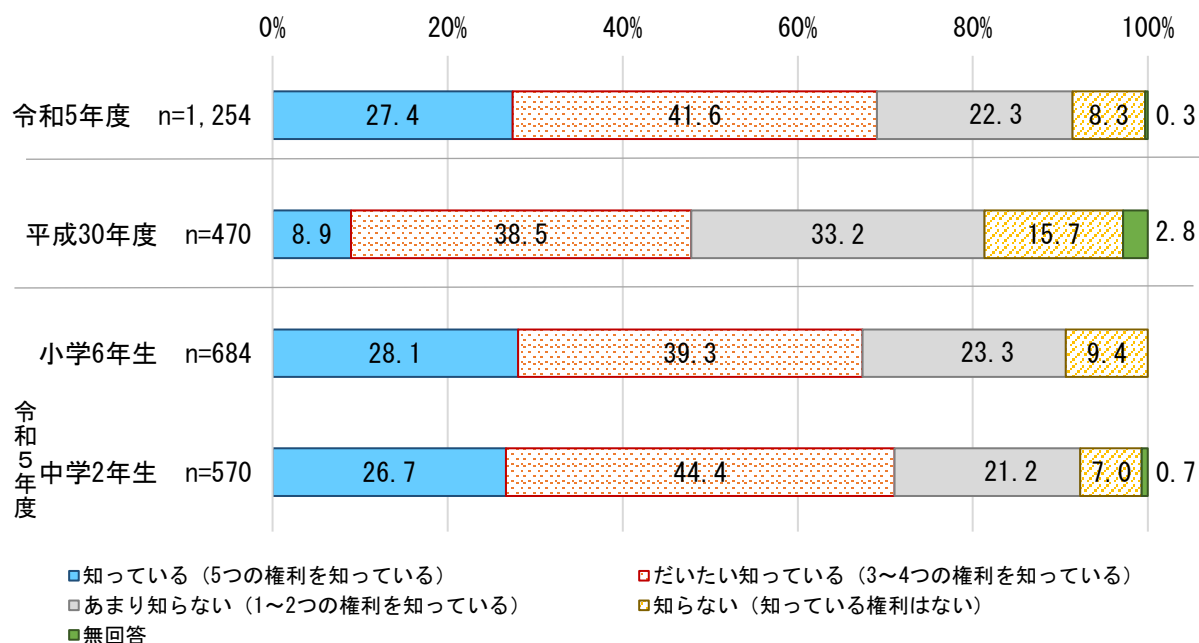
《回答者：保護者》



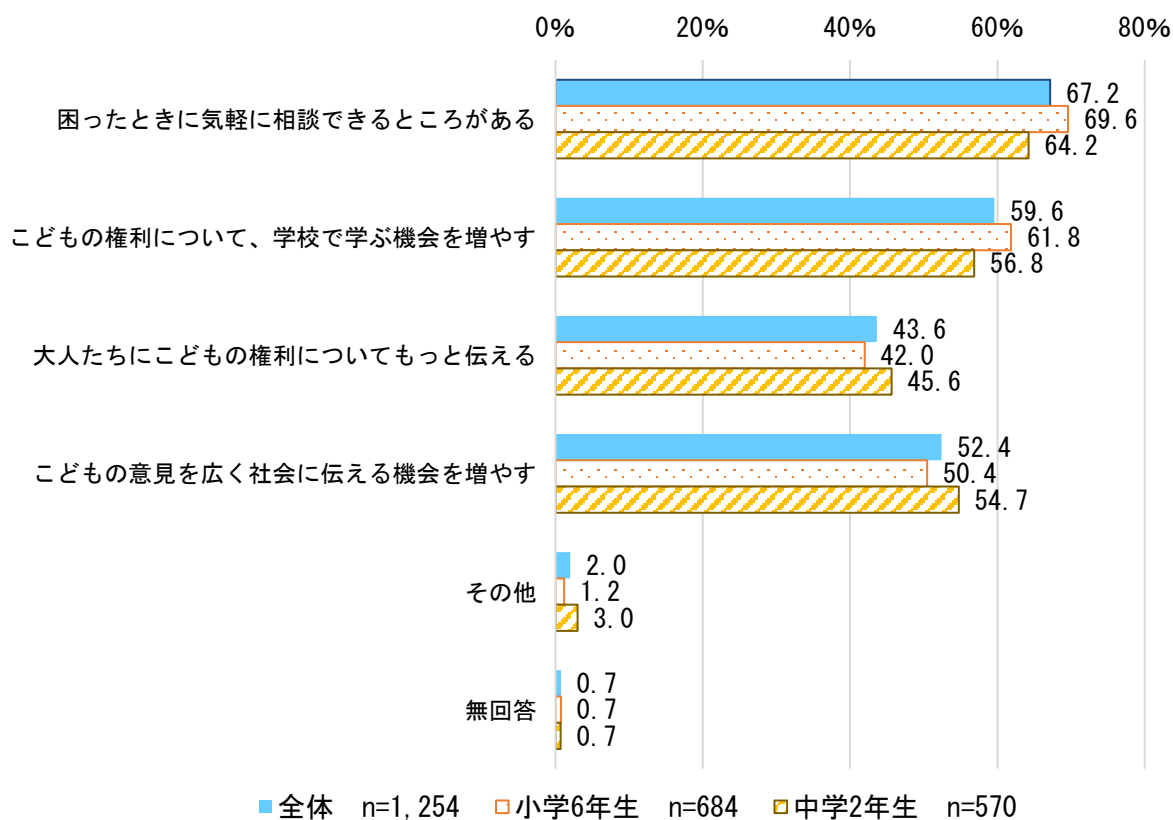
《回答者：こども（小6・中2）》



【こどもの権利の認知度】
《回答者：こども（小6・中2）》



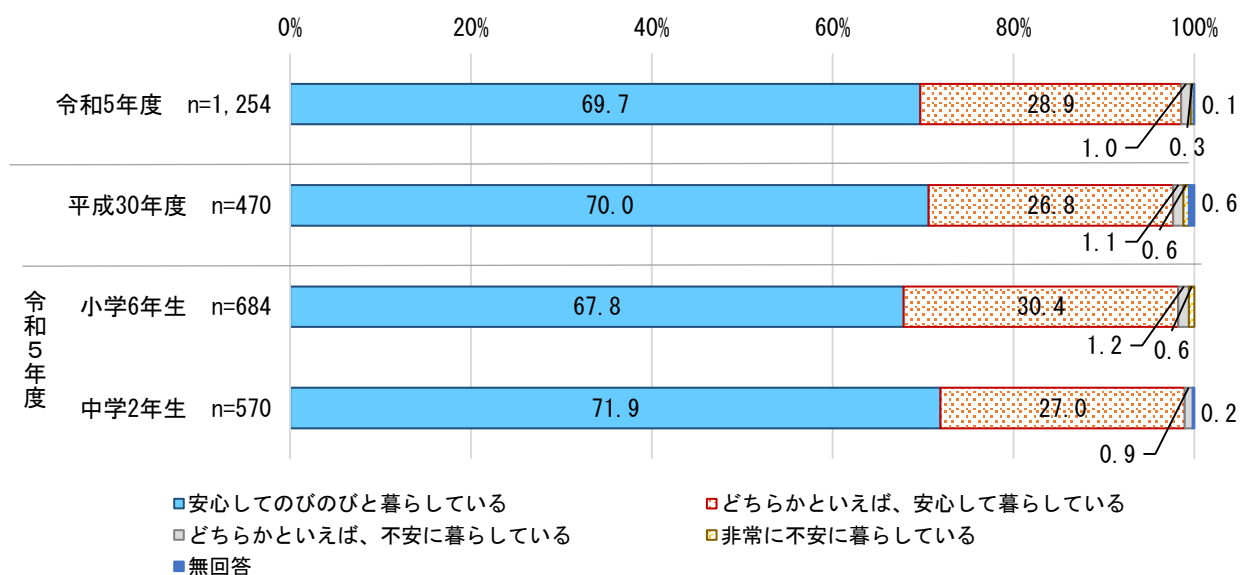
【こどもの権利を守るためにあるとよい取組】（複数回答）
《回答者：こども（小6・中2）》



地域が安全で安心して暮らせていると感じるこどもの割合は 98.6%であり、こどもたちにとって地域が安心できる場所として捉えられていることがうかがえます。

【住んでいる地域で安全で安心して暮らせているか】

《回答者：こども（小6・中2）》



2 こどもからの意見の聴き取り

本計画の策定に当たり、市では各種イベントの機会や高等学校・大学への訪問等を通じて、こどもから聴き取りを行い、意見や要望を把握しました。

対象	実施日	イベント	主な参加者	人数	内容
小中学生	令和6年 7月24日	さとまる学校	中郷区小中学校 児童生徒	約30人	シール投票形式によるアンケート ＜テーマ＞ ①自分らしく生きるために大切なことは？ ②どうやって意見をきいてほしい？
	8月2日	名立児童館	宝田小学校児童	約10人	
	8月5日	夏休み☆子ども つどいのひろば	牧区小中学校 児童生徒	約10人	
	8月8日		浦川原区小学校 児童	約20人	
	8月24日	のびるば	市内小中学校 児童生徒	約25人	
	9月1日	市小中学校PTA 連絡協議会創立 20周年イベント	市内小中学校 児童生徒	約120人	
	9月14日	柿崎区 公民館事業	柿崎区小学校 児童	約20人	
	10月6日	頸城区 公民館事業	頸城区小学校 児童	約20人	
	11月16日	学び愛フェスタ	市内小中学校 児童生徒	約40人	

対象	実施日	対象	手段・イベント	人数	主な意見
高等学校	令和6年 3月5日	関根学園 高等学校	提案	6人	・家庭、学校に続くサードプレイスがほしい。 ・自主学習と友人（他校も）との交流ができる居場所がほしい。
	3月7日	上越高等学校	アンケート フリートーク	29人	・進学に向けて集中しやすい環境を整えてほしい。 ・学校や家以外で勉強に集中できる場所を増やしてほしい。 ・自分のやりたいこと、好きなことを理解してほしい。 ・将来について、一緒に考え、色々な意見を教えてほしい。
	5月2日	高田北城 高等学校	アンケート フリートーク	24人	・学校以外でも居場所だと思えるところがほしい。 ・将来の就労について、実際にその仕事に就いて感じたことを聞きたい。 ・学校の部活動が減り活気が無くなっているので、元の活気があった頃に戻してほしい。
大学	6月21日	上越教育大学	フリートーク	6人	・自分のやりたいことへの理解。 ・SNSでの情報発信は、簡単に入手できるのでメリットだが、失念してしまうこともあるため、紙の情報媒体は必要。
	7月4日	県立看護大学	アンケート フリートーク	6人	・デジタルの情報発信は便利だが、紙などアナログ媒体の情報発信は効果的。 ・大学進学に向けた経済的支援があると良い。 ・結婚支援の色々な政策を知る機会があると良い。

3 策定経過

実施日等	会議等の名称	内容
令和5年 11月22日 ～12月11日	子どもの生活実態に関する アンケート調査の実施	・こども…普段の生活、教育・進学、こども自身の考え、こどもの権利など ・保護者…経済的状況、就労状況、こどもの体験機会、こどもの教育・進学、こどもの権利など
令和6年 4月25日	第1回子ども・子育て会議	・委員委嘱 ・上越市こども計画の策定について ・上越市こども計画の施策の体系について ・子どもの生活実態に関するアンケート調査の結果について
7月12日	第2回子ども・子育て会議	・上越市子ども・子育て支援総合計画事業における令和5年度進捗状況及び令和6年度取組内容について ・上越市子ども・子育て支援総合計画における主な取組と今後の課題について ・上越市こども計画の施策の体系及び成果指標について
11月1日	第3回子ども・子育て会議	・上越市こども計画（素案）について
12月6日	市議会厚生常任委員会 所管事務調査	・上越市こども計画（案）について
12月25日 ～令和7年 1月23日	パブリックコメントの実施	・上越市こども計画（案）の意見募集
3月13日	第4回子ども・子育て会議	・上越市こども計画（最終案）について
3月	計画策定	

4 上越市子ども・子育て会議条例

○上越市子ども・子育て会議条例

平成25年12月20日

条例第54号

改正 令和2年3月26日条例第5号

令和2年3月26日条例第15号

令和5年3月24日条例第2号

令和5年3月24日条例第14号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、上越市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 子ども・子育て会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 上越市子どもの権利に関する条例（平成20年上越市条例第4号）第1条に規定する目的の達成のために取り組む施策の実施状況を調査審議すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する23人以内の委員をもって組織する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業者
- (3) 労働者
- (4) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募に応じた市民

（委員の任期）

第4条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その

職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第7条 子ども・子育て会議は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども・子育て部において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第5号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 上越市子ども・子育て会議を組織する委員の委嘱に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（令和5年条例第2号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第14号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

5 上越市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・順不同)

区 分	選出団体等	氏 名	摘要
子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 6 条第 2 項に規定する保護者	私立幼稚園保護者会	佐々木 ゆり子	
	公立保育園保護者会	宮森 亮輔	
	小中学校 PTA 連絡協議会	鈴木 博美	
事業者	上越商工会議所	金子 裕	
労働者	連合新潟上越地域協議会	荻野 英子	
子ども・子育て支援に関する事業の従事者	上越児童・障害者相談センター	石橋 一	
	私立幼稚園・認定こども園連盟	石田 明義	
	私立保育園協会	青木 純子	
	小学校長会	遠藤 和英	
	中学校長会	本間 祐史	
	特別支援学校長会	福田 功	
	認定 NPO 法人マミーズ・ネット	中條 美奈子	
	地域青少年育成会議協議会	村本 亜紀子	
	民生委員児童委員協議会連合会	山崎 美枝子	
	上越人権擁護委員協議会	山岸 喜一	
	上越助産師会	渡邊 文香	
	CAP・じょうえつ	森岡 有吏子	
学識経験者	国立大学法人上越教育大学	安藤 知子	委員長
	公立大学法人新潟県立看護大学	大久保 明子	副委員長
公募に応じた市民	公募委員	岡 麻衣子	
		中野 珠紀	
		福井 美里	

上越市こども計画

令和7年3月 発行

発行：上越市

編集：上越市こども・子育て部こども家庭センター

〒943-8601 新潟県上越市木田一丁目1番3号

TEL (025) 526-5111

FAX (025) 526-6116

URL <https://www.city.joetsu.niigata.jp/>